第８回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会
議 事 概 要

開催日時：令和４年６月２７日（月）１３：３０～１５：００

場所：富山河川国道事務所　３階　大会議室 および テレビ会議

議事：１．開会

２．議事

（１）規約の一部改正

（２）第８回幹事会報告

（３）２期（令和３年度以降）の減災対策協議会での取組・各流域の減災に係る取組方針

（４）取組方針に基づく取組状況報告について

（５）県管理河川の減災に係る取組について

（６）その他報告事項

３．閉会

議事概要：

＜規約の一部改正について＞

- 事務局より、協議会および幹事会構成機関の名称に関する以下の変更について、説明が行われた。

〈協議会構成機関〉

・代表者の役職名の変更：富山地方気象台

・部署名の変更：関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部

〈幹事会構成機関〉

・幹事・副幹事の役職名の変更：富山市（副幹事）、射水市（幹事）

・部署名の変更：関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部

- 提示した規約改正について了承された。

＜第８回幹事会報告について＞

- 事務局より、幹事会の議論に関する報告について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜２期（令和３年度以降）の減災対策協議会での取組・各流域の減災に係る取組方針について＞

- 事務局より、２期において減災対策協議会で取り組む内容の概要および、各流域の減災に係る取組方針について、説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜取組方針に基づく取組状況報告について＞

- 事務局および各機関より、各流域の減災に係る取組方針に基づく令和３年度の取組実施状況について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜県管理河川の減災に係る取組について＞

- 富山県および各機関より、県管理河川における取組方針に基づく対策の実施状況について説明が行われた。
- 富山県より、県管理河川の減災に係る取組方針の変更案について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜その他報告事項＞

- 事務局および富山県より、その他報告事項について情報共有が行われた。
- 事務局より、今後の予定として、第９回協議会では前年度の取組状況に加えて当該年度の取組計画も報告することが説明された。

― 以上 ―

第８回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：令和４年６月２７日（月）13：30～15：00
場所：富山河川国道事務所　３階　大会議室（テレビ会議併用）

議　事　次　第

開会挨拶

１．議　事
（１）規約　【資料１】
（２）第８回幹事会報告　【資料２】
（３）２期（令和３年度以降）の減災対策協議会での取り組み【資料３】
（４）各流域の減災に係る取組について
・各流域の減災に係る取組方針について【資料４】
・取組方針に基づく状況報告について【資料５】
（５）県管理河川の減災に係る取組について
・県管理河川の減災に係る取組状況について【資料６】
・県管理河川の減災に係る取組方針について【資料７】

２．その他報告事項【資料８】
① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題
③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（県からの報告）
④ 流域タイムラインの策定・活用
⑤ 過去の災害で学ぶ「自然災害伝承碑」
⑥ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況
⑦ 富山県砂防課からのお知らせ
⑧ ダムの役割とダムホットライン・Ｌアラートについて

閉会挨拶

第８回　常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会
配布資料　一覧

・議事次第、配布資料一覧
・名簿、座席表
・資料１　規約
・資料２　第８回幹事会報告
・資料３　２期（令和３年度以降）の減災対策協議会での取り組み
・資料４　各流域の減災に係る取組方針について
・資料５　取組方針に基づく状況報告について
・資料６　県管理河川の減災に係る取組状況（R3 実績）
・資料７　県管理河川の減災に係る取組方針（R4 変更案）
・資料８　その他報告事項
　① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
　② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題
　③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
　③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（県からの報告）
　④ 流域タイムラインの策定・活用
　⑤ 過去の災害で学ぶ「自然災害伝承碑」
　⑥ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況
　⑦ 富山県砂防課からのお知らせ
　⑧ ダムの役割とダムホットライン・Ｌアラートについて
・参考資料１　「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）
・参考資料２　１期の目標年（令和２年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　４河川一覧
・参考資料３　２期項目 No に含まれる１期項目 No の内容

以上

資料１

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会　規約

（設　置）

第１条　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条の９に基づく「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目　的）

第２条　協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川及び上市川、白岩川、下条川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第３条　協議会は、一級水系常願寺川、一級水系神通川、一級水系庄川、一級水系小矢部川、二級水系上市川、二級水系白岩川、二級水系下条川を対象とする。

（協議会の構成）

第４条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第５条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第６条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一　洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三　毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

第７条　事務局は、第６条の取組事項に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

２　専門部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

（会議の公開）

第８条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第９条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第１０条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、富山河川国道事務所調査第一課及び富山県土木部河川課が共同で行う。

（雑　則）

第１１条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附　則）

第１２条 本規約は、平成２８年　４月２１日から施行する。

改　正　　平成２８年　８月２６日

改　正　　平成２９年　５月　２日

改　正　　平成３０年　６月　５日

改　正　　令和　元年　６月　６日

改　正　　令和　２年　６月１０日

改　正　　令和　３年　６月２２日

改　正　　令和　４年　６月２７日

※赤字下線部が改正部分

別表－1

機　　関　　名	代　表　者
富　山　市	市　　長
高　岡　市	市　　長
立　山　町	町　　長
舟　橋　村	村　　長
射　水　市	市　　長
砺　波　市	市　　長
小 矢 部 市	市　　長
南　砺　市	市　　長
滑　川　市	市　　長
上　市　町	町　　長
富山県　土木部　河川課	課　　長
富山県　土木部　砂防課	課　　長
富山県　富山土木センター	所　　長
富山県　富山土木センター　立山土木事務所	所　　長
富山県　高岡土木センター	所　　長
富山県　高岡土木センター　小矢部土木事務所	所　　長
富山県　砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	台　　長
北陸地方整備局　富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部　水力土木チーム	
関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局　立山砂防事務所	
北陸地方整備局　神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局　利賀ダム工事事務所	

別表－２

機　　関　　名	幹　　事	副　幹　事
富　山　市	河川整備課長	防災危機管理課長
高　岡　市	土木維持課長	危機・管理室長
立　山　町	建　設　課　長	総　務　課　長
舟　橋　村	生活環境課長	総　務　課　長
射　水　市	河川・港湾課長	総　務　課　長
砺　波　市	土　木　課　長	総　務　課　長
小 矢 部 市	都市建設課長	総　務　課　長
南　砺　市	建設維持課長	総　務　課　長
滑　川　市	建　設　課　長	総　務　課　長
上　市　町	建　設　課　長	総　務　課　長
富山県　土木部　河川課	河川課　主幹	防災・危機管理課 副主幹
富山県　土木部　砂防課	砂防課　主幹	
富山県　富山土木センター	工務第二課長	
富山県　富山土木センター　立山土木事務所	工　務　課　長	
富山県　高岡土木センター	工務第二課長	
富山県　高岡土木センター　小矢部土木事務所	工　務　課　長	
富山県　砺波土木センター	工務第二課長	
富山地方気象台	防 災 管 理 官	
北陸地方整備局　富山河川国道事務所	副所長（河川）	
＜オブザーバー＞		
西日本旅客鉄道（株）金沢支社		
あいの風とやま鉄道（株）		
富山地方鉄道（株）		
万葉線（株）		
北陸電力（株）再生可能エネルギー部　水力土木チーム		
関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部　庄川水力センター		
電源開発（株）中部支店		
国土地理院　北陸地方測量部		
北陸地方整備局　立山砂防事務所		
北陸地方整備局　神通川水系砂防事務所		
北陸地方整備局　利賀ダム工事事務所		

資料２

第８回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会　幹事会

議事概要

開催日時：令和４年３月８日（火）14：45～16：30
場所：富山河川国道事務所　３階　大会議室およびテレビ会議
議事：１．開会
　　２．議事
　　（１）規約
　　（２）第７回協議会報告
　　（３）２期（令和３年度以降）の減災対策協議会での取り組み
　　（４）各流域の減災に係る取組について
　　（５）県管理河川の減災に係る取組について
　　（６）その他報告事項
　　３．閉会

議事概要
＜規約について＞
- 事務局より、本協議会における規約に変更が無い旨について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜第７回協議会報告＞
- 事務局より、前回会議である第７回協議会の開催内容について報告が行われた。
- 内容について了承された。

＜２期（令和３年度以降）の減災対策協議会での取り組み＞
- 事務局より、令和 3 年度以降の減災対策協議会における取組み概要について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜各流域の減災に係る取組について＞
- 事務局より、各流域の減災に係る取組方針および取組項目の見直し箇所について説明が行われた。
- 事務局より、令和３年度に取り組まれた内容のうち、代表的な取組内容について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜県管理河川の減災に係る取組について＞

- 富山県より、県管理河川における取組方針に基づく対策の実施状況について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜その他報告事項＞

- 事務局および富山県より、その他報告事項について情報共有が行われた。

― 以上 ―

2期（令和3年度以降）の減災対策協議会での取り組み

〇令和2年9月14日に4河川の流域治水プロジェクト協議会が設立され、あらゆる関係者により流域全体の水害を軽減させる「流域治水」を推進することになりました。
〇そのため、これまで減災対策協議会で取り組んできたハード対策の取り組みは、流域治水プロジェクト協議会で今後取り扱うことになります。
〇よって、**減災対策協議会で令和3年度以降取り組む内容は、避難計画・防災教育・水防体制の充実など、「避難・水防対策」を重点としたソフト対策の取り組みとなります。**

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築(大規模氾濫減災協議会　国管理河川１２９協議会)

◆H28.4.21　4河川大規模氾濫減災対策協議会設立
・H27.9　関東・東北豪雨災害契機
（鬼怒川堤防決壊）

緊急行動計画　H28～R2　（５か年）　※１

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策	危機管理型ハード対策等
避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など	R2概ね完了見込み

※１
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※２
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し 、流域治水プロジェクトに記載する。

流域治水　(流域治水協議会　国管理河川１１８協議会)

◆R2.9.14　4河川流域治水プロジェクト協議会設立
・R元.10　東日本台風（千曲川堤防決壊等契機）

R3以降

流域治水プロジェクト　R3～

大規模氾濫減災対策協議会　※２

地域の取組方針

避難・水防対策	河川対策の検討	流域対策の検討
避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など	河川整備、ダム建設など	下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

◆R3.9.30　4河川ダム洪水調節機能協議会設立
・既存ダムの活用（事前放流）

資料3

資料４

各流域の減災に係る取組方針について

【目　　次】

◇取組方針
・常願寺川・・・・・・・・・P　1
・神通川・・・・・・・・・・P　13
・庄川・・・・・・・・・・・P　26
・小矢部川・・・・・・・・・P　39

令和４年　６月

第８回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

資料４－１

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく

常願寺川流域の減災に係る取組方針

令和４年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

３．　常願寺川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５

６．　令和７年度までに実施する取組・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１８

１．はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川、及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川７市２町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取り組みを推進するものである。

本協議会では、常願寺川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）氾濫域が扇状地地形を有しており、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

-3-

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、常願寺川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県 土木部 河川課	課　　長
富山県 土木部 砂防課	課　　長
富山県 富山土木センター	所　　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　　長
富山県 高岡土木センター	所　　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　　長
富山県 砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部　水力土木チーム	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．常願寺川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

常願寺川流域は、富山県南東部に位置し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地を出て富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 56km、流域面積 368km^2 の一級河川である。

上流部の立山カルデラには、非常にもろい火山噴出物や崩壊堆積物が多量にあり洪水のたびに下流へ土砂が流出し、その土砂により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道 8 号、国道 41 号などが存在する。

②洪水・氾濫の特性

上流域はきわめて急峻な地形をなしており、非常に崩れやすい状態となっている。また、河床勾配は山地部で約1/30、扇状地部で約1/100と、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流に向かって多くなり、平野部で約2,300㎜、山岳部では3,000㎜を越えるため、上流域の降雨に伴う洪水の危険度を認識しにくい特徴がある。

常願寺川の地形は、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市をはじめ、広範囲に甚大な被害が及ぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

安政5年（1858年）の飛越地震では、常願寺川上流の立山カルデラ内で「鳶崩れ」と呼ばれる大崩壊が発生し、水源から扇状地に至る全域にわたって一大荒廃河川となり、この洪水により当時の富山藩領内の18ヶ村に及び死者140人、負傷者8,945人、流出家屋1,603戸の甚大な被害が発生した。

昭和9年7月の洪水では、上流の湯川筋の多枝原の大崩落により、急流河川特有の土砂を伴った大洪水となり、堤防の決壊、橋梁・道路を破壊する大災害となった。

昭和44年8月洪水では、戦後最大の大出水となり、常願寺川は全川にわたり護岸・根固めの沈下流失、水制の破損、倒壊等の大被害が生じ、中新川郡立山町岩峅野地先で150mにわたって堤防が決壊し、中新川郡立山町三ツ塚新地先でも30mの決壊が発生した。

平成10年8月の梅雨前線の停滞によって、3日、7日、12日に平均年最大流量を超える洪水が発生。7日の洪水では高水敷の決壊や根固工の流出などの被害が発生し、その延長は750mにも及んでいる。

近年では、停滞した梅雨前線の影響による集中豪雨により洪水が発生し、治水施設の整備等により大きな一般被害は発生していないが、河川の澪筋が不安定で洪水時には偏流が発生することから、河道内の施設の多くが被災している。

②河川改修の状況

平成21年11月に策定した「常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「急流河川特有の洪水時のエネルギーに対する堤防の安全性の確保」を可能とするため、急流河川対策を行い、氾濫被害の防止を図るとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、急流河川対策等が実施されているものの、予想される洗掘深さに対して根入れが不足している箇所などが解消されておらず、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

常願寺川での主な課題は、以下のとおりである。

１）常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）氾濫域が扇状地地形を有しており、決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」及び「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和３年４月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知・理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討　など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

常願寺川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	〇昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇常願寺川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

-9-

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難指示等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇常願寺川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川水位等に係る情報提供	〇国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へＦＡＸ等により情報提供している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根継ぎ護岸等の整備を推進している。	
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

５．減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和７年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和７年度までに達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害・・・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※　川を流れる洪水・・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※　市街地を流れる洪水・・・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※　迅速かつ確実な避難・・・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※　社会経済被害の最小化・・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、常願寺川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 常願寺川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

６．令和７年度までに実施する取組（2 期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、２期の取組項目数は、１期での取組項目数５６を類似項目毎に統合することで項目数を１５に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新１	洪水予測や水位情報の情報強化	Ｉ，Ｌ１，Ｌ２	北陸地整、気象台、富山県、
新２	水防活動の啓発	Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｑ，Ｒ，Ｓ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、立山町、舟橋村
新３	水害リスク共有	Ｃ，Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ｉ，Ｊ，Ｋ，Ｌ，Ｌ１，Ｌ２，Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、舟橋村
新４	排水体制の促進	Ｕ，Ｖ，Ｘ	北陸地整、富山県、富山市、舟橋村
新５	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	Ｗ，Ｘ	北陸地整、気象台
新６	避難対策	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ｍ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、立山町、舟橋村
新７	水防災教育の啓発	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｊ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、立山町、舟橋村
新８	要配慮者支援	Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
新９	タイムラインの活用促進	Ｅ，Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
新10	広域避難計画の策定及び支援	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ	北陸地整、富山県、富山市、舟橋村
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	Ｗ，Ｘ	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び配置	Ｌ，Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｒ，Ｔ	北陸地整、富山県、富山市、立山町
新13	流木や土砂の影響への対策	Ｗ	富山県
新14	災害時の拠点施設に対する対策	Ｆ，Ｇ	北陸地整、富山県、富山市
新15	民間企業の水害対策	Ｋ	北陸地整、富山県、富山市

※新 11～新 15 はハード対策も兼ねた取組項目

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

常願寺川では、平成３１年３月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、立山町、舟橋村）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP 公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、取組機関は北陸地整のみであるため削除
旧33	気象情報等の改善等	L	気象台	1期において「実施済」であり、取組機関は富山地方気象台のみであるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新1	洪水予測や水位情報の情報強化	旧11 ﾊｰﾄﾞ	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	緊25	・洪水予測や水位情報の提供の強化
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	緊9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実
新2	水防活動の啓発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	緊32	・水防訓練の充実
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	緊31	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）
		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	緊22	・共助の仕組みの強化
新3	水害リスク共有	旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）	緊19	・災害リスクの現地表示
		旧25	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	緊2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
				緊7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、 家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）、適切な土地利用の促進（緊52）	緊12	・避難計画作成の支援ツールの充実
				緊15	・浸水想定区域の早期

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
					指定、浸水想定区域図の作成・公表等
				緊16	・ハザードマップの改良、周知、活用
				緊52	・適切な土地利用の促進
		旧34	水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	緊5	・水害危険性の周知促進
		旧35	住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	緊6	・ICT等を活用した洪水情報の提供
		旧36	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	緊8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説
		旧39	浸水実績等の周知（緊17）	緊17	・浸水実績等の周知
新4	排水体制の促進	旧14 ﾊｰﾄﾞ	重要インフラの機能確保（緊47）	緊47	・重要インフラの機能確保
		旧47	大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
			氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	重複	重複のため第7回減対協において統合
		旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧56	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	緊10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立
		旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	緊46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保
新6	避難対策	旧12 ﾊｰﾄﾞ	応急的な退避場所の確保（緊28）	緊28	・応急的な退避場所の確保
		旧23	避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	緊21	・避難訓練への地域住民の参加促進
		旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
新7	水防災教育の啓発	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	緊20	・防災教育の促進
				緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新8	要配慮者支援	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	緊14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
新9	タイムラインの活用促進	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	緊23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
		旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	緊3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）
		旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	緊4	・多機関連携型タイムラインの拡充
新10	広域避難計画の策定及び支援	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	緊13	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
		旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	緊18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	旧1 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 洪水を安全に流すためのハード対策の推進	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
		旧3 ﾊｰﾄﾞ	本川と支川の合流部等の対策（緊42）	緊42	・本川と支川の合流部等の対策
		旧4 ﾊｰﾄﾞ	多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	緊43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策
		旧7 ﾊｰﾄﾞ	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）	緊26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）
		旧15 ﾊｰﾄﾞ	樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	緊48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
新12	水防資機材の検討及び配置	旧8 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 水防資材の確認・整備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧9 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 新技術を活用した資機材等の整備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧10	円滑な避難活動や水防活動を支援する	緊25	・洪水予測や水位情報

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
		ﾊｰﾄﾞ	ため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		の提供の強化
		旧51	河川管理の高度化（緊49）	緊49	・河川管理の高度化の検討
新13	流木や土砂の影響への対策	旧5 ﾊｰﾄﾞ	流木や土砂の影響への対策（緊44）	緊44	・流木や土砂の影響への対策
		旧6 ﾊｰﾄﾞ	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45	・土砂・洪水氾濫への対策
新14	災害時の拠点施設に対する対策	旧2 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーションの整備
		旧13 ﾊｰﾄﾞ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	緊35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）
				緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
		旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
		旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
		旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
新15	民間企業の水害対策	旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
		旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	緊36	・早期復興を支援する事前の準備

補足事項

- ※1　２期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目（新11～新15はハード対策も兼ねた項目）
- ※2　１期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目
- ※3　緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）を指す。
- 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。
- オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

資料４－２

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく

神通川流域の減災に係る取組方針

令和４年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

３．　神通川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６

６．　令和７年度までに実施する取組・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１７

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１９

１．はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取り組みを推進するものである。

本協議会では、神通川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
３）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
４）また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、神通川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県 土木部 河川課	課　　長
富山県 土木部 砂防課	課　　長
富山県 富山土木センター	所　　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　　長
富山県 高岡土木センター	所　　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　　長
富山県 砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部　水力土木チーム	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．神通川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

神通川は、その源を岐阜県高山市の川上岳（標高 1,626m）に発し、岐阜県内では宮川と呼ばれ、富山県境で高原川を合わせ、神通川と名称を改め、神通峡を流下し平野部を出て、井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長120km、流域面積 2,720km^{2}の一級河川である。

神通川流域は、富山、岐阜両県にまたがり、富山県の県都である富山市、南砺市、岐阜県の高山市、飛騨市の４市からなり、上流域には飛騨高原が広がり、高原を侵食する多くの支川と、これにより形成された高山、古川等の盆地群がある。中流域では、山地が迫っていて渓谷が続き、下流域に入り常願寺川と神通川による複合扇状地を形成し、そこから下流には富山平野が広がっている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、41号などが存在する。

②洪水・氾濫の特性

河床勾配は源流から小鳥川合流点までの上流部では約1/20～1/150、小鳥川合流点から神三ダム地点までの中流部では約1/150～1/250、神三ダム地点から河口までの下流部では約1/250～ほぼ水平で、河口部は緩やかになっているものの、我が国屈指の急流河川となっている。

流域の気候は、上流域は高い山々に囲まれた内陸性気候、下流域は冬の積雪が多い日本海側気候で、年平均降水量は上流域で約1,800mm（高山）、下流域で約2,300mm（富山）となっており、大規模な洪水要因の多くは台風性によるものである。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、41号及び国際空港の富山空港や特定重要港湾の伏木富山港（富山地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

大正3年8月洪水では、小笠原付近から駿河湾を通り、関東北部を通って鹿島灘に抜けた台風により、堤防決壊など大規模な浸水被害が発生し、全半壊流失家屋396戸、浸水家屋14,476戸などの被害が生じた。

昭和28年9月洪水では台風13号により、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川は増水し大規模な浸水被害が発生した。被害状況は死者6名、行方不明2名、負傷者6名、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下浸水9,186戸であった。

昭和58年9月の台風10号により神通大橋地点流量は5,643m^3/sを記録し、床上浸水27戸、床下浸水94戸の被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号による洪水により、小鳥峠雨量観測所では時間雨量54mm、24h累計雨量293mmの観測史上最大となり、また神通大橋地点の水位は8.33m（計画高水位まであと28cm）を記録し、流量は6,413m^3/sと観測史上最大であった。被害状況としては、富山県で床上浸水25戸、床下浸水141戸、岐阜県で全壊流出家屋23戸、床上浸水52戸、床下浸水200戸が発生した。

②河川改修の状況

神通川では、神通川水系河川整備基本方針を平成20年6月に策定しており、「災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった被害軽減対策を講じ治水安全度を向上させる」としている。

現状では、河道掘削及び急流河川対策等を実施しているが、富山市街地を氾濫域に抱える神通川下流部等において、流下能力が不足している区間が解消されておらず、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

神通川での主な課題は、以下のとおりである。

１）神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
３）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
４）また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和３年４月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

神通川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	〇平成16年10月洪水により観測史上最大流量を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇神通川・西派川・井田川・熊野川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇熊野川（県管理区間）、いたち川、土川、山田川、坪野川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 〇避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。井田川・熊野川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇富山県管理区間（いたち川、山田川、坪野川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難指示等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇神通川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川水位等に係る情報提供	〇国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはＦＡＸ等により情報提供している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、神通川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V
既存ダムにおける洪水調節の現状	〇洪水調節機能を有する室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。 〇堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。 ●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

５．減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和７年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和７年度までに達成すべき目標】

低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※　川を流れる洪水‥‥水位が急激に上昇する。越流以外に侵食や洗掘による決壊のおそれがある。

※　市街地を流れる洪水‥‥‥一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※　迅速かつ確実な避難‥‥‥水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※　社会経済被害の最小化‥‥‥大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、神通川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 神通川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

６．令和７年度までに実施する取組（2 期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、２期の取組項目数は、１期での取組項目数５６を類似項目毎に統合することで項目数を１５に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新１	洪水予測や水位情報の情報強化	Ⅰ，Ｌ１，Ｌ２	北陸地整、気象台、富山県、射水市
新２	水防活動の啓発	Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｑ，Ｒ，Ｓ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、射水市
新３	水害リスク共有	Ｃ，Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ⅰ，Ｊ，Ｋ，Ｌ，Ｌ１，Ｌ２，Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、射水市
新４	排水体制の促進	Ｕ，Ｖ，Ｘ	北陸地整、富山県、富山市、射水市
新５	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	Ｗ，Ｘ	北陸地整、気象台、富山県、射水市
新６	避難対策	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ｍ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、射水市
新７	水防災教育の啓発	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｊ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、射水市
新８	要配慮者支援	Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、射水市
新９	タイムラインの活用促進	Ｅ，Ｍ	北陸地整、富山県、富山市
新10	広域避難計画の策定及び支援	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ	北陸地整、富山県、富山市、射水市
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	Ｗ，Ｘ	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び配置	Ｌ，Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｒ，Ｔ	北陸地整、富山県、富山市、射水市
新13	流木や土砂の影響への対策	Ｗ	富山県
新14	災害時の拠点施設に対する対策	Ｆ，Ｇ	北陸地整、富山県、富山市、射水市
新15	民間企業の水害対策	Ｋ	北陸地整、富山県、富山市、射水市

※新 11～新 15 はハード対策も兼ねた取組項目

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

神通川では、平成３１年３月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、射水市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP 公表等）が完了した。今後とも本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、取組機関は北陸地整のみであるため削除
旧33	気象情報等の改善等	L	気象台	1期において「実施済」であり、取組機関は富山地方気象台のみであるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新1	洪水予測や水位情報の情報強化	旧11 ﾊｰﾄﾞ	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	緊25	・洪水予測や水位情報の提供の強化
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	緊9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実
新2	水防活動の啓発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	緊32	・水防訓練の充実
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	緊31	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）
		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	緊22	・共助の仕組みの強化
新3	水害リスク共有	旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）	緊19	・災害リスクの現地表示
		旧25	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	緊2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
				緊7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、 家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等によ	緊12	・避難計画作成の支援ツールの充実
				緊15	・浸水想定区域の早期

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
			る公表）、適切な土地利用の促進（緊52）		指定、浸水想定区域図の作成・公表等
				緊16	・ハザードマップの改良、周知、活用
				緊52	・適切な土地利用の促進
		旧34	水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	緊5	・水害危険性の周知促進
		旧35	住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	緊6	・ICT等を活用した洪水情報の提供
		旧36	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	緊8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説
		旧39	浸水実績等の周知（緊17）	緊17	・浸水実績等の周知
新4	排水体制の促進	旧14 ﾊｰﾄﾞ	重要インフラの機能確保（緊47）	緊47	・重要インフラの機能確保
		旧47	大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
			氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	重複	重複のため第7回減対協において統合
		旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧56	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	緊10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立
		旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	緊46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保
新6	避難対策	旧12 ﾊｰﾄﾞ	応急的な退避場所の確保（緊28）	緊28	・応急的な退避場所の確保
		旧23	避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	緊21	・避難訓練への地域住民の参加促進
		旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
新7	水防災教育の啓発	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	緊20	・防災教育の促進
				緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新8	要配慮者支援	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	緊14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
新9	タイムラインの活用促進	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	緊23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
		旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	緊3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）
		旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	緊4	・多機関連携型タイムラインの拡充
新10	広域避難計画の策定及び支援	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	緊13	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
		旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	緊18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	旧1 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
			洪水を安全に流すためのハード対策の推進		
		旧3 ﾊｰﾄﾞ	本川と支川の合流部等の対策（緊42）	緊42	・本川と支川の合流部等の対策
		旧4 ﾊｰﾄﾞ	多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	緊43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策
		旧7 ﾊｰﾄﾞ	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）	緊26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）
		旧15 ﾊｰﾄﾞ	樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	緊48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
新12	水防資機材の検討及び配置	旧8 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
			水防資材の確認・整備		
		旧9 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
			新技術を活用した資機材等の整備		
		旧10	円滑な避難活動や水防活動を支援する	緊25	・洪水予測や水位情報

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
		ﾊｰﾄﾞ	ため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		の提供の強化
		旧51	河川管理の高度化（緊49）	緊49	・河川管理の高度化の検討
新13	流木や土砂の影響への対策	旧5 ﾊｰﾄﾞ	流木や土砂の影響への対策（緊44）	緊44	・流木や土砂の影響への対策
		旧6 ﾊｰﾄﾞ	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45	・土砂・洪水氾濫への対策
新14	災害時の拠点施設に対する対策	旧2 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーションの整備
		旧13 ﾊｰﾄﾞ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)（緊35、緊40）	緊35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）
				緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
		旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
		旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
		旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
新15	民間企業の水害対策	旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
		旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	緊36	・早期復興を支援する事前の準備

補足事項

・ ※1　２期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目
（新11～新15はハード対策も兼ねた項目）

・ ※2　１期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目

・ ※3　緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
（H31.1.29）を指す。

・ 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。

・ オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

資料４－３

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく

庄川流域の減災に係る取組方針

令和４年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

３．　庄川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６

６．　令和７年度までに実施する取組・・・・・・・・・・・・Ｐ．１７

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２０

１．はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川５市１町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年８月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年５月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川７市２町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取り組みを推進するものである。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約8万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、庄川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県 土木部 河川課	課　　長
富山県 土木部 砂防課	課　　長
富山県 富山土木センター	所　　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　　長
富山県 高岡土木センター	所　　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　　長
富山県 砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部　水力土木チーム	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．庄川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳（標高 1,625m）と山中山の山中峠（標高 1,375m）に発し、岐阜県内で尾上郷川、六厩川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,189km^{2}の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と 3 つの県立自然公園及び 4 つの県定公園が存在する等豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われておる。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道８号、156 号があるなど、交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がきざまれ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約1/200、流域上・中流部では約1/30～1/180となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約3,000㎜であり、流域下流の平野部に向かって少なくなり、平野部で約2,200㎜となっている。

また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものが多く見うけられる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道８号、156号などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和9年7月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、浅井村（現射水市）で堤防が決壊し、死者20名、負傷者240名、流失家屋94棟、民家破損5,418棟、浸水家屋4,009棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和51年9月の台風第17号による洪水で、大門地点では2,646m^3/sの流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋8棟、浸水家屋42棟、農地・宅地の浸水11haの被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風第23号によって上流の岐阜県で359㎜の降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位7.68m、最大流量3,396m^3/sを記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市（現射水市）、大門町（現射水市）で約2,800人に避難勧告が発令された。

②河川改修の状況

平成20年7月に策定した「庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水（基準地点雄神で4,200m^3/s）を計画高水位（H.W.L）以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが解消されておらず、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

１）庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約８万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和３年４月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討　など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	〇平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇庄川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 〇避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 〇富山県管理区間（和田川）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C

※D は、1 期に削除された No 旧 32 のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難指示等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇庄川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川水位等に係る情報提供	〇国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはＦＡＸ等により情報提供している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V
既存ダムにおける洪水調節の現状	〇洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。 ●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

５．減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和７年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和７年度までに達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害・・・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※　川を流れる洪水・・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※　市街地を流れる洪水・・・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※　迅速かつ確実な避難・・・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※　社会経済被害の最小化・・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

６．令和７年度までに実施する取組（2 期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、２期の取組項目数は、１期での取組項目数５６を類似項目毎に統合することで項目数を１５に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新１	洪水予測や水位情報の情報強化	Ⅰ，Ｌ１，Ｌ２	北陸地整、気象台、富山県、射水市、南砺市
新２	水防活動の啓発	Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｑ，Ｒ，Ｓ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新３	水害リスク共有	Ｃ，Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ⅰ，Ｊ，Ｋ，Ｌ，Ｌ１，Ｌ２，Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新４	排水体制の促進	Ｕ，Ｖ，Ｘ	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、小矢部市、南砺市
新５	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	Ｗ，Ｘ	北陸地整、気象台、富山県、射水市、南砺市
新６	避難対策	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ｍ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新７	水防災教育の啓発	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｊ	北陸地整、気象台、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新８	要配慮者支援	Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新９	タイムラインの活用促進	Ｅ，Ｍ	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新10	広域避難計画の策定及び支援	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	Ｗ，Ｘ	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び配置	Ｌ，Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｒ，Ｔ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新13	流木や土砂の影響への対策	W	富山県、南砺市
新14	災害時の拠点施設に対する対策	F，G	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

※新 11～新 15 はハード対策も兼ねた取組項目

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、平成３１年３月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP 公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、取組機関は北陸地整のみであるため削除
旧33	気象情報等の改善等	L	気象台	1期において「実施済」であり、取組機関は富山地方気象台のみであるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新1	洪水予測や水位情報の情報強化	旧11 ﾊｰﾄﾞ	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	緊25	・洪水予測や水位情報の提供の強化
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	緊9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実
新2	水防活動の啓発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	緊32	・水防訓練の充実
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	緊31	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）
		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	緊22	・共助の仕組みの強化
新3	水害リスク共有	旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）	緊19	・災害リスクの現地表示
		旧25	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	緊2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
				緊7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、 家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）、適切な土地利用の促進（緊	緊12	・避難計画作成の支援ツールの充実
				緊15	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
			52）		の作成・公表等
				緊16	・ハザードマップの改良、周知、活用
				緊52	・適切な土地利用の促進
		旧34	水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	緊5	・水害危険性の周知促進
		旧35	住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	緊6	・ICT等を活用した洪水情報の提供
		旧36	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	緊8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説
		旧39	浸水実績等の周知（緊17）	緊17	・浸水実績等の周知
新4	排水体制の促進	旧14 ﾊｰﾄﾞ	重要インフラの機能確保（緊47）	緊47	・重要インフラの機能確保
		旧47	大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
			氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	重複	重複のため第7回減対協において統合
		旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧56	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	緊10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立
		旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	緊46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保
新6	避難対策	旧12 ﾊｰﾄﾞ	応急的な退避場所の確保（緊28）	緊28	・応急的な退避場所の確保
		旧23	避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	緊21	・避難訓練への地域住民の参加促進
		旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
新7	水防災教育の啓発	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	緊20	・防災教育の促進
				緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
	要配慮者支援	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力	緊22	・共助の仕組みの強化

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新8			の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）		
		旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	緊14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
新9	タイムラインの活用促進	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	緊23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
		旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	緊3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）
		旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	緊4	・多機関連携型タイムラインの拡充
新10	広域避難計画の策定及び支援	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	緊13	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
		旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	緊18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	旧1 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 洪水を安全に流すためのハード対策の推進	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
		旧3 ﾊｰﾄﾞ	本川と支川の合流部等の対策（緊42）	緊42	・本川と支川の合流部等の対策
		旧4 ﾊｰﾄﾞ	多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	緊43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策
		旧7 ﾊｰﾄﾞ	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）	緊26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）
		旧15 ﾊｰﾄﾞ	樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	緊48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
新12	水防資機材の検討及び配置	旧8 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 水防資材の確認・整備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧9 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 新技術を活用した資機材等の整備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧10 ﾊｰﾄﾞ	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用	緊25	・洪水予測や水位情報の提供の強化

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
			カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		
		旧51	河川管理の高度化（緊49）	緊49	・河川管理の高度化の検討
新13	流木や土砂の影響への対策	旧5 ﾊｰﾄﾞ	流木や土砂の影響への対策（緊44）	緊44	・流木や土砂の影響への対策
		旧6 ﾊｰﾄﾞ	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45	・土砂・洪水氾濫への対策
新14	災害時の拠点施設に対する対策	旧2 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーションの整備
		旧13 ﾊｰﾄﾞ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	緊35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）
				緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
		旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
		旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
		旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
新15	民間企業の水害対策	旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
		旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	緊36	・早期復興を支援する事前の準備

補足事項

- ※1　２期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目
  （新11～新15はハード対策も兼ねた項目）
- ※2　１期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目
- ※3　緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
  （H31.1.29）を指す。
- 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。
- オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

資料４－４

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく

小矢部川流域の減災に係る取組方針

令和４年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

３．　小矢部川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５

６．　令和７年度までに実施する取組・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１９

１．はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成28年8月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成29年5月2日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川7市2町1村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取り組みを推進するものである。

本協議会では、小矢部川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
２）小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
３）湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
４）洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
５）また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川での大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、小矢部川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県 土木部 河川課	課　　長
富山県 土木部 砂防課	課　　長
富山県 富山土木センター	所　　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　　長
富山県 高岡土木センター	所　　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　　長
富山県 砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部　水力土木チーム	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．小矢部川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

小矢部川は富山県西部に位置し、その源を富山・石川県境の大門山（標高1,572m）に発し、富山・石川両県境に沿って北流し、砺波平野を出て、南砺市において山田川を合わせたのち小矢部市に入り、渋江川、小撫川を、高岡市において祖父川、千保川等を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 68km、流域面積667km^{2}の一級河川である。

流域は富山、石川両県の6市からなり、能登半島国定公園、医王山県立自然公園、桜ヶ池県定公園、稲葉山・宮島峡県定公園など豊かな自然を有するとともに、小矢部川の水質は良好で、地下水と合わせて砺波平野及び射水平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されている。小矢部川流域内には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号、156号等の基幹交通ネットワークが形成され、さらに河口部には国際拠点港湾伏木富山港（伏木地区）があるなど交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

下流部の大半が平野部を流れるため、下流部の河床勾配は約1/1,000と富山県内では比較的緩やかである。また、左岸側は山地が迫っており、右岸側は庄川扇状地の末端に位置するため氾濫流は拡散せず、流下型の氾濫形態である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流域に向かって多くなり、平野部で約2,000mm、山間部で約2,600mmを超える。また、小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多く、過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

小矢部川は、平野部を河道が大きく蛇行しながら流下するため、水衝部では侵食や洗掘など堤防が被災しやすい特性を有している。加えて、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透破壊が発生しやすい区間が多い見られる。

また、河口部は河口から城光寺橋区間（0.0k～2.6k）が港湾区域に指定されており、堤防が未整備であるため、洪水等による浸水のおそれがある。

沿川及び氾濫域には、住居や大型商業施設および下流域は新産業都市に指定され、一大工業地帯として発展しており、氾濫流が到達する前に安全な場所に避難する必要がある。

北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道８号、156号及び特定重要港湾の伏木富山港（伏木地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和28年9月の台風第13号による洪水では、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川の増水により左右岸数カ所で堤防が決壊、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下家屋9,000戸以上など、甚大な被害をもたらした。

平成10年9月の台風第7号による洪水で、渋江川上流の砂子谷雨量観測所では3時間で141mmを記録し、また、小撫川上流の渕ヶ谷雨量観測所でも111mmを記録するなど、短時間に記録的な豪雨を記録した。下流部の長江地点では観測史上最大流量1,600m^3/sを記録し、この洪水により、半壊家屋１戸、床上浸水52戸、床下浸水674戸の被害が発生した。

近年では、平成20年7月の梅雨前線による集中豪雨により、津沢上流域で1時間に70mm以上の流域平均雨量を記録し、津沢地点では観測史上最大流量1,510m^3/sを記録した。この洪水により、全壊家屋1戸、半壊家屋2戸、床上浸水92戸、床下浸水273戸の被害が発生した。

②河川改修の状況

平成27年3月に策定した「小矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生を防止又は軽減を図ること」としている。

現状では、堤防の整備や支川合流点処理など整備を進めてきているものの、堤防高や幅が不足している区間が解消されておらず、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。また、すべり破壊、浸透破壊に対する安全性が確保されない箇所が存在しており、浸透等により堤防が決壊するおそれがある。

小矢部川での主な課題は、以下のとおりである。

１）小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
２）小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
３）湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
４）洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
５）また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和３年４月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表し、隣接市町村への避難が有効な地区においては、施設計画規模の外力に対する広域避難計画を作成し、ハザードマップに反映、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

小矢部川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

① 地域住民の小矢部川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
小矢部川特有の洪水の理解	〇平成10年9月洪水及び平成20年7月洪水により観測史上最大流量を記録しているが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇小矢部川（国管理区間）において、河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇小矢部川（県管理区間）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川、山田川、旅川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 〇避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 〇富山県管理区間（渋江川、子撫川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C

※D は、1 期に削除された No 旧 32 のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難指示等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇小矢部川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川水位等に係る情報提供	〇国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へＦＡＸ等により情報提供している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●小矢部川では、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V
既存ダムにおける洪水調節の現状	〇洪水調節機能を有する城端ダム、子撫川ダム等で洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●堤防の漏水など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

５．減災のための目標

小矢部川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和７年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和７年度までに達成すべき目標】

庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害・・・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※　川を流れる洪水・・・・・水位が急激に上昇する。越水以外にも浸透等による決壊のおそれがある。

※　市街地を流れる洪水・・・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※　迅速かつ確実な避難・・・・・歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※　社会経済被害の最小化・・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、小矢部川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 小矢部川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 小矢部川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

６．令和７年度までに実施する取組（2 期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、２期の取組項目数は、１期での取組項目数５６を類似項目毎に統合することで項目数を１５に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新１	洪水予測や水位情報の情報強化	Ⅰ，Ｌ１，Ｌ２	北陸地整、気象台、富山県、射水市、南砺市
新２	水防活動の啓発	Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｑ，Ｒ，Ｓ	北陸地整、気象台、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新３	水害リスク共有	Ｃ，Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ⅰ，Ｊ，Ｋ，Ｌ，Ｌ１，Ｌ２，Ｍ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新４	排水体制の促進	Ｕ，Ｖ，Ｘ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、小矢部市、南砺市
新５	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	Ｗ，Ｘ	北陸地整、気象台、富山県、射水市、南砺市
新６	避難対策	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ，Ｍ	北陸地整、気象台、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新７	水防災教育の啓発	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｊ	北陸地整、気象台、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新８	要配慮者支援	Ｍ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新９	タイムラインの活用促進	Ｅ，Ｍ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新10	広域避難計画の策定及び支援	Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	Ｗ，Ｘ	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び配置	Ｌ，Ｎ，Ｏ，Ｐ，Ｒ，Ｔ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新13	流木や土砂の影響への対策	Ｗ	富山県、南砺市
新14	災害時の拠点施設に対する対策	Ｆ，Ｇ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新15	民間企業の水害対策	Ｋ	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

※新 11～新 15 はハード対策も兼ねた取組項目

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

小矢部川では、平成３１年３月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP 公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、取組機関は北陸地整のみであるため削除
旧33	気象情報等の改善等	L	気象台	1期において「実施済」であり、取組機関は富山地方気象台のみであるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新1	洪水予測や水位情報の情報強化	旧11 ﾊｰﾄﾞ	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	緊25	・洪水予測や水位情報の提供の強化
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	緊9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実
新2	水防活動の啓発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	緊32	・水防訓練の充実
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	緊31	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）
		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	緊22	・共助の仕組みの強化
新3	水害リスク共有	旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）	緊19	・災害リスクの現地表示
		旧25	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	緊2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
				緊7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、 家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等によ	緊12	・避難計画作成の支援ツールの充実
				緊15	・浸水想定区域の早期

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
			る公表）、適切な土地利用の促進（緊52）		指定、浸水想定区域図の作成・公表等
				緊16	・ハザードマップの改良、周知、活用
				緊52	・適切な土地利用の促進
		旧34	水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	緊5	・水害危険性の周知促進
		旧35	住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	緊6	・ICT等を活用した洪水情報の提供
		旧36	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	緊8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説
		旧39	浸水実績等の周知（緊17）	緊17	・浸水実績等の周知
新4	排水体制の促進	旧14 ﾊｰﾄﾞ	重要インフラの機能確保（緊47）	緊47	・重要インフラの機能確保
		旧47	大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
			氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	重複	重複のため第7回減対協において統合
		旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
		旧56	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	緊37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	緊10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立
		旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	緊46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保
新6	避難対策	旧12 ﾊｰﾄﾞ	応急的な退避場所の確保（緊28）	緊28	・応急的な退避場所の確保
		旧23	避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	緊21	・避難訓練への地域住民の参加促進
		旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
新7	水防災教育の啓発	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	緊20	・防災教育の促進
				緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	緊24	・地域防災力の向上のための人材育成
		旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
新8	要配慮者支援	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	緊22	・共助の仕組みの強化
		旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	緊14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
新9	タイムラインの活用促進	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	緊23	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
		旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	緊3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）
		旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	緊4	・多機関連携型タイムラインの拡充
新10	広域避難計画の策定及び支援	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	緊13	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
		旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	緊18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	旧1 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
			洪水を安全に流すためのハード対策の推進		
		旧3 ﾊｰﾄﾞ	本川と支川の合流部等の対策（緊42）	緊42	・本川と支川の合流部等の対策
		旧4 ﾊｰﾄﾞ	多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	緊43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策
		旧7 ﾊｰﾄﾞ	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）	緊26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）
		旧15 ﾊｰﾄﾞ	樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	緊48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
新12	水防資機材の検討及び配置	旧8 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
			水防資材の確認・整備		
		旧9 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	緊30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
			新技術を活用した資機材等の整備		
		旧10	円滑な避難活動や水防活動を支援する	緊25	・洪水予測や水位情報

2期※1		1期※2		緊急行動計画※3	
2期項目No	2期カテゴリ	1期項目No	1期カテゴリ	緊急行動計画No	実施する施策
		ﾊｰﾄﾞ	ため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		の提供の強化
		旧51	河川管理の高度化（緊49）	緊49	・河川管理の高度化の検討
新13	流木や土砂の影響への対策	旧5 ﾊｰﾄﾞ	流木や土砂の影響への対策（緊44）	緊44	・流木や土砂の影響への対策
		旧6 ﾊｰﾄﾞ	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45	・土砂・洪水氾濫への対策
新14	災害時の拠点施設に対する対策	旧2 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーションの整備
		旧13 ﾊｰﾄﾞ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)（緊35、緊40）	緊35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）
				緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
		旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
		旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	－
		旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊40	・庁舎等の防災拠点の強化
新15	民間企業の水害対策	旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊36	・早期復興を支援する事前の準備
		旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	緊36	・早期復興を支援する事前の準備

補足事項

・ ※1　２期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目
（新11～新15はハード対策も兼ねた項目）

・ ※2　１期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目

・ ※3　緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
（H31.1.29）を指す。

・ 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。

・ オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

資料５

次期5か年（2期）に向けた
各流域の減災に係る取組方針に基づく状況報告について

【目　　次】

◇改様式１　取組一覧（改様式-１）
・常願寺川・・・・・・・・・Ｐ　1
・神通川・・・・・・・・・Ｐ　5
・庄川・・・・・・・・・Ｐ　9
・小矢部川・・・・・・・Ｐ　15
◇様式２　取組概要　・・・・　Ｐ　21

凡例
済　①実施済、　中　②実施中、　未　③未実施

令和4年　6月

第8回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

常願寺川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間）			北陸地整			富山地方気象台			富山県		
		2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ，旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進	・令和3年度洪水実績を網羅した6時間先までの洪水予測精度の向上	中	防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・富山河川国道事務所と共同で実施する洪水予報の水位予測について6時間先までに延長 ・洪水警報・注意報基準の見直し（毎年） ・顕著な大雨に関する情報の開始（「線状降水帯」というキーワードを用いた解説の実施） ・気象庁ホームページリニューアルの周知	済	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ※わかりやすダム通知については対象ダムなし	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 10箇所 ・水位計通信設備取り換え 2箇所	済
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	・R3.04.20_洪水対応演習 ・R3.04.27_水防連絡会総会 ・R3.06.02_水防河川巡視 ・R3.06.09_水防工法研修会 ・R3.06.17_水位・雨量観測所の点検	中	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加（毎年） ・洪水対応演習の実施（毎年） ・防災担当者向けワークショップを実施	中	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所の合同巡視等の実施 ・水防技術講習会や水防実動訓練への参加 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/25 滑川市防災パトロールに参加 ・5/26 県の合同河川巡視を実施 ・6/2 国の河川巡視に参加 ・8/1令和3年度富山県総合防災訓練を実施 ・11/2 水防技術講習会に参加	済
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	・R3.07.07_メディア説明会 ・R3.12.23_流域治水プロジェクト勉強会	中	・対象外			・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援	・5/25 滑川市防災パトロールに参加 ・5/26 県の合同河川巡視を実施 ・6/2 国の河川巡視に参加 ・7/7 メディア説明会、防災連絡会に参加 ・12/23 国の流域治水プロジェクト勉強会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧14ﾊｰﾄﾞ，旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施（4～10月） ・R3.08.01_富山県総合防災訓練（魚津市会場：照明車展示）	中	・対象外			・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/26 県の合同河川巡視を実施 ・6/2 国の河川巡視に参加	済
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進	・R3.09.30_常願寺川ダム洪水調節機能協議会を設置	中	ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議	・ダム洪水調節機能協議会への参加（R3.9.30）	済	※該当する県管理ダムなし ・対象外		
旧12ﾊｰﾄﾞ，旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施	・浸水想定区域図、ハザードマップ（市町村別）、浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション）をHPで掲載済み	中	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・防災訓練参加（他の防災項目で実施したため、洪水については今年度実施せず）	未	・避難対策について各協議会の場での情報共有	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	済
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関（気象台、自治体担当部署等）と連携した、水防災教育の充実を支援	・R3.10.22_水防災教育　富山市立水橋中部小学校 ・R3.12.02_水防災教育　立山町立高野小学校（資料提供）	中	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施（随時） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨やキキクル（危険度分布）の解説資料を掲載。 ・キキクルのリーフレットを配布	済	・小学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等	・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞） ・10/9 寺田自治会防災訓練での講話（次年度に延期） ・10/22 水防災教育の実施（水橋中部小、高野小）	済
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施	―	中	・対象外			・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援	・11/20 自主防災組織リーダー研修会95名 ・1/15,16,2/12,13 地域の自主防災組織リーダー研修会（県内4地区） 各50名程度 ・12/18-19,25-26 防災士養成研修（2日間） 計197名 ・10/19 県有施設の要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る現地指導等 ・10/22,11/2,24,12/16,22 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る説明会支援（富山市） 計7回306施設	済

常願寺川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 内容	課題の対応	北陸地整 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	北陸地整 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	北陸地整 第8回 協議会（R4） 進捗	富山地方気象台 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山地方気象台 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山地方気象台 第8回 協議会（R4） 進捗	富山県 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山県 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山県 第8回 協議会（R4） 進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・必要に応じて、経年的なタイムラインの検証と改善を支援 ・必要に応じて、水位情報等の提供を実施	―	中	・対象外			・当該水系の水害対応タイムライン（避難情報着目型）の適切な運用	・災害対策基本法の改正、ダムホットラインの創設等に伴うタイムライン修正の支援	済
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援	―	中	・対象外			・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援	【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進 ・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施	◆急流河川対策（低水護岸） ・R8.6k+21.91～R8.6k+161.91 L=140m ・R8.4k+133.03～R8.6k+21.91 L=170m ・R10.6k+51.46～R10.6k+121.46 L=70m ◆護岸補修 ・L13.7k-70 L=15m ・L13.7k+70 L=15m ・L12.4k-40～12.4 L=40m ◆樹木伐採 ・L1.5k～2.6k A=6,200m2 ・L13.3k付近 A=34,800m2 ・R12.6k付近、L18.0k付近 A=29,000m2	中	・対象外			・当該水系における河道内の掘削や樹木伐採、その他ハード対策 ・樋門や水門等の適切な点検・維持管理	【河道掘削・樹木伐採】 白岩川：L=300m（上市町横越）、L=310m（立山町泉～上市町下荒又） 栃津川：L=500m（立山町野町）、L=580m（上市町若宮） 上市川：L=900m（上市町極楽寺） 大岩川：L=380m（上市町大松新） 【その他ハード対策】 白岩川：橋梁架替（水橋大橋）既設橋撤去 左岸側1式、新橋下部工 1基 白岩川：護岸工L=147m（上市町横越） 上市川：護岸工L=25m（上市町極楽寺） 魚躬水門、池田舘水門：定期点検1式	済
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用	・R3.06.02_水防河川巡視	中	・対象外			・合同巡視時等における水防資材の確認・整備	・5/26 県の合同河川巡視を実施 ・6/2 国の河川巡視に参加	済
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			【砂防】 ・砂防関連施設の整備	【砂防】 常願寺川圏域緊急改築②大松堰堤ほか 常願寺川水系牛首谷川	済
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保） ・対応検討に必要となる資料の提示や技術的指導 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討	・R3.06.02_水防河川巡視時に富山防災センター（広域防災拠点）を見学	中	・対象外			・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有 ・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援 ・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	―	中	・対象外			・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援	・要配慮者利用施設における避難確保計画と企業BCPとの連携に関する資料提供	済

常願寺川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 内容	課題の対応	富山市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山市 進捗	立山町 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	立山町 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	立山町 進捗	舟橋村 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	舟橋村 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	舟橋村 進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ，旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・対象外			・対象外			・対象外		
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・国、県と連携した情報伝達訓練の実施 ・重要水防箇所について、国、県と合同で毎年参加 ・関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防団員を兼ねる消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により募集促進 ・水防技術講習会に参加	・情報伝達訓練を実施 ・合同巡視を実施 ・水防訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施 ・5/29令和3年度富山市水防訓練を実施	済	町総合防災訓練や合同巡視などを毎年実施。	新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていなかったことから令和3年度は実施していない。	未	広報、HPでPRを実施	継続して実施 ・8/1令和3年度富山県総合防災訓練を実施	中
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・国、県と合同点検に毎年参加 ・浸水標識の設置効果が最大限発揮されるよう、表示する場所や内容をさらに検討したのち設置 ・避難情報をリアルタイムに受信できるSNSやスマートフォンアプリについて、引き続き普及を図る ・浸水履歴の周知	・合同巡視を実施 ・現地表示の内容を検討 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施	済	・対象外			広報、HPでPRを実施	継続して実施	中
旧14ﾊｰﾄﾞ，旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	・排水ポンプ車配置計画を作成済 ・水防訓練を実施	済	・対象外			排水ポンプの設置箇所の選定	引き続き検討 （排水ポンプの必要性について、河川管理者への問い合わせ等の調整に時間を要するため）	中
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・対象外			・対象外			・対象外		
旧12ﾊｰﾄﾞ，旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援 ・立ち退き避難が必要な区域は、洪水ハザードマップ作製に合わせ検討	・2箇所（追加分）【R3.12末現在】 ・64回【R3.12末現在】 ・洪水ハザードマップに合わせ検討済	済	洪水ハザードマップ等の修正及び周知を適宜行い、立ち退き避難が必要な区画等の町民に理解を深めてもらう。	地域防災計画の見直しに伴い、洪水ハザードマップも修正が必要となったため、令和3年度中に修正し、再度周知を行う。	中	各自主防災組織に情報共有を行う	継続して実施	中
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施 ・「水防災意識社会」の再構築に役立つ情報の周知	・33回【R3.12末現在】 ・情報の周知を実施	済	土砂災害教育の要請があれば実施する。広報活動の実施や資料の作成配布は適宜行う。	要請が特に無かったため令和3年度の実施はなし。	中	まるごとまちごとハザードマップの整備を検討	引き続き検討	中
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	・出前講座を実施 ・訓練・資機材補助金を交付 ・資格取得補助金を交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	済	要配慮者利用施設において、避難計画に則り訓練を実施してもらうとともに、訓練の実施に伴い分かる計画の問題点を修正するよう支援していく。	避難計画未作成の要配慮者利用施設に対し、作成依頼を繰り返し行った。作成に伴い生じる不明点は都度相談に乗り作成支援を行った。	済	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設ハザードマップの作成	令和2年度に作成済	済

常願寺川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 内容	課題の対応	富山市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山市 第8回 協議会（R4） 進捗	立山町 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	立山町 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	立山町 第8回 協議会（R4） 進捗	舟橋村 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	舟橋村 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	舟橋村 第8回 協議会（R4） 進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・自主防災組織などへの支援 ・ホームページでの周知・啓発 ・タイムラインの改善	・防災士会と連携した支援を実施 ・タイムラインの改善	済	防災行動計画及びタイムラインの検証及び改善を適宜適切に行っていく。	関係機関と協議し、タイムラインの見直しをおこなった。	済	防災無線の活用	継続して実施	中
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・関係する機関や市町村と、安全な避難経路確保等の課題の抽出整理について協議	・ワンチームとやまにて検討	中	・対象外			地域防災計画の見直し等	引き続き検討を進める	中
旧1ハード,旧3ハード,旧4ハード,旧7ハード,旧15ハード	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外			・対象外		
旧8ハード,旧9ハード,旧10ハード,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・水防倉庫の備蓄材などを水防パトロールにて確認	・水防パトロールにて実施	済	年複数回の確認を行い、資材の管理を徹底する。また、不足していると思われる資材については都度補充をしていく。	常願寺川右岸水防市町村組合定例会において同組合所有資材内容報告	済	・対象外		
旧5ハード,旧6ハード	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			・対象外		
旧2ハード,旧13ハード,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・引き続き、市職員へのメール配信システムの活用 ・市庁舎の機能確保のための対策を検討	・市職員へのメール配信システムの活用 ・本庁舎は一定程度の水害に対応	済	・対象外			・対象外		
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知する ・国のガイドラインをHPにて周知	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知	中	・対象外			・対象外		

神通川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間）			北陸地整			富山地方気象台			富山県		
		2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ，旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進	・令和3年度洪水実績を網羅した6時間先までの洪水予測精度の向上	中	防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・洪水予報の水位予測について6時間先までに延長 ・洪水警報・注意報基準の見直し（毎年） ・顕著な大雨に関する情報の開始 ・気象庁ホームページリニューアルの周知	済	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ・見直し後のダム通知の適切な運用	【通常型水位計】 ・計器異常の監視・把握 4箇所 【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 24箇所 ・水位計設備修繕 2箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・6/21 ダムの緊急放流時における情報提供（Lアラート・ホットライン）の運用	済
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	・R3.04.20_洪水対応演習 ・R3.04.27_水防連絡会総会 ・R3.06.02_水防河川巡視 ・R3.06.09_水防工法研修会 ・R3.06.17_水位・雨量観測所の点検	中	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加（毎年） ・洪水対応演習の実施（毎年） ・防災担当者向けオンラインワークショップを実施	中	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所の合同巡視等の実施 ・水防技術講習会や水防実動訓練への参加 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/21～27 法令点検　7河川 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/29 富山市水防訓練に参加 ・6/2 国の河川巡視に参加 ・6/17 県・市合同パトロール ・7/6 磯川水防情報伝達訓練に参加 ・8/1令和3年度富山県総合防災訓練を実施 ・10/23,11/23,12/19 流域治水WSに参加 ・11/2 水防技術講習会に参加 ・12/23 国の流域治水プロジェクト勉強会に参加 ・1/30 流域治水WSに参加	済
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	・R3.07.07_メディア説明会 ・R3.12.23_流域治水プロジェクト勉強会	中	・対象外			・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/21～27 法令点検　7河川 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/29 富山市水防訓練に参加 ・6/2 国の河川巡視に参加 ・6/17 県・市合同パトロール ・7/6 磯川水防情報伝達訓練に参加 ・7/7 メディア説明会、防災連絡会に参加 ・10/23,11/23,12/19 流域治水WSに参加 ・12/23 国の流域治水プロジェクト勉強会に参加 ・1/30 流域治水WSに参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧14ﾊｰﾄﾞ，旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施（4～10月） ・R3.08.01_富山市水防訓練（排水ポンプ車、照明車展示）	中	・対象外			・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・6/17 県・市合同パトロール ・7/6 磯川水防情報伝達訓練に参加	済
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 　一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) 　（二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進	・R3.09.30_神通川ダム洪水調節機能協議会を設置	中	ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議	・ダム洪水調節機能協議会への参加（R3.9.30）	済	・見直し後のダム通知の適切な運用 ・事前放流の継続運用 ・測量により堆砂状況を把握、浚渫の実施	・ダム通知の適切な運用 ・堆砂測量の実施（室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダム）	済
旧12ﾊｰﾄﾞ，旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施	・浸水想定区域図、ハザードマップ（市町村別）、浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション）をHPで掲載済み	中	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・今年度実施せず（他の防災項目で実施したため）	未	・避難対策について各協議会の場での情報共有	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	済
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関（気象台、自治体担当部署等）と連携した、水防災教育の充実を支援	―	中	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施（随時） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨やキキクル（危険度分布）の解説資料を掲載。 （防災気象講演会（R3.11.30）を実施したが異なる防災項目だった。）	済	・小学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等	・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）	済
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施	―	中	・対象外			・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援	・11/20 自主防災組織リーダー研修会 95名 ・1/15,16,2/12,13 地域の自主防災組織リーダー研修会（県内4地区） 各50名程度 ・12/18-19,25-26 防災士養成研修（2日間） 計197名 ・10/19 県有施設の要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る現地指導等 ・10/22,11/2,24,12/16,22 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る説明会支援（富山市） 計7回306施設	済

神通川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 内容	課題の対応	北陸地整 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	北陸地整 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	北陸地整 第8回 協議会（R4） 進捗	富山地方気象台 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山地方気象台 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山地方気象台 第8回 協議会（R4） 進捗	富山県 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山県 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山県 第8回 協議会（R4） 進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・必要に応じて、経年的なタイムラインの検証と改善を支援 ・必要に応じて、水位情報等の提供を実施	―	中	・対象外			・当該水系の水害対応タイムライン（避難情報着目型）の適切な運用	・災害対策基本法の改正、ダムホットラインの創設等に伴うタイムライン修正の支援	済
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援	―	中	・対象外			・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援	【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進 ・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施	◆急流河川対策、堤防整備、浸透対策 ・L15.6k+103.31～15.8k+27.74 L=100m ・L15.4+44.6～L15.6k+103.3 L=190m ・L15.0k+194.5～15.4k+34.6 L=203m ◆急流河川対策 ・R10.2k+142～10.4 L=57m ・R10.2k+85～10.2+142 L=57m ・R10.0k+183～10.2+119 L=135m ・R10.0k+26～10.0+183 L=157m ・L7.7k～8.1k L=400m ◆堤防の整備、河道掘削 ・L9.8k-100～9.8k+150 L=250m ・9.4k付近中州　V=2,000m3 ◆堤防整備、浸透対策 ・R8.6k+175～9.2k+15 L=439m ・R9.4k+171～9.6k+197 L=241m ・R9.8k+80～9.8k+192 L=192m ・R9.2k+15～9.2k+175 L=160m ・R9.2k+175～9.4k+119 L=145m ◆河道掘削 ・L6.0k～6.2 中州 V-=8,800m3 ◆樹木伐採 ・R10.2k～11.0k A=10,200m2 ・L17.8k～18.4k A=6,500m2 ・L20.1k～20.2k A=2,600m2 ・西派川17.8k～18.2k A=9,700m2 ・西派川R18.4k～18.6k A=1,300m2 ・西派川17.8k～18.2k A=9,700m2 ・井田川R13.6k～13.8k A=5,400m2	中	・対象外			・当該水系における河道内の掘削や樹木伐採の実施 ・樋門や水門等の適切な点検・維持管理	【河道掘削・樹木伐採】 熊野川：L=590m 磯川：L=420m 峠川：L=670m 土川：L=510m 二級古川：L=95m 急滝川：L=450m 虫谷川：L=400m 【樋門や水門等の点検・維持管理】 松川制水門　定期点検 松川排水門　定期点検 いたち川取水堰　定期点検 いたち川制水ゲート　定期点検	済
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用			・対象外			・合同巡視時等における水防資材の確認・整備	・6.2 国の河川巡視に参加 ・6.17 県・市合同パトロール	済
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外	・R3.06.02_水防河川巡視	中	・対象外			【砂防】 ・砂防関連施設の整備	【砂防】 神通川水系清水谷川	済
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保） ・対応検討に必要となる資料の提示や技術的指導 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討			・対象外			・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有 ・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援 ・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	―	中	・対象外			・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援	・要配慮者利用施設における避難確保計画と企業BCPとの連携に関する資料提供	済

神通川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） カテゴリ	2期 内容	課題の対応	富山市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	射水市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	射水市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ,旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R3.9.30】常願寺川、神通川、庄川、小矢部川ダム洪水調節機能協議会の設立に参加	中
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・国、県と連携した情報伝達訓練の実施 ・重要水防箇所について、国、県と合同で毎年参加 ・関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防団員を兼ねる消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により募集促進 ・水防技術講習会に参加	・情報伝達訓練を実施 ・合同巡視を実施 ・水防訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施 ・5/29令和3年度富山市水防訓練を実施	済	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	【R3.4.27】水防連絡会 【R3.6.22】防災・減災協議会 【R3.6.25】射水市の排水ポンプ車運転講習会	中
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・国、県と合同点検に毎年参加 ・浸水標識の設置効果が最大限発揮されるよう、表示する場所や内容をさらに検討したのち設置 ・避難情報をリアルタイムに受信できるSNSやスマートフォンアプリについて、引き続き普及を図る ・浸水履歴の周知	・合同巡視を実施 ・現地表示の内容を検討 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施	済	・地域住民への水害リスク共有に資する取組を推進 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・海抜表示看板の順次更新（8か所） ・HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知	中
旧14ﾊｰﾄﾞ,旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	・排水ポンプ車配置計画を作成済 ・水防訓練を実施	済	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討	検討中	中
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R3.9.30】常願寺川、神通川、庄川、小矢部川ダム洪水調節機能協議会の設立に参加	中
旧12ﾊｰﾄﾞ,旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援 ・立ち退き避難が必要な区域は、洪水ハザードマップ作製に合わせ検討	・2箇所（追加分）【R3.12末現在】 ・64回【R3.12末現在】 ・洪水ハザードマップに合わせ検討済	済	地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る	呉羽山断層帯を震源とする市総合防災訓練を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大により中止	未
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施 ・「水防災意識社会」の再構築に役立つ情報の周知	・33回【R3.12末現在】 ・情報の周知を実施	済	・小中学校等における水災害教育を実施 ・地域防災力の向上を図るため、防災士の育成の推進（令和5年度までに162人を目標） ・男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進	・小学校1校に水害状況の写真パネル等を貸出 ・防災士を対象とした研修会の実施 （新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練、陸上自衛隊金沢駐屯地で自衛隊の被災者支援の体制について学習）	中
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	・出前講座を実施 ・訓練・資機材補助金を交付 ・資格取得補助金を交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	済	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進	浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設134施設のうち122施設で作成済み	中

神通川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 内容	課題の対応	富山市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	富山市 第8回 協議会（R4） 進捗	射水市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	射水市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	射水市 第8回 協議会（R4） 進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・自主防災組織などへの支援 ・ホームページでの周知・啓発 ・タイムラインの改善	・防災士会と連携した支援を実施 ・タイムラインの改善を実施	済	・対象外		
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・関係する機関や市町村と、安全な避難経路確保等の課題の抽出整理について協議	・ワンチームとやまにて検討	中	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	広域避難検討会への参加（2回）	中
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外		
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・水防倉庫の備蓄材などを水防パトロールにて確認	・水防パトロールにて実施	済	河川管理者や水防管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	【R3.6.3】水防・河川合同巡視	中
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外		
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・引き続き、市職員へのメール配信システムの活用 ・市庁舎の機能確保のための対策を検討 ・関係する機関や市町村との課題の抽出整理についての協議に基づき計画を策定	・市職員へのメール配信システムの活用 ・本庁舎は一定程度の水害に対応 ・協議後検討	中	関係機関との受援体制における情報共有と県が主体となった被災者再建支援システムの検討	・市役所本庁舎については、非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置済 ・大規模災害時、BCPに基づき、応援団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成中	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知する ・国のガイドラインをHPにて周知	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知	中	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	民間企業へ浸水リスクの説明、情報提供	中

庄川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） カテゴリ	2期 内容	課題の対応	北陸地整 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	北陸地整 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	富山地方気象台 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山地方気象台 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	富山県 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山県 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ,旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進	・令和3年度洪水実績を網羅した6時間先までの洪水予測精度の向上	中	防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・洪水予報の水位予測について6時間先までに延長 ・洪水警報・注意報基準の見直し（毎年） ・顕著な大雨に関する情報の開始 ・気象庁ホームページリニューアルの周知	済	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ・見直し後のダム通知の適切な運用	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 1箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・6/21 ダムの緊急放流時における情報提供（Lアラート・ホットライン）の運用	済
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	・R3.04.20_洪水対応演習 ・R3.06.03_水防河川巡視 ・R3.06.09_水防工法研修会 ・R3.06.17_水位・雨量観測所の点検	中	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加（毎年） ・洪水対応演習の実施（毎年） ・防災担当者向けオンラインワークショップを実施	中	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所の合同巡視等の実施 ・水防技術講習会や水防実動訓練への参加 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/24 射水市防災パトロールに参加 ・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施 ・8/1令和3年度富山県総合防災訓練を実施 ・11/2 水防技術講習会に参加	済
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	・R3.07.07_メディア説明会 ・R3.12.23_流域治水プロジェクト勉強会	中	・対象外			・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援	・5/24 射水市防災パトロールに参加 ・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施 ・7/7 メディア説明会、防災連絡会に参加 ・12/23 国の流域治水プロジェクト勉強会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧14ﾊｰﾄﾞ,旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施（4～10月）	中	・対象外			・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施	済
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進（利賀ダム等）	・R3.09.30_庄川ダム洪水調節機能協議会を設置	中	ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議	・ダム洪水調節機能協議会への参加（R3.9.30）	済	・見直し後のダム通知の適切な運用 ・事前放流の継続運用 ・測量により堆砂状況を把握、浚渫の実施	・ダム通知の適切な運用 ・貯水池内の浚渫実施（利賀川ダム） ・堆砂測量の実施（和田川ダム、利賀川ダム、境川ダム）	済
旧12ﾊｰﾄﾞ,旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施	・浸水想定区域図、ハザードマップ（市町村別）、浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション）をHPで掲載済み	中	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・今年度実施せず（他の防災項目で実施したため）	未	・避難対策について各協議会の場での情報共有	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	済
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関（気象台、自治体担当部署等）と連携した、水防災教育の充実を支援	―	中	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施（随時） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨やキキクル（危険度分布）の解説資料を掲載。 （防災気象講演会（R3.11.30）を実施したが異なる防災項目だった。）	済	・小学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等	・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）	済
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施	―	中	・対象外			・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援	・11/20 自主防災組織リーダー研修会 95名 ・1/15,16,2/12,13 地域の自主防災組織リーダー研修会（県内4地区） 各50名程度 ・12/18-19,25-26 防災士養成研修（2日間） 計197名 ・10/22,11/2,24,12/16,22 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る説明会支援（富山市） 計7回306施設	済

庄川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間）			北陸地整			富山地方気象台			富山県		
		2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を活用したタイムライン運用の効果検討を実施 ・必要に応じて、水位情報等の提供を実施	・R3.11.24_庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催	中	・対象外			・当該水系のタイムラインの適切な運用 ・「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参画	・災害対策基本法の改正、ダムホットラインの創設等に伴うタイムライン修正の支援 ・11/24「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加	済
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援	―	中	・対象外			・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援	【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進 ・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施	◆急流河川対策 ・L9.0k～9.2k L=200m ・L16.2k～16.6k L=390m ・R8.6k L=120m ◆護岸補修 ・L20.4k+30～20.4k+130 L=100m	中	・対象外			・当該水系における河道内の掘削や樹木伐採の実施 ・樋門や水門等の適切な点検・維持管理	【河道掘削】 親司川：L=320m 【樹木伐採】 和田川：L=1,100m 【その他ハード対策】 地久子川：護岸工L=135m	済
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用	・R3.06.03_水防河川巡視	中	・対象外			・合同巡視時等における水防資材の確認・整備	・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施	済
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			【砂防】 ・砂防関連施設の整備	【砂防】 庄川水系大谷（2）	済
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保） ・対応検討に必要となる資料の提示や技術的指導 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討	―	中	・対象外			・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有 ・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援 ・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	―	中	・対象外			・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援	・要配慮者利用施設における避難確保計画と企業BCPとの連携に関する資料提供	済

庄川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	富山市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	高岡市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	高岡市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	射水市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	射水市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ,旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・対象外			・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R3.9.30】常願寺川、神通川、庄川、小矢部川ダム洪水調節機能協議会の設立に参加	中
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・国、県と連携した情報伝達訓練の実施 ・水防団員を兼ねる消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により募集促進	・情報伝達訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施 ・5/29令和3年度富山市水防訓練を実施	済	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施する。 ・水防技術講習会に参加する。	【R3.4.20】洪水対応演習（国・県・市）を実施。 【R3.4.27】水防連絡会総会に出席。 【R3.6.3】合同巡視（国・県・市）を実施。 【R3.6.24】情報伝達訓練（市）を実施。	済	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	【R3.4.27】水防連絡会 【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視 【R3.6.22】防災・減災協議会 【R3.6.25】射水市の排水ポンプ車運転講習会	中
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・浸水標識の設置効果が最大限発揮されるよう、表示する場所や内容をさらに検討したのち設置 ・避難情報をリアルタイムに受信できるSNSやスマートフォンアプリについて、引き続き普及を図る ・浸水履歴の周知	・現地表示の内容を検討 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施	済	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。	【R3.6.3】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施。 ・具体的な設置場所や表示内容について地元自治会、関係機関等と協議の上方針の決定と設置を行う。 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。（牧野地区）	済	・地域住民への水害リスク共有に資する取組を推進 ・具体浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・海抜表示看板の順次更新（8か所） ・HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知	中
旧14ﾊｰﾄﾞ,旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	・排水ポンプ車配置計画を作成済 ・水防訓練を実施	済	・排水施設等の情報や操作方法を共有する。 ・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。 ・水防訓練と合同で排水実動訓練を実施する。 ・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	【R3.4.26】【R3.6.24】市職員内で地久子川樋門の操作方法を共有。 ・国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立。 ・【R3.6.24】情報伝達訓練にて排水ポンプ車出動要請を実施し、設置箇所を現地確認。	済	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討	検討中	中
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・対象外			・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R3.9.30】常願寺川、神通川、庄川、小矢部川ダム洪水調節機能協議会の設立に参加	中
旧12ﾊｰﾄﾞ,旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援 ・立ち退き避難が必要な区域は、洪水ハザードマップ作製に合わせ検討	・2箇所（追加分）【R3.12末現在】 ・64回【R3.12末現在】 ・洪水ハザードマップに合わせ検討済	済	・避難場所の新たな指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）や利用可能場所の拡大を図る。 ・市総合防災訓練等への積極的な参加を促進する。 ・実践的な避難訓練の実施を促進する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。 ・マイタイムラインの作成を促進する。	・浸水ナビを活用し、避難場所毎の浸水リスクを確認し、収容人数の拡大の可否について検討した。 ・指定緊急避難場所（洪水）の新たな指定を行った（民間施設1施設）。 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。（牧野地区） ・出前講座や市広報誌、HP等にて作成を啓発した。	済	地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る。	呉羽山断層帯を震源とする市総合防災訓練を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大により中止	未
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施 ・「水防災意識社会」の再構築に役立つ情報の周知	・33回【R3.12末現在】 ・情報の周知を実施	済	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ事業を推進する。	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 R3.9.21 野村小学校 野村地区で洪水が発生したときの行動について監修した。 R3.11.5 太田小学校 太田地区で予想される災害とその対策について講演した。 ・自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施する。 R3.9.25木津児童クラブ ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。（牧野小学校、牧野中学校等）	済	・小中学校等における水災害教育を実施 ・地域防災力の向上を図るため、防災士の育成の推進（令和5年度までに162人を目標） ・男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進	防災士を対象とした研修会の実施 （新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練、陸上自衛隊金沢駐屯地で自衛隊の被災者支援の体制について学習）	中
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	・出前講座を実施 ・訓練・資機材補助金を交付 ・資格取得補助金を交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	済	・出前講座や訓練補助・支援を通して地域防災力の向上を図る。 ・要配慮者施設における避難確保計画策定を促進する。 ・当該避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。	・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施した。 ・自主防災組織や避難所運営等の要となる防災士や防災リーダーを育成した。 ・自主防災組織の活動・訓練に対し、ステージを一段階上げた支援を実施した。（設立→成長期→成熟期） ・計画を策定していない施設に対して支援を継続していく。	済	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進	浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設134施設のうち12施設で作成済み	中

（参考）1期 項目No	2期項目No	庄川 取組状況 改様式-1（2期 R3～R7） 2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	富山市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	高岡市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	高岡市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	射水市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	射水市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・自主防災組織などへの支援 ・ホームページでの周知・啓発 ・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催	・防災士会と連携した支援を実施 ・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催	済	・出水後における高岡市洪水対応マニュアルの検証と改善を行う。	・【R3.11.24】第7回検討専門部会に参加した。 ・8月の大雨災害を受けて、マニュアルの検証と改善を行った。	済	「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」と連携したタイムラインの検証と改善	河川毎に避難指示等の判断基準を明確化し、気象台や河川管理者と相互の情報交換	中
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・関係する機関や市町村と、安全な避難経路確保等の課題の抽出整理について協議	・ワンチームとやまにて検討	中	・県や隣接市等と広域避難に係る現状や課題について情報共有し、検討を進め、受入れ自治体との合意形成を図る。	・「ワンチームとやま」連携推進本部において、現状や課題について、情報共有を図った。	済	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	広域避難検討会への参加（2回）	中
旧1ハード*,旧3ハード*,旧4ハード*,旧7ハード*,旧15ハード*	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外			・対象外		
旧8ハード*,旧9ハード*,旧10ハード*,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・対象外			・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	・【R3.6.3】合同巡視時に実施。 ・出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充。	済	河川管理者や水防管理者（庄川水害予防組合）と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視	中
旧5ハード*,旧6ハード*	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			・対象外		
旧2ハード*,旧13ハード*,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・対象外			・浸水想定区域内にある庁舎等への浸水応急対策を実施する。 ・大規模災害時におけるや相互応援協定都市等との非常通信体制の確保に努める。	・本庁舎や消防庁舎等に土のうを配備した。 ・関係機関と衛星回線等の非常通信体制の確認を行った。	済	関係機関との受援体制における情報共有と県が主体となった被災者再建支援システムの検討	・市役所本庁舎については、非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置済 ・大規模災害時、BCPに基づき、応援団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成中	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知する ・国のガイドラインをHPにて周知	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知	中	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 ・民間企業BCPの策定支援のための方策を検討する。 ・民間企業等との連携の強化を図る。	・住民説明会や訓練等にあわせて民間企業等へも参加を呼びかける。	済	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	民間企業へ浸水リスクの説明、情報提供	中

庄川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期項目No	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	砺波市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	砺波市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	砺波市 進捗	小矢部市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	小矢部市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	小矢部市 進捗	南砺市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	南砺市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	南砺市 進捗
		2期 減災のための取組項目（概ね5年間）											
旧11ﾊｰﾄﾞ,旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・対象外			・対象外			対象となる施設が無い。関係機関と連携を図り、ダム情報を提供してもらう。	ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供してもらった。今後も情報提供を継続する予定。	済
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・公共関係機関と連絡体制の確認 ・水防技術講習会に参加	【R3.4.27】水防連絡会 【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視 【R3.6.22】防災・減災協議会	中	関係機関が連携した水防実働訓練等の実施や、水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	【R3.6】土砂災害警戒情報伝達訓練 【R3.7】水防連絡会にて確認	中	毎年、関係機関、地域住民等と連携を図り、避難訓練や水防訓練を含めた総合防災訓練を実施する。	令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・公共関係機関と地元自治振興会や地域住民で危険箇所の合同点検を実施 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・海抜表示看板の設置（市内211箇所に設置予定、R4.3完了予定） ・HPでハザードマップ等の周知	中	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・出前講座等によるハザードマップを利用した洪水浸水想定区域等の周知。	【R3.6】水防河川合同巡視	中	毎年、関係機関と連携を図り、重要水防箇所等の点検を実施する。	R3.5.21 富山県砺波土木センターと合同パトロール実施。	済
旧14ﾊｰﾄﾞ,旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・対象外			排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	検討中	未	大規模水害を想定した排水計画（案）を検討する。	検討中。	中
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・対象外			・対象外			対象となる施設が無い。関係機関と連携を図り、ダム情報を提供してもらう。	ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供してもらった。今後も情報提供を継続する予定。	済
旧12ﾊｰﾄﾞ,旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・市総合防災訓練の実施	・コロナウイルス感染症拡大のため、中止	未	自主防災組織による避難訓練の実施	5地区の自主防災組織による水害訓練を実施	中	毎年、関係機関、地域住民等と連携を図り、避難訓練や水防訓練を含めた総合防災訓練を実施する。	令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・出前講座等の実施	【6.4】鷹栖小学校、【9.17】出町中学校、【10.7】出町中学校、【10.21】出町小学校、【11.12】砺波南部小学校	済	出前講座等により災害に対する心構えや地域防災力の向上を図る。	【R3.6】小中学校長を対象とした防災研修会の実施 ・依頼のあった地区への出前講座の実施	中	小・中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	要望無し。また、令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・要配慮者利用施設を定期に更新し、該当施設管理者に対して、計画作成に係る説明会を実施。	・1施設を追加し、説明を実施。 （計画書提出済み）	済	自主防災組織等への研修や資機材整備支援などによる自助・共助の促進。	【R3.12】富山防災センター視察研修実施 各自主防災組織への資機材整備等に関する支援	中	自治会等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。	要望無し。また、令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未

庄川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	砺波市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	砺波市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	小矢部市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	小矢部市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	南砺市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	南砺市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・タイムラインの検証と改善を実施	災害対策基本法改正に伴い、タイムラインの更正を実施した。（R3.6）	済	タイムラインの検証と改善。	【R3.11】第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会への参加	中	水害対応タイムラインを活用して、水防訓練を実施する。	令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・広域避難について検討を行う。	・県ワンチームにおいて検討会を実施	済	国・県・関係市町村と連携し、広域避難計画を検討・策定する。	未着手	未	洪水ハザードマップで広域避難計画を策定する。	検討中。	中
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外			・対象外		
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認を行う。	【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視	中	水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	【R3.6】水防河川合同巡視時に実施	済	出水期前後に水防倉庫の資材を確認し、不足があれば、整備する。	R3.5.21 富山県砺波土木センターと合同パトロール実施済み。	済
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点を確認し、整備する。	検討中。	中
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・砺波市災害時受援計画の見直し（R3.3作成）	・R3.3作成のため今年の見直しは不要	済	災害時に拠点となる庁舎について、非常用発電機の設置を行う。	未着手	未	広域支援拠点等の配置計画を検討する。	検討中。	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・出前講座等の実施	・市担当課と商工会議所BCP作成支援を実施。	済	大規模工場等への浸水リスクの周知と水害対策等の啓発活動を行う。	未着手	未	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	検討中。	中

小矢部川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間）			北陸地整			富山地方気象台			富山県		
		2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ,旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進	・令和3年度洪水実績を網羅した6時間先までの洪水予測精度の向上	中	防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・洪水予報の水位予測について6時間先までに延長 ・洪水警報・注意報基準の見直し（毎年） ・顕著な大雨に関する情報の開始 ・気象庁ホームページリニューアルの周知	済	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ・見直し後のダム通知の適切な運用	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 10箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・6/21 ダムの緊急放流時における情報提供（Lアラート・ホットライン）の運用	済
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	・R3.04.20_洪水対応演習 ・R3.06.03_水防河川巡視 ・R3.06.09_水防工法研修会 ・R3.06.17_水位・雨量観測所の点検	中	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加（毎年） ・洪水対応演習の実施（毎年） ・防災担当者向けオンラインワークショップを実施	中	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所の合同巡視等の実施 ・水防技術講習会や水防実動訓練への参加 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/21 県、南砺市で水防資材を確認 ・5/26 河川合同パトロール(小矢部市・県) ・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施 ・7/7 小矢部市水防連絡協議会出席 ・8/1令和3年度富山県総合防災訓練を実施 ・11/2 水防技術講習会に参加	済
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	・R3.07.07_メディア説明会 ・R3.12.23_流域治水プロジェクト勉強会	中	・対象外			・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援	・5/21 県、南砺市で水防資材を確認 ・5/26 河川合同パトロール(小矢部市・県) ・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施 ・7/7 メディア説明会、防災連絡会に参加 ・7/7 小矢部市水防連絡協議会に出席 ・12/23 国の流域治水プロジェクト勉強会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧14ﾊｰﾄﾞ,旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・要請出動手順の確立 ・排水手順確認訓練の実施（4～10月）	中	・対象外			・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/20 洪水対応演習に参加 ・4/27 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/26 河川合同パトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/3,4 国の河川巡視に参加 ・6/9 県の合同河川巡視を実施 ・7/7 小矢部市水防連絡協議会出席	済
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進	・R3.09.30_小矢部川ダム洪水調節機能協議会を設置	中	ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議	・ダム洪水調節機能協議会への参加（R3.9.30）	済	・見直し後のダム通知の適切な運用 ・事前放流の継続運用 ・測量により堆砂状況を把握、浚渫の実施	・ダム通知の適切な運用 ・貯水池内の浚渫実施（城端ダム） ・堆砂測量の実施（子撫川ダム、城端ダム）	済
旧12ﾊｰﾄﾞ,旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施	・浸水想定区域図、ハザードマップ（市町村別）、浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション）をHPで掲載済み	中	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・今年度実施せず（他の防災項目で実施したため）	未	・避難対策について各協議会の場での情報共有	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	済
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関（気象台、自治体担当部署等）と連携した、水防災教育の充実を支援	―	中	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施（随時） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨やキキクル（危険度分布）の解説資料を掲載。 （防災気象講演会（R3.11.30）を実施したが異なる防災項目だった。）	済	・小学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等	・7/7 こども砂防教室開催（石動小） ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）	済
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施	・R3.07.08&R3.09.03_小矢部市への要配慮者利用施設避難確保計画作成支援のヒアリング	中	・対象外			・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援	・11/20 自主防災組織リーダー研修会 95名 ・1/15,16,2/12,13 地域の自主防災組織リーダー研修会（県内4地区）各50名程度 ・12/18-19,25-26 防災士養成研修（2日間）計197名	済

小矢部川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	北陸地整 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	北陸地整 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	富山地方気象台 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山地方気象台 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	富山県 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	富山県 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を活用したタイムライン運用の効果検討を実施 ・必要に応じて、水位情報等の提供を実施	・R3.11.24_庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催	中	・対象外			・当該水系のタイムラインの適切な運用 ・「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参画	・災害対策基本法の改正、ダムホットラインの創設等に伴うタイムライン修正の支援 ・11/24「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加	済
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援	―	中	・対象外			・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援	【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進 ・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施	◆堤防強化対策 ・R9.2k～10.2k L=1,115m ・R24.4k～24.6k L=160m ◆護岸補修 ・L10.2k（袋詰玉石100袋） ・R11.4k～11.7k（根固めブロック工80個） ・R12.7k（根固めブロック工110個） ・R4.2k～6.2k（特殊堤補修15箇所） ・R6.4k～6.5k（根固めブロック工120個、袋詰玉石50袋） ◆樹木伐採 ・L9.5k～10.2k A=12,200m2 ・R6.4k付近 A=400m2 ・R13.2k～14.3k A=58,600m2 ・R12.6k付近 A=1,500m2 ・R11.5k付近 A=2,300m2 ・L9.4k付近 A=5,300m2	中	・対象外			・当該水系における河道内の掘削や樹木伐採の実施 ・樋門や水門等の適切な点検・維持管理	【河道掘削・樹木伐採】 広谷川：L=550m 西明寺川：L=1,270m 頭川川：L=800m 子撫川：L=0.9km 渋江川：L=0.8km 砂川：L=0.5km 五郎丸川：L=0.1km 本堂川：L=0.7km 御手洗川：L=0.3km 小矢部川：L=350m 山田川：80m 赤祖父川：L=70m 【その他ハード対策】 谷内川：護岸工L=252m ・11/11 国の第2階小矢部川水系流域委員会に参加	済
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用	・R3.06.03_水防河川巡視	中	・対象外			・合同巡視時等における水防資材の確認・整備	・5/21 県、南砺市で水防資材を確認 ・5/26 河川合同パトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/3,4 国の河川巡視に参加	済
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			【砂防】 ・砂防関連施設の整備	【砂防】 小矢部川水系埴生（2） 小矢部川水系蓑谷 小矢部川圏域緊急改築②栃丘堰堤ほか 小矢部川水系二上(2) 小矢部川水系西大谷川左支川	済
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保） ・対応検討に必要となる資料の提示や技術的指導 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討	―	中	・対象外			・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有 ・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援 ・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成	・6/22 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	―	中	・対象外			・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援	・要配慮者利用施設における避難確保計画と企業BCPとの連携に関する資料提供	済

小矢部川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	高岡市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	高岡市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	射水市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	射水市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	砺波市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	砺波市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ,旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R3.9.30】常願寺川、神通川、庄川、小矢部川ダム洪水調節機能協議会の設立に参加	中	・対象外		
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施する。 ・水防技術講習会に参加する。	・【R3.4.20】洪水対応演習（国・県・市）を実施。 ・【R3.4.27】水防連絡会総会に出席。 ・【R3.6.3】合同巡視（国・県・市）を実施。 ・【R3.6.24】情報伝達訓練（市）を実施。	済	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	【R3.4.27】水防連絡会 【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視 【R3.6.22】防災・減災協議会 【R3.6.25】射水市の排水ポンプ車運転講習会	中	・公共関係機関と連絡体制の確認 ・水防技術講習会に参加	【R3.4.27】水防連絡会 【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視 【R3.6.22】防災・減災協議会	中
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。	・【R3.6.3】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施。 ・具体的な設置場所や表示内容について地元自治会、関係機関等と協議の上方針の決定と設置を行う。	済	・地域住民への水害リスク共有に資する取組を推進 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・海抜表示看板の順次更新（8か所） ・HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知	中	・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、防災意識の向上を図る。 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・海抜表示看板の設置（市内211箇所に設置予定、R4.3完了予定） ・HPでハザードマップ等の周知	中
旧14ﾊｰﾄﾞ,旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	・排水施設等の情報や操作方法を共有する。 ・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。 ・水防訓練と合同で排水実動訓練を実施する。 ・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	・【R3.4.26】【R3.6.24】市職員内で四屋排水機場の操作方法を共有。 ・国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立。 ・【R3.6.24】情報伝達訓練にて排水ポンプ車出動要請を実施し、設置箇所を現地確認。	済	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討	検討中	中	・対象外		
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 （一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R3.9.30】常願寺川、神通川、庄川、小矢部川ダム洪水調節機能協議会の設立に参加	中	・対象外		
旧12ﾊｰﾄﾞ,旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・避難場所の新たな指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）や利用可能場所の拡大を図る。 ・市総合防災訓練等への積極的な参加を促進する。 ・実践的な避難訓練の実施を促進する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。 ・マイタイムラインの作成を促進する。	・浸水ナビを活用し、避難場所毎の浸水リスクを確認し、収容人数の拡大の可否について検討した。 ・指定緊急避難場所（洪水）の新たな指定を行った（民間施設1施設）。 ・出前講座や市広報誌、HP等にて作成を啓発した。	済	地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る。	呉羽山断層帯を震源とする市総合防災訓練を予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大により中止	未	・市総合防災訓練の実施	・コロナウイルス感染症拡大のため、中止	未
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ事業を推進する。	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 R3.11.5 太田小学校【洪水・防災全般】	済	・小中学校等における水災害教育を実施 ・地域防災力の向上を図るため、防災士の育成の推進（令和5年度までに162人を目標） ・男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進	防災士を対象とした研修会の実施 （新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練、陸上自衛隊金沢駐屯地で自衛隊の被災者支援の体制について学習）	中	・出前講座等の実施	【6.4】鷹栖小学校、【9.17】出町中学校、【10.7】出町中学校、【10.21】出町小学校、【11.12】砺波南部小学校	済
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・出前講座や訓練補助・支援を通して地域防災力の向上を図る。 ・要配慮者施設における避難確保計画策定を促進する。 ・当該避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。	・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施した。 ・自主防災組織や避難所運営等の要となる防災士や防災リーダーを育成した。 ・自主防災組織の活動・訓練に対し、ステージを一段階上げた支援を実施した。（設立→成長期→成熟期） ・計画を策定していない施設に対して支援を継続していく。	済	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進	浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設134施設のうち12施設で作成済み	中	・要配慮者利用施設を定期に更新し、該当施設管理者に対して、計画作成に係る説明会を実施	・1施設を追加し、説明を実施。 （計画書提出済み）	済

小矢部川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 2期 内容	課題の対応	高岡市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	高岡市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	高岡市 進捗	射水市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	射水市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	射水市 進捗	砺波市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	砺波市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	砺波市 進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・出水後における高岡市洪水対応マニュアルの検証と改善を行う。	・【R3.11.24】第7回検討専門部会に参加した。 ・8月の大雨災害を受けて、マニュアルの検証と改善を行った。	済	「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」と連携したタイムラインの検証と改善	河川毎に避難指示等の判断基準を明確化し、気象台や河川管理者と相互の情報交換	中	・タイムラインの検証と改善を実施	災害対策基本法改正に伴い、タイムラインの更正を実施した。（R3.6）	済
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・県や隣接市等と広域避難に係る現状や課題について情報共有し、検討を進め、受入れ自治体との合意形成を図る。	・「ワンチームとやま」連携推進本部において、現状や課題について、情報共有を図った。	済	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	広域避難検討会への参加（2回）	中	・広域避難について検討を行う。	・県ワンチームにおいて検討会を実施	済
旧1ﾊｰﾄﾞ,旧3ﾊｰﾄﾞ,旧4ﾊｰﾄﾞ,旧7ﾊｰﾄﾞ,旧15ﾊｰﾄﾞ	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外			・対象外		
旧8ﾊｰﾄﾞ,旧9ﾊｰﾄﾞ,旧10ﾊｰﾄﾞ,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	・【R3.6.3】合同巡視時に実施。 ・出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充。	済	河川管理者や水防管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視	中	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認を行う。	【R3.6.3】庄川・小矢部川水防・河川合同巡視	中
旧5ﾊｰﾄﾞ,旧6ﾊｰﾄﾞ	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外			・対象外		
旧2ﾊｰﾄﾞ,旧13ﾊｰﾄﾞ,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・浸水想定区域内にある庁舎等への浸水応急対策を実施する。 ・大規模災害時におけるや相互応援協定都市等との非常通信体制の確保に努める。	・本庁舎や消防庁舎等に土のうを配備した。 ・関係機関と衛星回線等の非常通信体制の確認を行った。	済	関係機関との受援体制における情報共有と県が主体となった被災者再建支援システムの検討	・市役所本庁舎については、非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置済 ・大規模災害時、BCPに基づき、応援団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成中	中	・砺波市災害時受援計画の見直し（R3.3作成）	・R3.3作成のため今年の見直しは不要	済
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 ・民間企業BCPの策定支援のための方策を検討する。 ・民間企業等との連携の強化を図る。	・住民説明会や訓練等にあわせて民間企業等へも参加を呼びかける。	済	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	民間企業へ浸水リスクの説明、情報提供	中	・出前講座等の実施	・市担当課と商工会議所BCP作成支援を実施。	済

小矢部川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間）			小矢部市			南砺市		
		2期 カテゴリ	2期 内容	課題の対応	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗	2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	進捗
旧11ﾊｰﾄﾞ，旧37	新1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	I,L1,L2	・対象外			対象となる施設が無い。関係機関と連携を図り、ダム情報を提供してもらう。	ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供してもらった。今後も情報提供を継続する予定。	済
旧41,旧42,旧43,旧44,旧45	新2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	【R3.6】土砂災害警戒情報伝達訓練 【R3.7】水防連絡会にて確認	中	毎年、関係機関、地域住民等と連携を図り、避難訓練や水防訓練を含めた総合防災訓練を実施する。	令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧20,旧21,旧25,旧28,旧34,旧35,旧36,旧39	新3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,L1,L2,M	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・出前講座等によるハザードマップを利用した洪水浸水想定区域等の周知。	【R3.6】水防河川合同巡視	中	毎年、関係機関と連携を図り、重要水防箇所等の点検を実施する。	R3.5.21 富山県砺波土木センターと合同パトロール実施。	済
旧14ﾊｰﾄﾞ，旧47,旧48,旧49,旧56	新4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	U,V,X	排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	検討中	未	大規模水害を想定した排水計画（案）を検討する。	検討中。	中
旧38,旧50	新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	W,X	・対象外			対象となる施設が無い。関係機関と連携を図り、ダム情報を提供してもらう。	ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供してもらった。今後も情報提供を継続する予定。	済
旧12ﾊｰﾄﾞ，旧23,旧29	新6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	市地域防災計画に基づき、各関係機関と連携した避難訓練の実施。	5地区の自主防災組織による水害訓練を実施	中	毎年、関係機関、地域住民等と連携を図り、避難訓練や水防訓練を含めた総合防災訓練を実施する。	令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧17,旧18,旧19	新7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	出前講座等により地域防災力の向上を図る。	【R3.6】小中学校長を対象とした防災研修会の実施 ・依頼のあった地区への出前講座の実施	中	小・中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	要望無し。また、令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧22,旧52	新8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	自主防災組織等への研修や資機材整備支援などによる自助・共助の促進。	【R3.12】富山防災センター視察研修実施 各自主防災組織への資機材整備等に関する支援	中	自治会等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。	要望無し。また、令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未

小矢部川　取組状況　改様式-1（2期　R3～R7）

（参考）1期 項目No	2期 項目No	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） カテゴリ	2期 減災のための取組項目（概ね5年間） 内容	課題の対応	小矢部市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	小矢部市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	小矢部市 第8回 協議会（R4） 進捗	南砺市 2期（令和3年度～令和7年度）の取組目標	南砺市 第8回 協議会（R4） 令和3年度 取組状況	南砺市 第8回 協議会（R4） 進捗
旧24,旧26,旧27	新9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	タイムラインの検証と改善。	【R3.11】第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会への参加	中	水害対応タイムラインを活用して、水防訓練を実施する。	令和3年度はコロナ感染拡大の影響により、未実施。	未
旧30,旧31	新10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	国・県・関係市町村と連携し、広域避難計画を検討・策定する。	未着手	未	洪水ハザードマップで広域避難計画を策定する。	検討中。	中
旧1ハード*,旧3ハード*,旧4ハード*,旧7ハード*,旧15ハード*	新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外		
旧8ハード*,旧9ハード*,旧10ハード*,旧51	新12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	【R3.6】水防河川合同巡視時に実施	済	出水期前後に水防倉庫の資材を確認し、不足があれば、整備する。	R3.5.21 富山県砺波土木センターと合同パトロール実施済み。	済
旧5ハード*,旧6ハード*	新13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点を確認し、整備する。	検討中。	中
旧2ハード*,旧13ハード*,旧40,旧46,旧55	新14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	災害時に拠点となる庁舎について、非常用発電機の設置を行う。	未着手	未	広域支援拠点等の配置計画を検討する。	検討中。	中
旧53,旧54	新15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）	K	大規模工場等への浸水リスクの周知と水害対策等の啓発活動を行う。	未着手	未	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	検討中。	未

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村

2期項目 No	新2	2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、水防河川巡視、水防工法研修会、実践的な情報伝達訓練等を実施		
実施主体	富山河川国道事務所水防連絡会		

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川において、出水期の水防活動に万全を期すため、関係水防機関や電力・鉄道会社、災害協定業者、地元住民の方々と合同で、洪水時に危険となる箇所や緊急資材倉庫の備蓄状況の確認するため水防河川巡視を実施。

・日　時　：令和３年６月２日（水）常願寺川、神通川
　　令和３年６月３日（木）庄川、小矢部川
・内　容　：重要水防箇所や緊急資材倉庫の状況など
　　巡視終了後には意見交換会を通じて情報共有をおこなった。
・参加機関：水防連絡会構成機関及び水防機関
　　巡視箇所堤防沿いの地域住民

常願寺川

神通川

庄川

小矢部川

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村等

2期項目 No	新2	2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、水防河川巡視、水防工法研修会、実践的な情報伝達訓練等を実施		
実施主体	北陸地方整備局、富山河川国道事務所、富山地方気象台 富山県河川課、富山県内土木ｾﾝﾀｰ及び土木事務所、水防連絡会構成市町村及び消防 （一般）河川情報センター		

梅雨・台風等による出水時における洪水予測の実施、水防関係機関への水防警報・洪水予報等の情報伝達、ダム・水門など河川管理施設等の操作状況及び情報伝達、河川工事関係者の情報伝達、重大災害を想定した被害軽減を図る措置対策工法検討、水防管理団体の水防巡視並びに水防活動の情報伝達等、実践的な洪水対応演習を行うことにより、防災体制に万全を期す。

・演習日：令和３年４月２０日（火）
・場　所：関係機関の施設内（机上訓練）

災害対策室

災害対策本部

情報表示モニター

富山河川国道事務所 災害対策室 洪水対応演習の様子

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山県・市町村

2期項目 No	新2	2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、水防河川巡視、水防工法研修会、実践的な情報伝達訓練等を実施		
実施主体	富山河川国道事務所水防連絡会		

自治体の消防署員を対象に、水防技術を習得するため“水防工法研修会”を開催。

・開 催 日：令和３年６月９日（水）
・研修場所：常願寺川右岸堤防（富山防災センター前）
・研修内容：①シート張工　②川倉工、③積土のう工
・参加機関：防災エキスパート（講師）　　※参加者数：約５０名
　　水防連絡会傘下の自治体消防署員
　　（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町）
　　富山河川国道事務所、常願寺川維持業者

シート張り工

川倉工

積土のう工

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山地方気象台・富山県

2期項目 No	新3	2期 カテゴリ	水害リスク共有
2期 内容	洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供。		
実施主体	富山地方気象台、富山県、富山河川国道事務所 、黒部河川事務所、立山砂防事務所、利賀ダム工事事務所		

水害関連の記者発表や情報サイト等の防災情報を、情報発信者である行政機関と情報伝達者である報道機関が連携し、どのように情報発進すれば「住民自らの行動に結びつくか」について、メディア説明会を通して意見交換。

・日　時：令和３年７月７日（水）
・場　所：富山河川国道事務所
・参加報道機関：富山県内のテレビ局（５社）、新聞社（５社）
・内　容：（１）向こう３ヶ月（7～9月）の降水量の見通し、過去の大雨事例、顕著な大雨に関する気象情報について（富山地方気象台）
　　（２）富山県内の河川の特徴、増水・氾濫の危険を伝える情報、大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表、防災ウェブサイトの開設、川の防災情報サイトの活用（富山河川国道事務所　調査第一課）
　　（３）事前通行規制区間について（富山河川国道 道路管理第一課）

説明会の様子

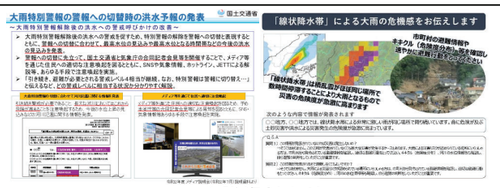

会議資料より

（様式2-取組概要）

北陸地整・ダム事業者・関係自治体等

2期項目 No	新5	2期 カテゴリ	ダム等の洪水調節機能の向上・確保
2期 内容	ダムの柔軟な運用（事前放流）		
実施主体	常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会		

一級水系ダムにおいて、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を令和2年5月に締結し、事前放流等の取り組みを推進。
令和3年5月の流域治水関連法の公布（令和3年7月施行）により、河川法に「ダム洪水調節機能協議会」の設置が位置づけられたことから、一級水系で「ダム洪水調節機能協議会」を設置。
・設 置 日：令和３年９月３０日
・関係機関：２６機関

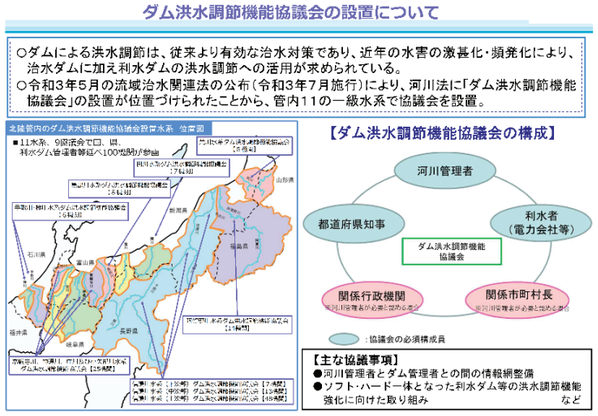

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山県・市町村

2期項目 No	新7	2期 カテゴリ	水防災教育の啓発
2期 内容	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施		
実施主体	富山河川国道事務所、富山県、富山地方気象台および構成市町村		

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において、適切な避難行動を行える能力を養う必要があることから、学校での防災教育の充実を図り、特に「命を守る」という観点に留意し、子供たちに防災について理解を深めてもらう。
実施日：令和３年１０月２２日（金）富山市立水橋中部小学校ほか4校（常願寺川、白岩川）
（ほか4校はオンライン形式での参加水橋西部小、水橋東部小、上条小、三郷小）
令和３年１２月　２日（木）立山町立高野小学校（資料提供）（常願寺川、白岩川）

資料を用いて説明する職員と熱心に授業を受ける児童（5年生）

リモート参加の他校からの感想発表

学校職員へのヒアリング

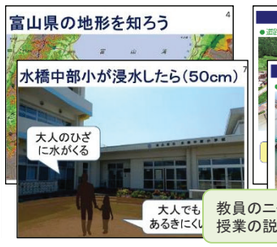

教員のニーズや児童の学習状況に合わせ、授業の説明用スライドを作成・提供しました

本日、富山県河川課、国土交通省、東京建設コンサルタントの方をお招きし、水防災学習を行いました。本校以外に、三郷、水橋西部、上条、水橋東部の水橋地区4校もオンラインで参加しました。社会科で、自然災害に対する取り組みについて学習しているので、国や県の取り組みについて、直接教えていただくよい機会になりました。
子供たちは、白岩川上流のダムがあり、大雨の際に自分たちの暮らしを守ってくれていることに驚くなど、防災に対する関心が高まったようです。

学校HPでの紹介（水橋中部小学校 HPhttp:// http://swa.toyama-city-ed.jp）

（様式2-取組概要）

北陸地整・小矢部市

2期項目 No	新8	2期 カテゴリ	要配慮者支援
2期 内容	要配慮者利用施設避難確保計画作成支援を実施		
実施主体	富山河川国道事務所、小矢部市		

近年頻発している甚大な自然災害を踏まえ、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化をうけ、避難確保計画作成支援の内容例を説明し、河川管理者としての支援内容を説明した。また、自治体担当部署の要望を踏まえた支援資料を作成、提供した。
ヒアリング日：令和３年７月８日（木）、９月３日（木）、令和４年３月１日（火）
小矢部市（総務部、産業建設部）
支援資料：自治体の担当部署に対する啓発資料
施設管理者への啓発資料、及び計画作成の支援資料
（1. はじめに、2. 防災体制や避難開始のタイミングについて、3. 防災情報の入手、4. 避難場所・経路の選び方、5. 避難訓練の重要性）

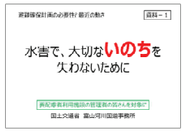

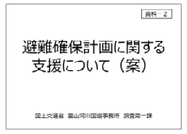

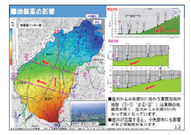

自治体の担当部署に対する啓発資料

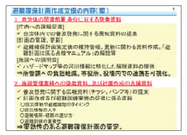

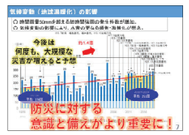

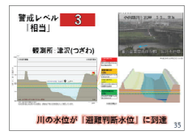

施設管理者への啓発及び計画作成の支援資料

自治体担当部署のニーズに合わせ、自治体庁内及び施設管理者へ向けた説明用スライドを作成・提供しました

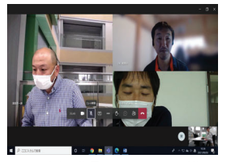
自治体職員へのヒアリング

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村

2期項目 No	新9	2期 カテゴリ	タイムラインの活用促進
2期 内容	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善		
実施主体	富山河川国道事務所、富山県、富山地方気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市　他		

第7回　庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催し、沿川の生命・財産を守るための事前防災計画の充実を図る。
・日時、場所：令和3年11月24日（水） 9:30～11:30　富山河川国道事務所
・参　加　者：富山河川国道事務所、富山県、富山地方気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、南砺市、小矢部市、西日本旅客鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)、万葉線(株)、中日本高速道路(株)、日本海ガス(株)、高岡ガス(株)、西日本電信電話(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、※オブ：富山県警
・内　　容：① 避難勧告の廃止と事前アンケート結果
② 避難勧告の廃止に伴う防災行動の検討
③ 気象・水文情報の取得方法　ほか

第７回専門部会（令和３年１１月２４日）

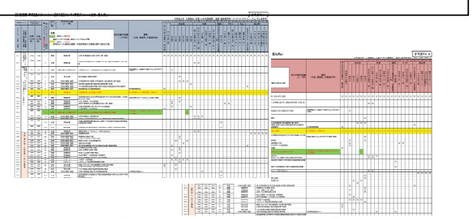
庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2022年

（様式2-取組概要）

北陸地整

2期項目 No	新11	2期 カテゴリ	洪水を安全に流すためのハード対策の推進
2期 内容	洪水を安全に流すためのハード対策の推進		
実施主体	富山河川国道事務所		

常願寺川、神通川、庄川、小矢部川において、減災・防災国土強靭化5箇年加速化計画に基づき、急流河川対策、堤防整備・強化、河道掘削、樹木伐採、護岸補修等の整備を推進。

常願寺川

◆急流河川対策（護岸整備） ３箇所、樹木伐採３箇所、護岸補修３箇所

神通川

◆堤防整備（浸透対策含む） ９箇所、急流河川対策（護岸整備）10箇所、河道掘削３箇所、樹木伐採５箇所

庄　川

◆急流河川対策（護岸整備） ３箇所、護岸補修１箇所

小矢部川

◆堤防強化（浸透対策） ２箇所、樹木伐採６箇所、護岸補修５箇所

注）数字：施工箇所数

樹木伐採（立山町西大森 R12.6付近）

【常願寺川】

堤防整備、急流河川対策
（富山市有沢 L9.8k6付近）

【神通川】

急流河川対策
（高岡市戸出西部金屋 L16.0付近）

【庄川】

堤防強化
（小矢部市宇治新 R24.4付近）

【小矢部川】

（様式2-取組概要）

富山地方気象台

2期項目 No	新1
2期 カテゴリ	洪水予測や水位情報の情報強化
2期 内容	顕著な大雨に関する情報の開始（「線状降水帯」キーワードを使って解説する情報）
実施主体	富山地方気象台

・毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し甚大な被害が生じており、この線状降水帯による大雨が、災害発生の危険度の高まりにつながるものとして社会に浸透しつつあり、線状降水帯による大雨が発生している場合は、危機感を高めるために知らせてほしいという要望があります。

【詳細】

・大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説します。

※警戒レベル相当情報を捕捉する情報でレベル４相当以上の状況で発表します。

・このキーワードを使って解説できるよう、顕著な大雨に関する情報の客観的な基準を設定。

・気象庁ホームページの「雨雲の動き」で線状降水帯の雨域の表示を開始しました。

顕著な大雨に関する情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

顕著な大雨に関する情報を補足する図情報の例

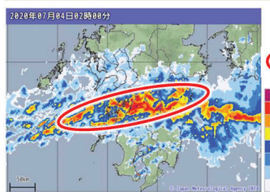

※「雨雲の動き」（高解像度降水ナウキャスト）の例。

（様式2-取組概要）

富山地方気象台

2期項目 No	新2
2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	防災担当者向け気象防災ワークショップを実施
実施主体	富山地方気象台

- 自治体の主に防災担当者を対象に、気象台から発表される防災気象情報に基づく防災対応を疑似体験する気象防災ワークショップを実施した。洪水災害が発生するおそれがある状況において、少人数によるグループワークを行った。
- ワークショップを通じ、防災気象情報を適切に理解し有効に活用するとともに、体制強化や避難情報発令のタイミングなどに関する検討を行い、防災対応力の向上を目指した。

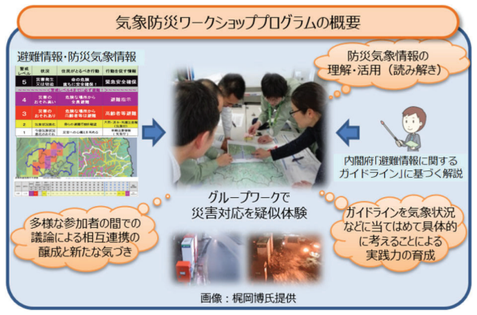

ワークショップ概要

ワークショップ検討資料とオンラインで実施の様子

（様式2-取組概要）

高岡市

2期項目 No	新2
2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	水防に関する情報伝達訓練
実施主体	高岡市

出水時における水防機関等への情報伝達および水防警報等の伝達訓練や大雨を想定した訓練を通じて、出水時の緊急かつ適切な対応に資することを目的として実施した。

【詳細】

日時：令和3年6月24日（木）

参加部署：消防本部警防課、通信指令課、総務課危機管理室、下水道工務課、土木維持課

訓練内容：①水防警報情報伝達訓練（FAX送受信）

②市道谷内西広谷線通行止め訓練

③地久子川樋門操作訓練

④四屋排水機場操作訓練

⑤排水ポンプ車要請訓練（準用河川四屋川）

大雨体制の時系列一覧

地久川樋門・四屋排水機場の操作訓練

（様式2-取組概要）　高岡市

2期項目 No	新3、新6、新7
2期 カテゴリ	水害リスクの共有、避難対策、水防災教育の啓発
2期 内容	まるごとまちごとハザードマップ整備事業（令和3年度から事業開始）
実施主体	高岡市

日常時から住民の水防災への意識を高めるとともに、発災時には住民の主体的な避難行動を促すため、住民や学校等と協力し、住民が目にしやすい場所にある電柱や指定緊急避難場所に浸水深の看板を設置した。（牧野校区は、令和４年３月設置予定）

【詳細】
- 目　　的：住民へ水害リスクの共有、避難場所等の確認及び子どもへの水防災教育の啓発
- 実施校区：令和３年度は牧野小学校区（令和８年度までに市内全域へ横展開（予定））
- 効　　果：住民自らの避難方法の再確認、新たな避難場所の指定（予定）

高岡市浸水深看板
（イメージ）

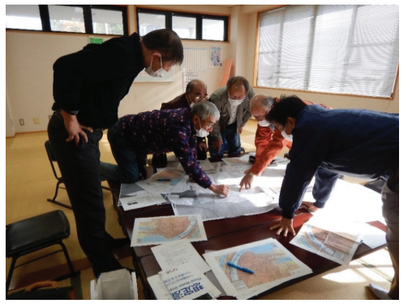

姫野地区での住民と意見交換

上牧野地区での住民と現地調査

（様式2-取組概要）　小矢部市

2期項目 No	新7
2期 カテゴリ	水防教育の啓発
2期 内容	小中学校長研修会の実施
実施主体	小矢部市

災害時における避難所開設における学校の役割や、自然災害から児童・生徒を守るための学校の対応についてなど、各学校で取りまとめた質問内容に回答していく形式により、防災士の方を講師として研修会を実施しました。

【詳細】
- 実施日：令和３年６月１８日（金）
- 場　所：小矢部市役所　会議室

研修風景

（様式2-取組概要）　南砺市

2期項目 No	新12
2期 カテゴリ	水防資機材の検討及び配置
2期 内容	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施
実施主体	南砺市

出水期における災害時に備え、南砺市水防倉庫（水防資材等）の確認を富山県砺波土木センターと合同でパトロールを行うもの。

【詳細】
- 実施日：令和３年５月２１日（金）
- 場　所：水防倉庫２棟（柴田屋、荒木）
- 実施者：南砺市、砺波土木センター 職員

柴田屋水防倉庫

荒木水防倉庫

資料６

県管理河川の減災に係る取組状況

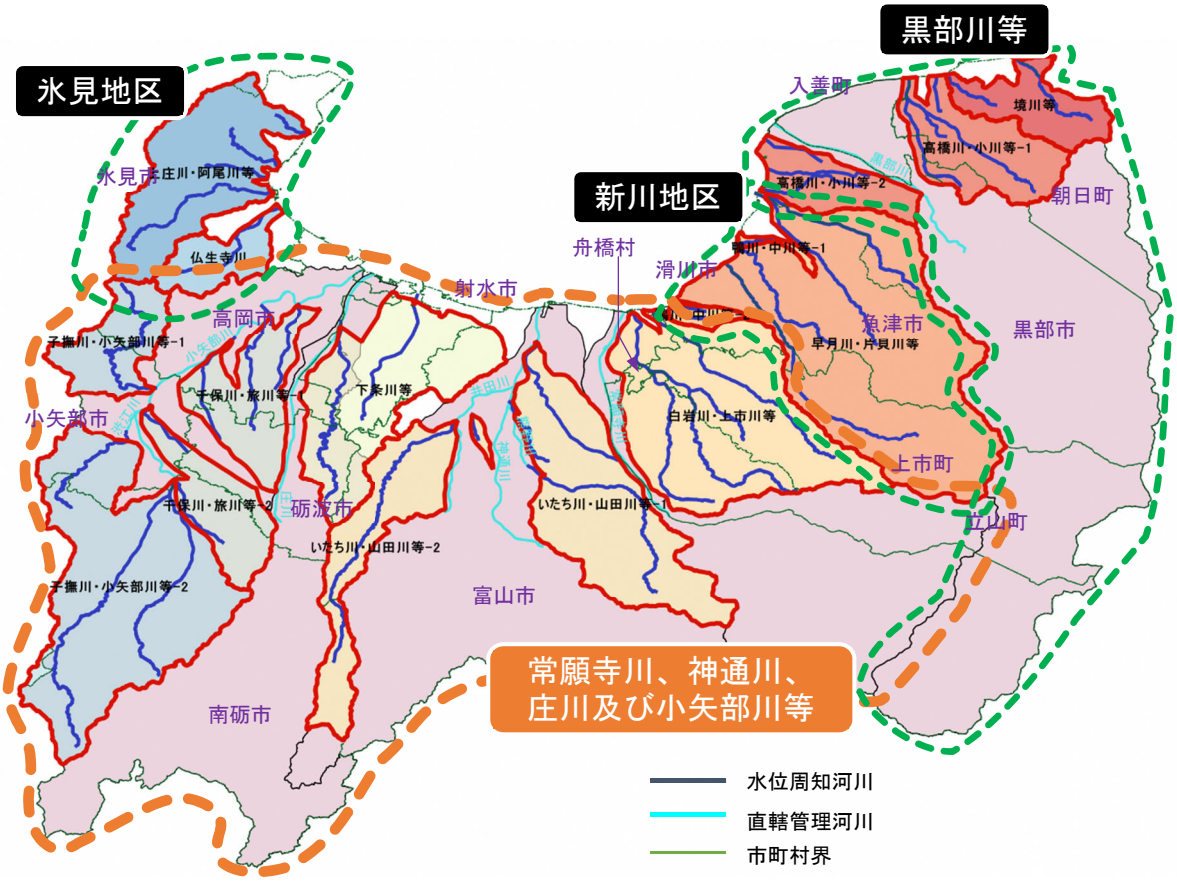

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
		吉田川	吉田川	
		高橋川	高橋川	
		黒瀬川	黒瀬川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	片貝川	片貝川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		片貝川	布施川	
		早月川	早月川	
		角川	角川	
	鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		中川	中川	
		中川	沖田川	
氷見地区	仏生寺川グループ	仏生寺川	仏生寺川	平野部を流下する河川
	上庄川・阿尾川等グループ	上庄川	上庄川	谷地形を流下する河川
		余川川	余川川	
		阿尾川	阿尾川	
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川神通川庄川小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	栃津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
		神通川	山田川	
	下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	和田川	
	千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
		小矢部川	横江宮川	
		小矢部川	旅川	
	子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	渋江川	
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	

様式－１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（白岩川・上市川等グループ）

【白岩川・上市川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱		実施する機関													
項目		富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組															
■洪水を河川内で安全に流す対策															
1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。 ・既設砂防堰堤を改築し、下流の保全対象の安全性を向上させる。	引き続き実施												
	侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	【白岩川】 橋梁架替（水橋大橋） 既設橋撤去 左岸側1式、新橋下部工1基 護岸 L=0.17km（富山市水橋柳寺） 護岸 L=0.44km（上市町新屋ほか） 樹木伐採 L=6.3km（立山町日中ほか） 河道掘削 L=1.6km（立山町日中ほか） 【上市川】 護岸 L=0.03km（上市町極楽寺） 樹木伐採 L=13.8km（上市町竹鼻ほか） 河道掘削 L=1.2km（上市町竹鼻ほか） 【栃津川】 護岸 L=0.04km（立山町寺田） 樹木伐採 L=6.6km（立山町若宮ほか） 河道掘削 L=1.3km（立山町若宮ほか） 【大岩川】 樹木伐採 L=0.4km（上市町大松新） 河道掘削 L=0.5km（上市町新屋ほか） 【土砂・洪水氾濫対策】 常願寺川圏域緊急改築②大松堰堤ほか ※流域全体で緊急的に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定し流域治水を計画的に推進する ・白岩川流域治水プロジェクト（R3.8月策定） ・上市川流域治水プロジェクト（R3.8月策定）	引き続き実施 H30～												
■危機管理型ハード対策															
2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	今後検討												
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備															
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、活用できる水防資機材について検討及び配備	引き続き実施			・水位計設置（簡易水位計による実証実験をR3に実施）	今後検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	必要があれば検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	検討中	・新技術を活用した水防資機材の検討	必要があれば検討
										・引き続き情報を収集し、必要性を検討する。		・引き続き情報を収集し、必要性を検討する		・新技術を活用した資機材の配備の検討	引き続き実施
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施												
		・河川監視カメラの設置・HP公開11基 白岩川水系10基(白岩川、大岩川ほか) 上市川水系1基（上市川） ・危機管理型水位計の設置10基 白岩川水系10基（下条川、小出川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施												
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・防災行政無線のデジタル化を推進する。	R2予定	・防災行政無線	実施済	・防災行政無線	今後検討	・平成23年度緊急情報告知システム導入によりデジタル化済	実施済	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備	順次整備
										・実施済（H20～）	実施済			・【R2】アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を完了（R2.12）	実施済
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討	今後検討			・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・一定程度確保済	必要があれば検討	・一定程度確保済	実施済	・一定程度確保済	必要があれば検討	・一定程度確保済（本庁舎）	必要があれば検討
												・現状を確認済	H30～	・一定程度確保済（本庁舎）	―
7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討
												・引き続き必要に応じて検討		・必要があれば検討	―
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立					・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討
												・引き続き必要に応じて検討		・必要があれば検討	―
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・大雨予報時に主な水門（約30箇所）を職員にて管理	未定	・連絡体制の強化	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	引き続き実施	・土地改良区等への協力依頼を検討	順次実施
		・文書による注意喚起の通知	引き続き実施			・大雨予報時等に実施	随時					・引き続き必要に応じて検討		・土地改良区等への協力依頼を実施	順次実施
10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施 順次実施			浸水想定区域及び避難可能な指定避難所を確認してもらうため、洪水ハザードマップを公表	R2	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨及び計画規模降雨の洪水ハザードマップを配布 ・適切な避難経路及び避難場所を確保するため、土砂災害ハザードマップを配布	実施済	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図をHP公表、戸別配布 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・HP公表、戸別配布	実施済	・村全域が浸水想定区域に該当するため、広域避難について検討が必要	検討中	・洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正 ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時					洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ配布（R2実施済）	実施済					・20箇所（追加分）	実施済
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	引き続き実施	富山県二級水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	引き続き実施										
		・測量による堆砂状況の把握 ・貯水池掘削の実施 白岩川ダム（H30～） 上市川第二ダム（R2～） ・事前放流の運用開始 二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定) (一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定)) ・富山県二級水系ダム洪水調節機能協議会の設置（R4.3予定）	・引き続き実施 ・R3～	既存ダムの洪水調節機能の向上を図るための取組み及び出水対応の振返り、対応改善に向けた意見交換	引き続き実施										
12	重要インフラの機能確保	・インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	実施済												
		・常願寺川圏域緊急改築②中野堰堤ほか	実施済												
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討												

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱		実施する機関																	
項目		富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市					
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期				
14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	引き続き実施																
		【R1～R2】 各土木等にドローンを配備（空中8台、水中3台）	R1～																
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																			
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																			
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	・水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	引き続き実施	・配布に協力する。	順次実施				
												・引き続き配布に協力する。		・全小学校へ「水災害からの避難訓練ガイドブック」を配布（H30.8） ・作成され次第、配布に協力	引き続き実施				
16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施	・教育委員会、ＰＴＡとの協議の実施	順次実施	・水辺の学校等川と触れ合う機会に水害教育等の実施を考えていく。	引き続き実施	・教育委員会、ＰＴＡとの協議の実施	引き続き実施	・要望があれば、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施				
		・R3.10.22 水防災教育の実施（水橋中部小、高野小）		・出前講座等を実施 ・「eラーニング「大雨の時にどう逃げる」をHPで公開（R2） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨や洪水害及びキキクルの解説資料を掲載。（R3）	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.5.17 寺家小学校（教員約10名） R2はコロナのため中止 R3はコロナのため中止	引き続き実施			・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から要請がなく、未実施。		・引き続き必要に応じて実施		・出前講座を実施 H30. 9.21　新庄小学校5年生 H30.10.22　新庄北小学校5年生 R2.　9.　9　広田小学校6年生 R2.　9.10　新庄北小学校の防災授業に向けた教職員へのハザードマップの説明	引き続き実施				
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・町内会等から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施	・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・防災に関する出前講座の依頼がある場合、防災アドバイザーと協力してハザードマップ等について説明する。	引き続き実施	・ハザードマップ更新時に広報紙、ＨＰ等により周知	引き続き実施	・ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施				
		・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県デイサービスセンター協議会富山地区ブロック（約40名） R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会 R3.10.9 寺田自治会防災訓練での講話（次年度に延期）	引き続き実施	・出前講座等を実施 H30.8.26 立山町消防本部研修会(100名) R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19　富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会 R2.11.27 防災気象講演会を実施 R3.11.30 防災気象講演会を実施 ・防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施（R3）	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.8.25 滑川東地区自治会連合会（寺家小学校） R1.8.27 公民館主事会（中央公民館） R2.2.5　滑川機械工業センター協同組合防災研修会（藤堂工業） R2.4以降はコロナのため中止	引き続き実施	・出前講座を実施 H30.9.2 稗田自主防災会 H30.10.21 若杉自主防災会 H30.10.26 南加積地区いきいきサロン R1.9.1 稗田自主防災会 R1.12.13 上市高校 R2.11.1 湯神子自主防災会、森尻自主防災会 R2.11.8 天神町3区自主防災会 R2.11.15 湯崎野自主防災会 ・R3.3.21 女川自主防災会	引き続き実施	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から要請がなく、未実施。		・ハザードマップ更新後実施 （R2.3公表、広報4月号で全戸配布）	順次実施	・出前講座の実施 【H30】60回 【R01】61回 【R02】75回 【R03】39回	引き続き実施				
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	順次実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・広報紙、ＨＰ等により周知	順次実施	・市の広報誌への掲載や、ＨＰなどで周知	引き続き実施				
		・協議会資料等をHPに掲載 ・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	引き続き実施	・「警報級の可能性」→「早期注意情報」や「危険度分布」→「キキクル」に名称変更して広報用チラシの配布（H30・R1・R2・R3） ・気象庁ホームページリニューアル（R2）及び周知（R3）	引き続き実施	・防災情報・避難所運営Bookを一部修正し、避難所や自主防災組織（町内会）等へ配布及びHP掲載	R2			地域防災計画の見直しに伴い、洪水ハザードマップを修正（R4.1.27）	R4.1	・ハザードマップ更新後実施 （R2.3公表、広報4月号で全戸配布）	順次実施	・作成された資料を住民へ配布・周知 ・避難行動判定フロー及び避難情報のポイントに係るチラシを作成・周知（R02.7）	引き続き実施				
		・流域治水プロジェクトの策定 ※流域全体で緊急的に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定し流域治水を計画的に推進する ・白岩川流域治水プロジェクト（R3.8月策定） ・上市川流域治水プロジェクト（R3.8月策定）																	
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。	順次実施	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次毎年実施	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次毎年実施	・自治会との共同点検の実施を検討	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	引き続き実施				
		【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R3.5.25】滑川市防災パトロールに参加	毎年実施									・自治会との共同点検を実施 R1　H30.7月豪雨の検証作業の一環として一部地域で実施	R1						
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時の防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討	・広報、ＨＰ、出前講座等での周知	順次実施	・住民等への周知・教育・訓練の実施を検討	今後検討	・住民等への周知・教育・訓練の実施を検討	順次毎年実施	・自主防災組織等への支援を検討	順次実施				
												・引き続き必要に応じて実施		・防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施				
21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・洪水ハザードマップに家屋倒壊、氾濫想定区域等を掲載	R2実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	検討中	検討中	・村全域が浸水想定区域となるため現地表示の設置については必要性を検討する。	検討中	・ハザードマップ見直しの際に必要性を検討する。	必要があれば検討				
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正 ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時					・ハザードマップ作成後、必要があれば設置を検討	必要があれば検討			・引き続き検討		・ハザードマップ作成後、設置の必要性について検討	実施済				
22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・総合防災訓練への住民参加	R2予定	・広報、ＨＰ、出前講座等での周知	順次実施	定期的に地域住民が参加しての総合訓練の実施	毎年実施	・総合防災訓練実施の際に住民避難訓練を実施する。	随時実施	・自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施				
		参加実績 【H29～R2】水防管理団体が実施する水防訓練※R2は一部で中止あり 【H29～R3】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			・富山県総合防災訓練への参加 R3.8.1				・令和２年度はコロナにより中止 ・令和３年度はコロナにより中止		・富山県総合防災訓練への参加 R3.8.1		・引き続き支援を実施 【R1】264回 【R2】 65回 【R3】 70回	引き続き実施				
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・広報、ＨＰ等	順次実施	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付	順次実施	・自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する	引き続き実施				
		【H29～R2】年1回 ・自主防災組織リーダー研修会 ・地域の自主防災組織リーダー研修会（県内４地区） ・自主防災組織化研修会	毎年実施			・自主防災活動補助金を交付 H30実績　11団体 R2実績　13団体 R3実績　15団体		・自主防災会が実施する防災訓練に補助金の交付及び支援 H30実績　21回 R1実績　16回 R2実績　9回 R3実績　5回	引き続き実施	・浸水想定エリア内集落に資機材補助 H30交付実績　６件 R1交付実績　４件 R2交付実績　７件	H30～	・引き続き支援		・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知	引き続き実施				
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			マイタイムライン作成について、市広報５月号に掲載	R2実施	出前講座等を実施した際に参加者にマイタイムライン作成を促す	順次実施	・マイタイムラインの作成について、住民へ周知	R2～	・自主防災組織が主体となって作成するよう推進する	順次実施	・自主防災組織等への支援 ・ホームページでの周知･啓発	引き続き実施				
		・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	R2											・【H30～R3】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施				

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	富山県 実施内容	富山県 時期	富山地方気象台 実施内容	富山地方気象台 時期	滑川市 実施内容	滑川市 時期	上市町 実施内容	上市町 時期	立山町 実施内容	立山町 時期	舟橋村 実施内容	舟橋村 時期	富山市 実施内容	富山市 時期
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置	引き続き実施			・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	窓口の設置を検討	必要があれば検討	窓口の設置を検討	検討中	・窓口設置済	引き続き実施	・窓口設置済み	引き続き実施
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施											・窓口設置済み	引き続き実施
②迅速かつ確実な避難行動のための取組																
■情報伝達、避難計画等に関する取組																
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施												
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30												
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの更新	R2	・洪水ハザードマップの更新	実施済	洪水ハザードマップを作成	H31以降	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等のハザードマップを作成	実施済	・洪水ハザードマップを更新予定	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～R1			・新たなハザードマップの作成 （R2公表）		・新たなハザードマップの作成 （R2公表済）	実施済	・ハザードマップ作成済み （R2年4月配布、HP公表） 地域防災計画の見直しに伴い、洪水ハザードマップを修正（R4.1.27）	R2.4 R4.1	・ハザードマップ更新 （R2.3公表）	実施済	・【R2】新たな洪水ハザードマップの作成し配布（R2.6公表）	実施済
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの更新後に配布する	R2	・洪水ハザードマップの更新後に配布	実施済	・ハザードマップ作成済み （R2年4月配布、HP公表）	R2.4	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等のハザードマップを各戸配布・周知	実施済	・洪水ハザードマップ更新後に実施予定	ハザードマップの作成後
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～R1			・新たなハザードマップの作成 （R2公表）		・新たなハザードマップの作成 （R2公表済）	実施済	・ハザードマップ作成済み （R2年4月配布、HP公表） ・地域防災計画の見直しに伴い、洪水ハザードマップを修正（R4.1.27）	R2.4 R4.1	・ハザードマップ更新 （R2.3公表、広報4月号で全戸配布）	実施済	・【R2】新たな洪水ハザードマップの作成し配布（R2.6公表）	実施済
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施 ・顕著な大雨に関する情報の開始 （「線状降水帯」というキーワードを用いた解説の実施）（R3）	引き続き実施	・防災行政無線の活用 （防災行政無線をデジタル式に再整備）	R2	・緊急速報エリアメールや町HP等による緊急災害情報の発信 ・防災無線の活用	順次整備	・緊急速報エリアメールによる情報発信 ・町公式Twitterによる情報発信 ・町HPによる緊急災害情報の発信 ・町公式LINEによる情報発信	順次整備	・緊急情報告知システム、緊急速報メール、登録制メールの活用	引き続き整備	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、ＳＮＳやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次実施
			・河川監視カメラの設置・HP公開11基 白岩川水系10基（白岩川、大岩川ほか） 上市川水系1基（上市川） ・危機管理型水位計の設置10基 白岩川水系10基（下条川、小出川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24） ・大雨特別警報の警報への切替時に合わせて今後の洪水の見込みについて情報を発表（R2）	引き続き実施	・緊急速報メール、ＣＡＴＶ、市メール配信サービスの活用	引き続き実施					・緊急情報告知システム、緊急速報メール、登録制メールの活用		・【R2】アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を完了（R02.12） ・ＳＮＳやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座で普及を推進	引き続き実施
	30	避難指示の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の市町村の対応等の聞き取り調査を実施 R1　富山市で実施						・関係機関と協議しタイムラインの修正	実施済み	・引き続き実施		・【R1】河川管理者・量水標管理者・水門管理者との行動案の協議後、タイムラインの整備及び検証（R02.3）	引き続き実施
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
			・ホットライン運用（H29～） 実績 0回	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし ・連絡体制を確認	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	順次実施			・各施設へ避難計画の作成及び訓練の促進を呼びかけ	順次整備	・要配慮者利用施設に対する技術的助言を行う。	順次実施	・現状を把握し必要に応じて技術的助言を行う	引き続き実施	・現状を把握し必要に応じて技術的助言を行う	引き続き実施	・計画作成に向けた周知啓発	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正 ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R2.8.25　市町村担当者向け説明会(14市町村23名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・市内対象施設17施設のうち 12施設で避難確保計画を作成済 （R4.3末時点）				・町内対象施設17施設のうち、 10施設計画で計画作成済み （R2.12末時点） ・町内対象施設16施設のうち、 15施設で計画作成済み （R3.12末時点）	引き続き実施	・引き続き必要に応じて技術的助言を行う	引き続き実施	・HPにて計画策定の手引きを周知及び出前講座において説明を実施 （R2）市内対象施設748施設のうち167施設で避難確保計画を作成済 ・市内対象施設753施設のうち456施設で避難確保計画を作成済（令和３年度から講習会を開催）	引き続き実施
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・浸水深、家屋倒壊危険区域を洪水ハザードマップに掲載。	R2	・ハザードマップの更新時に検討	実施済	・集落が集落毎に1次集合場所、2次集合場所等を設定及び、垂直避難等ルート策定の重要性を啓発する。	H28から順次実施	・ハザードマップの更新時に検討	検討中	・立ち退き避難が必要な区域について検討を行う	H30年度以降検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30					・ハザードマップ更新 （R2.6公表）	実施済			・ハザードマップ更新 （R2.3公表）	実施済	・【R2】新たな洪水ハザードマップの作成に合わせて検討	実施済
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を検討する。	必要があれば検討	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	必要があれば検討	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	H28から順次実施	・計画策定を検討する	必要があれば検討	・隣接市町村などと協議をし、検討する。	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30									・引き続き検討		・避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を検討 ・ワンチームとやまにて検討	順次実施
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの修正を行う。	R2	・ハザードマップの更新を検討	実施済	・ハザードマップの更新済み	R2.4	・ハザードマップの更新を検討	実施済	・広域的な避難行動計画等が策定されれば洪水ハザードマップの更新を行う。	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30					・ハザードマップ更新 （R2.6公表）	実施済	・地域防災計画の見直しに伴い、洪水ハザードマップを修正 （R4公表予定）	R4.1	・ハザードマップ更新 （R2.3公表）	実施済	・新たに作成（R02.6）した洪水ハザードマップを基に、今後必要に応じて広域避難を検討	引き続き実施

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関															
			富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市			
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	引き続き実施												
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害捕捉の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30, R1, R2, R3）	引き続き実施												
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施												
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30, R1, R2, R3）	引き続き実施												
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			中小河川等における内水ハザードマップ作成について検討	今後検討	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・浸水履歴の周知	引き続き実施		
															・窓口における浸水履歴の閲覧を実施	引き続き実施		
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討												
			・河川監視カメラの設置・HP公開11基 白岩川水系10基（白岩川、大岩川ほか） 上市川水系1基（上市川） ・危機管理型水位計の設置10基 白岩川水系10基（下条川、小出川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	検討中	検討中												
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討												
			【白岩川ダム】 ・R2.6～ ダムの放流情報の内容の見直し ・R2.10.19～22 事前放流の運用に向けた演習の実施 ・ダムの緊急放流時における情報提供（ムアラート・ホットライン）の運用（R3.6～）	R2	検討中	検討中												
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施			・避難所の施設管理者等の携帯電話番号を収集	引き続き毎年実施	・災害拠点病院等の施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制の検討	今後検討	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	・各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施	・市職員へのメール配信システムの導入	H30		
			・ハザードマップ作成支援及び内容についての情報共有	引き続き実施											・【H30】市職員へのメール配信システムの導入	実施済		
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																		
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																		
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	継続実施		
			・洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 H30.4.20 白岩川ほか（立山町ほか） H31.4.26 白岩川ほか（立山町ほか） R2.4.21 白岩川ほか（立山町ほか）【初回のみの着信確認とし演習を簡素化】 R3.4.20 白岩川ほか（立山町ほか）	引き続き実施							・洪水を想定した避難訓練実施 R1.10.26 町総合防災訓練を立山町利田地区にて実施。 R2はコロナ禍の影響にて実施せず R3はコロナ禍の影響にて実施せず	引き続き毎年実施	・水防団（舟橋村消防団）への連絡体制の確認と首長も参加した情報伝達訓練を実施 H30.9.1 舟橋村防災訓練	引き続き実施	・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 神通川 H31.4.26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川 R02.4.21 常願寺川・神通川 R03.4.20 常願寺川・神通川	引き続き実施		
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・重要水防箇所について、県と合同で毎年実施	継続実施		
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.24（富山市、立山町、上市町、滑川市と合同） R1.5.14（富山市、立山町、上市町、滑川市と合同） R2.5.28（県土木単独）【例年の合同巡視を今回は河川管理者のみで実施】 R3.5.26（県土木単独）【例年の合同巡視を今回は河川管理者のみで実施】				・県と合同巡視を実施 R1.5.14 立山土木所管内河川 R2はコロナのため県のみで実施（不参加）	引き続き実施	・県と合同巡視を実施 H30.5.24 立山土木所管内河川 R1.5.14 立山土木所管内河川	引き続き実施	・県と合同巡視を実施	引き続き実施	・合同巡視を実施 R1 H30.7月豪雨の検証作業の一環として一部地域で実施	引き続き毎年実施	・県と合同巡視を実施 H30.5.24 立山土木所管内河川 R01.5.14 立山土木所管内河川 R02. 県単独で実施 R03.5.26 立山土木所管内河川	引き続き実施		
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・国・県が実施する水防工法講習会に参加する。	順次参加	・国・県が実施する水防工法講習会に参加する。	順次参加	・出水期前に水防協議会を実施する。	引き続き毎年実施	・水防実働訓練等の計画を策定	毎年実施を検討	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施	継続実施		
			・県総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施	引き続き実施			・富山県総合防災訓練に参加 R3.8.1						・関係機関が連携した訓練を実施 H30.9.1 舟橋村防災訓練 ・情報伝達訓練 ・避難行動要支援者の安否確認訓練 ・避難情報等発信及び住民避難訓練 ・避難所設営及び運営訓練 ・被災箇所巡視訓練	引き続き実施	・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸 R02 新型コロナ感染拡大の影響により未実施 R03.5.29 神通川左岸	引き続き実施		
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防団員を兼ねる、消防団員について、ＨＰ掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	引き続き実施	・広報、ＨＰでＰＲを実施	引き続き毎年実施	・広報誌やホームページで水防協力団体を募り、募集を実施	引き続き実施	・広報紙、ＨＰ等で周知	引き続き実施	・水防団員を兼ねる、消防団員について、ＨＰ掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討		
							・市庁舎にポスター掲示	引き続き実施					・引き続き消防団協力事業所を指定	引き続き実施	・【H30～R3】ＨＰ掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施		
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き参加	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	継続実施		
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16 1名 R1.10.11 3名 R1.11.14、12.10 各2名 R2.10.14、10.29、11.26 2名 （R2職員1名が水防技術伝え人に認定） R3.11.02 1名 （R3職員1名が水防技術伝え人に認定）	引き続き実施							【R1.11.14】水防技術講習会に参加 【R2.10.14】水防技術講習会に参加 R3は未参加		・水防技術講習会に参加		・参加を検討	引き続き実施		
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施														
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30														
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・必要があれば検討する。	未定	支援体制の強化を検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	毎年実施を検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討		
													・引き続き必要に応じて検討					

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目		実施する機関													
			富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市	
		カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組															
49			・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・避難確保計画策定の推進を行う。	順次実施	・地域防災計画の見直し等	必要があれば検討	・地域防災計画の見直し後、必要に応じて支援	H28から順次実施	・必要に応じて支援	引き続き実施	・計画作成の手引きなどの情報を周知啓発	順次実施
	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正 ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R2.8.25　市町村担当者向け説明会(14市町村23名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町26名)	H30～	・富山市の要配慮者利用施設に避難計画について助言	引き続き実施	・市内対象施設17施設のうち 12施設で避難確保計画を作成済 （R4.3末時点）				・町内対象施設17施設のうち、 10施設計画で計画作成済み （R2.12末時点） ・町内対象施設16施設のうち、 15施設で計画作成済み （R3.12末時点） ・計画未作成の施設に対し、 計画作成の支援を実施済み （電話での相談対応など）		・引き続き必要に応じて技術的助言を行う		・HPにて計画策定の手引きを周知及び出前講座において説明を実施 （R2）市内対象施設748施設のうち167施設で避難確保計画を作成済 ・市内対象施設753施設のうち456施設で避難確保計画を作成済（令和３年度から講習会を開催）	引き続き実施
50			・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・広報、ＨＰでＰＲを実施	H30から実施	・広報、ＨＰでＰＲを実施	実施済	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H28から実施	・広報紙、ＨＰ等で周知	引き続き実施	・ハザードマップによる浸水リスクの周知	必要があれば検討
	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30									・引き続き周知		・ハザードマップ作成後、ＨＰにて公開し、リスクについて周知する	引き続き実施
51			・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・広報、ＨＰでＰＲを実施	H30から実施	・広報、ＨＰでＰＲを実施	必要があれば検討	・広報誌、ＨＰ等で周知		・広報紙、ＨＰ等で周知	必要があれば検討	・ハザードマップによる浸水リスクの周知	必要があれば検討
	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30									・引き続き周知		・ハザードマップ作成後、ＨＰにて公開し、リスクについて周知する	引き続き実施
	■救援・救助活動の効率化に関する取組															
52			・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	R2から検討	・河川管理者などから情報提供を受けて、計画の策定検討	必要があれば検討	・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定		・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	必要があれば検討		
	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）※R3.2.22修正	H30									・引き続き協議			
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施															
53			・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	順次実施			・排水ポンプの設置箇所の選定	R2から検討	・排水ポンプの設置箇所の選定	必要があれば検討	・排水ポンプの設置箇所の選定	H28から検討	・排水手法等を検討	H30年度から検討	・排水ポンプ車の配置箇所を検討	H30年度から検討
	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成		【H29.6.29】　国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7.12】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施									・引き続き検討			
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施															
55			・連絡体制の確認	引き続き実施			・連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い、毎年確認する。	引き続き毎年実施	・連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・連絡体制を確認し、適宜更新する。	継続実施
	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備		・連絡先を相互に確認し水防マニュアルに反映	引き続き実施									・引き続き検討		・水防連絡会にて連絡体制を確認（国） H30.4.25 水防連絡会 H31.6.6 水防連絡会 R02.6.　水防連絡会 R03.4.27 水防連絡会 ・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 神通川 H31.4.26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川 R02.4.21 常願寺川・神通川川 R03.4.20 常願寺川・神通川 ・連絡体制作成（市）	引き続き実施
56			・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次参加	・防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	・町総合防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	・防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	・水防法に基づく水防訓練の実施	継続実施
	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施		【H29】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加 【R2.10.14、10.29、11.26】 水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定 【R3.11.02】 水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定	毎年実施									・引き続き検討		・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸 R02　新型コロナ感染拡大の影響により未実施 R03.5.29 神通川左岸 ・排水作業訓練を実施 H30.7.25富山防災センター R01.6.28富山防災センター R02　新型コロナ感染拡大の影響により未実施 R03.6.25婦中行政サービスセンター及び	引き続き実施

※青：R2追加項目

様式－１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（いたち川・山田川等グループ）　　【いたち川・山田川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	実施する機関					
		富山県		富山地方気象台		富山市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組							
	■洪水を河川内で安全に流す対策						
	1 浸透対策 パイピング対策 流下能力対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施				
	  侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	【いたち川】 護岸 L=0.32km（富山市山室ほか） 樹木伐採 L=1.0km(富山市興人町) 樹木伐採 L=1.0km(下新朝日曹町) 【熊野川】 伐木 L=2.3km(富山市文珠寺ほか) 伐木 L=1.0km(富山市安養寺ほか) 河道浚渫 L=0.3km(富山市東福沢) 河道掘削 L=5.44km(富山市杉瀬～上熊野) 【坪野川】 道路橋架替 1式(富山市婦中町速星) 護岸工 L=0.21km(富山市婦中町速星) 【山田川】 護岸工 L=0.19km(富山市山田小島) 護岸工 L=0.05km(富山市山田中瀬) 河道浚渫 L=1.33km(富山市婦中町富川) 河道浚渫 L=0.45km(富山市婦中町富川) 排水樋門改修１基（富山市婦中町富川） 【井田川】 樹木伐採 L=0.61km(富山市八尾町中) 樹木伐採 L=0.47km(富山市八尾町高熊) 【土川】 樹木伐採 L=0.92km(富山市悪玉寺外) 【太田川】 護岸 L=0.26km(富山市赤田ほか) 道路橋架替 1式 【磯川】 河道掘削L=0.4km(富山市婦中町下井沢)	引き続き実施				
	■危機管理型ハード対策						
	2 堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	今後検討				
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備						
	3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、活用できる水防資機材について検討及び配備	引き続き実施			・新技術を活用した水防資機材の検討	必要があれば検討
						・新技術を活用した資機材の配備の検討	引き続き実施
	4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施				
		・河川監視カメラの設置・HP公開22基 神通川水系22基(いたち川、土川ほか) ・危機管理型水位計の設置23基 神通川水系22基（黒川、冷川ほか） その他水系1基(古川) ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施				
	5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備	順次整備
						・【R2】アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を完了（R02.12）	実施済
	6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・水位観測局の耐水化 いたち川　1基(千歳橋)	引き続き実施			・一定程度確保済（本庁舎）	必要があれば検討
						・一定程度確保済（本庁舎）	―
	7 浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・校庭貯留施設の活用	継続実施
						・校庭貯留施設（速星小・速星中・堀川	継続実施
	8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立					・水田貯留推進事業の実施	継続実施
						・水田貯留（370ha）の継続実施	継続実施
	9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・土地改良区等への協力依頼を検討	順次実施
		・文書による注意喚起の通知 【坪野川】 富山市農林事務所による水門管理者との調整 【いたち川】 常西用水土地改良区による上流での取水制限	引き続き実施			・土地改良区等への協力依頼を実施	順次実施
	10 応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・20箇所（追加分）	実施済
	11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保	・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	引き続き実施	常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	引き続き実施		
		・測量による堆砂状況の把握 ・事前放流の運用開始 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	R2～	既存ダムの洪水調節機能の向上を図るための取組み及び出水対応の振返り、対応改善に向けた意見交換	引き続き実施		
	12 重要インフラの機能確保	・インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	H30～				
		・神通川水系清水谷川	H30～				
	13 樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討				
	14 河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	引き続き実施				
		【R1～R2】 各土木等にドローンを配備（空中8台、水中3台）	R1～				

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱 / 項目 / カテゴリ	富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組 ■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組						
15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・配布に協力する。	順次実施
					・全小学校へ「水災害からの避難訓練ガイドブック」を配布（H30.8） ・作成され次第、配布に協力	引き続き実施
16 小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・要望があれば、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施
			・出前講座等を実施 ・「eラーニング「大雨の時にどう逃げる」をHPで公開（R2） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨や洪水害及びキキクルの解説資料を掲載。（R3）	引き続き実施	・出前講座を実施 H30. 9.21　新庄小学校5年生 H30.10.22　新庄北小学校5年生 R02. 9. 9　広田小学校6年生 R02.09.10　新庄北小学校の防災授業に向けた教職員へのハザードマップの説明	引き続き実施
17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施
	・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県デイサービスセンター協議会富山地区ブロック（約40名） R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 H30.8.26 立山町消防本部研修会（100名） R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19　富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会 R2.11.27 防災気象講演会を実施 R3.11.30 防災気象講演会を実施 ・防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施（R3）	引き続き実施	・出前講座の実施 【H30】60回 【R01】61回 【R02】75回 【R03】39回	引き続き実施
18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	順次実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・市の広報誌への掲載や、ＨＰなどで周知	引き続き実施
	・協議会資料等をHPに掲載 ・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	引き続き実施	・「警報級の可能性」→「早期注意情報」や「危険度分布」→「キキクル」に名称変更して広報用チラシの配布（H30・R1・R2・R3） ・気象庁ホームページリニューアル（R2）及び周知（R3）	引き続き実施	・作成された資料を住民へ配布･周知 ・避難行動判定フロー及び避難情報のポイントに係るチラシを作成・周知（R02.7）	引き続き実施
19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・県と合同で毎年実施	引き続き実施
	【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	毎年実施				
20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・自主防災組織等への支援を検討	順次実施
					・防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施
21 災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・ハザードマップ見直しの際に必要性を検討する。	必要があれば検討
	・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定・公表	H30～ 随時			・ハザードマップ作成後、設置の必要性について検討	実施済
22 避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施
	参加実績 【H29～R2】水防管理団体が実施する水防訓練※R2は一部で中止あり 【H29～R3】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			・引き続き支援を実施 【R1】264回 【R2】 65回 【R3】 70回	引き続き実施
23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	今後検討			・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する	引き続き実施
	【H29～R2】年1回 ・自主防災組織リーダー研修会 ・地域の自主防災組織リーダー研修会（県内４地区） ・自主防災組織化研修会	毎年実施			・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知	引き続き実施
24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・自主防災組織等への支援 ・ホームページでの周知･啓発	引き続き実施
	・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	R2			・【H30～R3】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施
25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・窓口設置済み	継続実施
	・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施				
②迅速かつ確実な避難行動のための取組 ■情報伝達、避難計画等に関する取組						
26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施				
	・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				
27 新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップを更新予定	県の浸水想定区域を受けて実施
	・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・【R2】新たな洪水ハザードマップの作成し配布（R2.6公表）	実施済

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関					
			富山県		富山地方気象台		富山市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップ更新後に実施予定	ハザードマップの作成後
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・【R2】新たな洪水ハザードマップの作成し配布（R2.6公表）	実施済
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施 ・顕著な大雨に関する情報の開始（「線状降水帯」というキーワードを用いた解説の実施）（R3）	引き続き実施	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、ＳＮＳやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次実施
			・河川監視カメラの設置・HP公開22基 神通川水系22基(いたち川、土川ほか) ・危機管理型水位計の設置23基 神通川水系22基（黒川、冷川ほか） その他水系1基(古川) ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24） ・大雨特別警報の警報への切替時に合わせて今後の洪水の見込みについて情報を発表（R2）	引き続き実施	・【R2】アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を完了（R02.12） ・ＳＮＳやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座で普及を推進	引き続き実施
	30	避難指示の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の市町村の対応等の聞き取り調査を実施 R1　富山市で実施		・【R1】河川管理者・量水標管理者・水門管理者との行動案の協議後、タイムラインの整備及び検証（R02.3）	引き続き実施
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組を開始	順次実施
			・ホットライン運用（H29～） H30実績 3回(坪野川) R1実績 なし	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30）	引き続き実施	・試行運用（H29～） ・H30実績 ３回（坪野川） ・R1実績 なし	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			・計画作成に向けた周知啓発	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　滅災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　滅災対策検討会(14市町村27名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・HPにて計画策定の手引きを周知及び出前講座において説明を実施 （R2）市内対象施設748施設のうち167施設で避難確保計画を作成済 ・市内対象施設753施設のうち456施設で避難確保計画を作成済（令和３年度から講習会を開催）	引き続き実施
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・立ち退き避難が必要な区域について検討を行う	H30年度以降検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・【R2】新たな洪水ハザードマップの作成に合わせて検討	実施済
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・隣接市町村などと協議をし、検討する。	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を検討	必要があれば検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・広域的な避難計画等が策定されれば、洪水ハザードマップの更新を行う。	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・新たに作成（R02.6）した洪水ハザードマップを基に、今後必要に応じて広域避難を検討	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	引き続き実施		
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害捕捉の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30, R1, R2, R3）	引き続き実施		
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施		
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30, R1, R2, R3）	引き続き実施		
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・浸水履歴の周知	引き続き実施
							・窓口における浸水履歴の閲覧を実施	引き続き実施
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			・河川監視カメラの設置・HP公開22基 神通川水系22基(いたち川、土川ほか) ・危機管理型水位計の設置23基 神通川水系22基（黒川、冷川ほか） その他水系1基(古川) ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	検討中	検討中		

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			・ダムの緊急放流時における情報提供（Lアラート・ホットライン）の運用（R3.6～）	R1	検討中	検討中		
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施			・市職員へのメール配信システムの導入	H30
			・ハザードマップ作成支援及び内容についての情報共有	引き続き実施			・【H30】市職員へのメール配信システムの導入	実施済
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組								
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	継続実施
			・洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 H30.4.20 神通川（国、富山土木、富山市） H31.4.26 神通川（国、富山土木、富山市） ・磯川水防情報伝達訓練を実施 H30.6.22 磯川（国、富山土木、富山市） R1.7.24 磯川（国、富山土木、富山市） R2.10.14 磯川（国、富山土木、富山市） ・R3.7.6 磯川（国、富山土木、富山市）	引き続き実施			・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 神通川 H31.4.26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川 R02.4.21 常願寺川・神通川 R03.4.20 常願寺川・神通川	引き続き実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・重要水防箇所について、県と合同で毎年実施	継続実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.16（富山市と合同） R1.5.21（富山市と合同） R2.6.2，R2.6.8（富山土木のみ） ・R3.6.17（富山市と合同）	引き続き実施			・重要水防箇所について県と合同巡視 H30.5.16 富山土木センター管内河川 R01.2.21 富山土木センター管内河川 R02　県単独で実施 R03.6.17 富山土木センター管内河川	引き続き実施
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施	継続実施
			・水防管理団体が行う訓練へ参加 H30.5.26 神通川（富山市）富山土木から9名 R1.5.25 常願寺川（富山市）富山土木から10名 R3.5.29 神通川（富山市）富山土木から8名	引き続き実施			・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸 R02　新型コロナ感染拡大の影響により未実施 R03.5.29 神通川左岸	引き続き実施
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防団員を兼ねる、消防団員について、ＨＰ掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討
							・【H30～R3】ＨＰ掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	継続実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名 R2.10.14、10.29、11.26　2名 （R2職員1名が水防技術伝え人に認定） R3.11.02　1名 （R3職員1名が水防技術伝え人に認定）	引き続き実施			・参加を検討	引き続き実施
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・必要に応じて検討	必要があれば検討
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組								
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・計画作成の手引きなどの情報を周知啓発	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ（40名） R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会（14市町25名） H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ（14市町26名） R1.9.5　減災対策検討会（14市町村27名） R2.8.25　市町村担当者向け説明会（14市町村23名） R3.8.26　市町村担当者向け説明会（13市町26名）	H30～	・富山市の要配慮者利用施設に避難計画について助言	引き続き実施	・HPにて計画策定の手引きを周知及び出前講座において説明を実施 （R2）市内対象施設748施設のうち167施設で避難確保計画を作成済 ・市内対象施設753施設のうち456施設で避難確保計画を作成済（令和３年度から講習会を開催）	引き続き実施
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップによる浸水リスクの周知	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・ハザードマップ作成後、ＨＰにて公開し、リスクについて周知する	引き続き実施
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップによる浸水リスクの周知	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・ハザードマップ作成後、ＨＰにて公開し、リスクについて周知する	引き続き実施
■救援・救助活動の効率化に関する取組								
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施								
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	順次実施			・排水ポンプ車の配置箇所を検討	H30から検討
			【H29.6.29】　国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7.12】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施				
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・連絡体制を確認し、適宜更新する。	継続実施
			・連絡先を相互に確認し水防マニュアルに反映	引き続き実施			・水防連絡会にて連絡体制を確認（国） H30.4.25 水防連絡会 H31.6.　6 水防連絡会 R02.6.　　水防連絡会 R03.4.27 水防連絡会 ・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 神通川 H31.4.26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川 R02.4.21 常願寺川・神通川 R03.4.20 常願寺川・神通川 ・連絡体制作成（市）	引き続き実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防法に基づく水防訓練の実施	継続実施
			・水防管理団体が行う訓練へ参加 H30.5.26 神通川(富山市)富山土木から9名 R1.5.25 常願寺川(富山市)富山土木から10名 R3.5.29 神通川(富山市)富山土木から8名	引き続き実施			・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸 R02　新型コロナ感染拡大の影響により未実施 R03.5.29 神通川左岸 ・排水作業訓練を実施 H30.7.25富山防災センター R01.6.28富山防災センター R02　新型コロナ感染拡大の影響により未実施 R03.6.25婦中行政サービスセンター及び磯川	引き続き実施

※青：R2追加項目

様式－１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（下条川等グループ）　　【下条川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	射水市 実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組								
	■洪水を河川内で安全に流す対策							
	1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。 ・既設砂防堰堤を改築し、下流の保全対象の安全性を向上させる。	引き続き実施				
		侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	【下条川】 護岸 L=37m（射水市橋下条） 河道掘削 V=730m3 伐木　A=12,260m2 伐木 A=1,340m2 【和田川】 伐木 A=420m2(射水市大門) 伐木 A=7,640m2 伐木 A=6,400m2 【親司川】 河道掘削 V=520m3 【地久子川】 護岸工 L=119m 【土砂・洪水氾濫対策】 庄川圏域緊急改築①新屋小谷ほか	引き続き実施 実施済				
	■危機管理型ハード対策							
	2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	今後検討				
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
	3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、活用できる水防資機材について検討及び配備	引き続き実施			・河川管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	引き続き実施
							・検討中	引き続き実施
	4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施				
			・河川監視カメラの設置・HP公開 5基 庄川水系4基(下条川、和田川ほか) その他水系1基(新堀川) ・危機管理型水位計の設置 8基 庄川水系5基（親司川、八幡川ほか） その他水系3基(新堀川、鍛冶川ほか) ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施				
	5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・市町村合併以前から引き継いでいるアナログの防災行政無線をデジタル化し市全域を網羅した情報伝達網を整備し、H28年9月26日から運用開始。	引き続き実施
							・運用開始済（H28.9～）	整備済
	6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・防災拠点となる市庁舎として、72時間発電が可能な非常用発電機を庁舎６階に整備し、H28年10月開庁した。	引き続き実施
							・整備済（H28.10～）	整備済
	7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・検討中	今後検討
	8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立					・検討中	今後検討
	9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・検討中	今後検討
			・文書による注意喚起の通知	引き続き実施				
	10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・災害リスクに応じて色分けした浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図で指定緊急避難場所及び指定避難所を公表	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域をHPで周知	引き続き実施
	11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	引き続き実施	常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	引き続き実施		
			・測量による堆砂状況の把握 ・事前放流の運用開始 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	R2～	既存ダムの洪水調節機能の向上を図るための取組み及び出水対応の振返り、対応改善に向けた意見交換	引き続き実施		
	12	重要インフラの機能確保	・インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	実施済				
			・庄川圏域緊急改築①新屋小谷ほか	実施済				
	13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討				
	14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	引き続き実施				
			【R1～R2】 各土木等にドローンを配備（空中8台、水中3台）	R1～				
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組								
	■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組							
	15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・検討中	今後検討
	16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施
					・「eラーニング「大雨の時にどう逃げる」をHPで公開（R2）		・小学校１校に水害状況の写真パネル等を貸し出し	引き続き実施

様式－１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（下条川等グループ）　　【下条川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関					
			富山県		富山地方気象台		射水市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施
			・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19　富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会 R2.11.27 防災気象講演会を実施	引き続き実施	・出前講座（風水害をテーマ）を実施 H28～30実績　40地区 R1実績　21地区 R2.12末実績　14地区 R3.12末実績　3地区	引き続き実施
	18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	引き続き実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	引き続き実施
			・協議会資料等をHPに掲載 ・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	引き続き実施	・「警報級の可能性」→「早期注意情報」や「危険度分布」→「キキクル」に名称変更して広報用チラシの配布（H30・R1・R2・R3） ・気象庁ホームページリニューアル（R2）及び周知（R3）	引き続き実施	・風水害時の対策（備蓄・情報収集）に関する啓発 H30.6 CATV R2.1 CATV R2.6.8　R3.1 CATV　R3.6 CATV	引き続き実施
	19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・河川管理者と連携し対応したい。	順次実施
			・重要水防箇所等の共同点検を実施 H30.5.25 下条川(高岡土木、射水市) R1.6.14 下条川(高岡土木、射水市) R3.6.　9 下条川(高岡土木、射水市)	引き続き実施			・重要水防箇所等の共同点検を実施 H30.5.25 下条川(高岡土木、射水市) R1.6.14 下条川(高岡土木、射水市) R2コロナ予防で中止	引き続き実施
	20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討
	21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・検討中	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・土砂災害警戒区域の指定・公表	H30～ 随時				
	22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・市内の地域振興会を会場として市総合防災訓練を開催し、地域住民に積極的に参加を呼びかけ	引き続き実施
			参加実績 【H29～R2】水防管理団体が実施する水防訓練※R2は一部で中止あり 【H29～R3】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			・令和元年8月25日に水戸田地域振興会を会場として地域住民の参加のもとで市総合防災訓練を開催 ・令和2年8月30日に中太閤山地区にて市総合防災訓練を実施	引き続き実施
	23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	引き続き実施
			【H29～R2】年1回 ・自主防災組織リーダー研修会 ・地域の自主防災組織リーダー研修会（県内４地区） ・自主防災組織化研修会	毎年実施			・県が実施する防災活動リーダー育成研修について案内し参加を促す。 ・防災活動リーダーを担う人材として防災士の育成を支援。また射水市防災士連絡協議会の活動を支援 ・H30.9.2 作道地区で富山県・射水市総合防災訓練実施 ・H31.3 風水害時等の自主的な避難に関する、「市、施設管理者、住民」それぞれの役割分担やルールを明確化した「自主避難所開設・運営マニュアル」を作成 ・R1.8.25 水戸田地区で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30　中太閤山地区で市総合防災訓練実施 ・R3.新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設訓練、陸上自衛隊金沢駐屯地で自衛隊の被災者支援体制について研修	引き続き実施
	24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・マイ・タイムライン作成に向けた取組みを推進	今後検討
			・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	R2			・R2年10月にマイ・タイムラインを作成し、市ホームページや市政出前講座で市民に対する普及啓発を推進	
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・R2年3月に洪水ハザードマップを更新 ・R2年5月に洪水ハザードマップを全戸配布	整備済
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施			・洪水ハザードマップに問い合わせ先を掲載	整備済
②迅速かつ確実な避難行動のための取組								
■情報伝達、避難計画等に関する取組								
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・R2年3月に洪水ハザードマップを更新	整備済
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・R2年5月に洪水ハザードマップを全戸配布	整備済
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・R2年3月に洪水ハザードマップを更新	整備済
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・R2年5月に洪水ハザードマップを全戸配布	整備済

様式－１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（下条川等グループ）　　【下条川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関					
			富山県		富山地方気象台		射水市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施 ・顕著な大雨に関する情報の開始 （「線状降水帯」というキーワードを用いた解説の実施）（R3）	引き続き実施	・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を５６局（親局を含む）から１１３局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充した。また、放送内容と同じものをエリアメールや登録制のメール配信、ＣＡＴＶのＬ字放送、コミュニティＦＭの割り込み放送で配信するシステム整備が完了した。今後は整備等行った設備を情報発信等に活用したい。	引き続き実施
			・河川監視カメラの設置・HP公開 5基 庄川水系4基(下条川、和田川ほか) その他水系1基(新堀川) ・危機管理型水位計の設置 8基 庄川水系5基（親司川、八幡川ほか） その他水系3基(新堀川、鍛冶川ほか) ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24） ・大雨特別警報の警報への切替時に合わせて今後の洪水の見込みについて情報を発表（R2）	引き続き実施	・運用開始済（H28.9.26～）	整備済
	30	避難指示の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	引き続き実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・新たな浸水想定に基づき、現行の避難指示判断伝達マニュアルの見直すなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。 ・避難指示着目型タイムラインの整備を図る	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施			・検討中 ・R2.2月に県管理河川について避難指示着目型タイムラインを作成し、関係部局で共有した	引き続き実施
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
			・ホットライン運用（H29～） 実績なし	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績なし	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			市内部の連絡体制を整備し促進したい。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・防災訓練を実施 H30.9.2 富山県と射水市の合同防災訓練 R1.8.25 市総合防災訓練で訓練実施 ・R2年7月に計画未策定施設の管理者に対して計画策定を依頼 ・R2.11月にハザードマップの更新に伴う新規追加施設に対して計画作成を依頼 ・R3.12月、避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対して作成を依頼　R3.12月末時点　122/134施設作成済	引き続き実施
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・家屋倒壊区域等を踏まえ立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・ハザードマップの見直しに併せて立ち退き避難が必要な場合の考え方を明示	整備済
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・参加市町村で連携し広域避難に関する検討を行う。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・検討中	引き続き実施
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・R2年3月に洪水ハザードマップを更新 ・R2年5月に洪水ハザードマップを全戸配布	整備済
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・検討中	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	順次実施		
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害捕捉の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30,R1,R2,R3）	引き続き実施		
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施		
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30,R1,R2,R3）	引き続き実施		
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・今後検討	今後検討
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			・河川監視カメラの設置・HP公開 5基 庄川水系4基(下条川、和田川ほか) その他水系1基(新堀川) ・危機管理型水位計の設置 8基 庄川水系5基（親司川、八幡川ほか） その他水系3基(新堀川、鍛冶川ほか) ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	検討中	検討中		
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			・ダムの緊急放流時における情報提供（Lアラート・ホットライン）の運用（R3.6～）	R1	検討中	検討中		
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施			・今後検討	今後検討
			・ハザードマップ作成支援及び内容についての情報共有	引き続き実施				
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組								
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施
							・水防連絡会で連絡体制を確認 H30.4.20、R1.6.6、R3.4.27 ・洪水対応演習に参加 H30.4.20、R3.4.20	引き続き実施

様式－１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（下条川等グループ）　　【下条川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関					
			富山県		富山地方気象台		射水市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と連携し対応	引き続き毎年実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.25 下条川(高岡土木、射水市) R1.6.14 下条川(高岡土木、射水市)	引き続き実施			・河川管理者(県)との合同巡視を実施 H30.5.25 下条川(高岡土木、射水市) R1.6.14 下条川(高岡土木、射水市)	引き続き実施
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。	引き続き毎年実施
			・県総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施 H30.9.2（氷見市、高岡市、射水市） 参加機関 約140機関 参加人員 約3,700人 ・庄川・小矢部川合同水防演習を実施 R1.5.18(国、高岡市ほか) 参加機関 約55機関 参加人員 約2,300人	引き続き実施			・排水ポンプ車の操作訓練 R1.6.26　大島分庁舎 R2.6.11　和田川 R3.6.26　内川	引き続き毎年実施
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施
							・ホームページ等で消防団員を募集	引き続き実施
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加。	引き続き実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名 R2.10.14、10.29、11.26　2名 （R2職員1名が水防技術伝え人に認定） R3.11.02　1名 （R3職員1名が水防技術伝え人に認定）	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　北陸地方整備局	引き続き実施
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・検討中	今後検討
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組							
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R2.8.25　市町村担当者向け説明会(14市町村23名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・H30.2.9 対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼。庁内の推進体制を確認 ・H30.2.15 対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始 ・R2年7月に計画未策定施設の管理者に対して計画作成の手引きを送付した上で計画策定を依頼 ・R2.11月にハザードマップの更新に伴う新規追加施設に対し計画作成の手引きを送付した上で計画作成を依頼	引き続き実施
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・民間企業へ浸水リスクの説明、情報提供	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	■救援・救助活動の効率化に関する取組							
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・検討中	引き続き実施
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施							
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定。	引き続き実施
							・検討中	引き続き実施
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き実施
			・連絡先を相互に確認し水防マニュアルに反映	引き続き実施			・水防連絡会で連絡体制の整備、情報の共有化 R1.6.6 水防連絡会 R2.6 水防連絡会（書面開催） R3.4.27 水防連絡会	引き続き実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・河川管理者が行う操作訓練に参加。	引き続き実施
			【H29】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加 【R2.10.14、10.29、11.26】 水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定 【R3.11.02】 水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定	毎年実施			・排水ポンプ車の操作訓練 R1.6.11　和田川 R2.6.26　大島分庁舎 R3.6.25　内川	引き続き実施

※青：R2追加項目

様式ー１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（千保川・旅川等グループ）

【千保川・旅川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱		実施する機関	富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
項目		カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組														
■洪水を河川内で安全に流す対策														
	1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施										
			【祖父川】 河道浚渫 V=36m3（高岡市北島） 河道浚渫 V=1，350m3（高岡市中保ほか） 河道掘削 V=220m3（高岡市中保） 河道掘削 V=500m3（高岡市中保） 【広谷川】 河道掘削 V=2，300m3（高岡市国吉） 河道掘削 V=3，300m3（高岡市佐加野ほか） 【谷内川】 河道掘削 V=830m3（高岡市福岡町赤丸） 護岸整備 A=252m（高岡市石堤） 【西明寺川】 河道掘削 V=2，150m3（高岡市福岡町上向田） 【頭川川】 河道掘削 V=940m3（高岡市頭川） 【岸渡川】 伐木 A=200m2（高岡市福岡町大滝） 伐木 A=5，280m2（高岡市宝来町外） 【黒石川】 伐木 A=4，150m2（高岡市福岡町荒屋敷） 【旅川】 河道浚渫 L=1．31km（南砺市三清西ほか） 河道浚渫 L=0．46m（南砺市久保ほか）	引き続き実施										
■危機管理型ハード対策														
	2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	（高）H28から順次整備										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、活用できる水防資機材について検討及び配備	引き続き実施			・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討
							・河川パトロールの実施R1．6．14	引き続き実施			・河川管理者と合同巡視を実施 H30．5　R1．5．17　R2．6．5　R3．6．3	引き続き実施	・R1．5 出水前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 ・R2．5 出水前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 ・R3．5 出水前後に河川管理者と合同で水防倉庫の備蓄確認を実施	引き続き実施
	4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施										
			・河川監視カメラの設置・HP公開　23基 小矢部川水系23基（千保川、祖父川ほか） ・危機管理型水位計の設置 19基 小矢部川水系 19基（野川、黒石川ほか） ・【R4．3】県ホームページリニューアル	引き続き実施										
	5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・移動系防災行政無線の整備を推進する。	H24より運用開始	・防災行政無線（移動系）の増設を検討	今後検討	防災行政無線のデジタル化を実施	H27より運用開始	防災行政無線のデジタル化を図り、放送内容をメール及び市のホームページと連携し情報伝達を図る。	H29より運用開始
							・アナログ式移動系防災行政無線をデジタル式に整備中	R3～	・防災行政無線（移動系）の増設　17台 R2	実施済	・運用開始済	H27～	・運用開始済	H29～
	6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・検討中	今後検討	・非常電源装置の整備検討	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
							・非常用発電装置と非常時の本部機能についての確認 ・庁舎敷地内に土嚢を配備	H30～	・非常電源装置整備　H31整備済み	実施済			・R2．7 庁舎統合に伴い、非常用発電装置等の設置を実施 ・R3．1 災害時に電源を確保するための省エネルギー設備を整備	R2～
	7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立					・雨水貯留槽設置補助	H25～	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
							【R2年度　0件】	引き続き実						
	9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底	引き続き実施	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・文書による注意喚起の通知	引き続き実施			・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底	引き続き実施						
	10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・避難場所の追加指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）	引き続き実施	・避難所の追加（民間企業等との協定）	今後検討 随時更新	水害時において避難所ごとに避難が可能な階層を検討し洪水ハザードマップに表記する。 また、２階以上の施設を所有している民間企業に、災害時における避難所施設の提供に関する協定の締結を依頼する。	順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31．3．29） 祖父川（R1．6．14） 岸渡川（H30．11．21） 横江宮川（H30．11．21） 旅川（H30．8．17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・指定緊急避難場所（洪水）の新規指定 公共施設：13施設 民間施設：５施設	随時実施	・（株）スリーティ運輸砺波営業所と協定（２階研修室）		・新たな洪水ハザードマップを策定（H30策定、R2．6全戸配布）	H30～R2	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31．4 公表 ・R1．5 全戸配布 ・R2．4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
	11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	※流域内にダムがないため削除											
	12	重要インフラの機能確保												

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	高岡市 実施内容	時期	砺波市 実施内容	時期	小矢部市 実施内容	時期	南砺市 実施内容	時期
	13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討										
	14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	引き続き実施										
			【R1～R2】 各土木等にドローンを配備（空中8台、水中3台）	R1～										
2.ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組 ■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組														
	15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施
					・出前講座等を実施 ・「eラーニング「大雨の時にどう逃げる」をHPで公開（R2） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨や洪水害及びキキクルの解説資料を掲載。（R3）	随時実施	・小中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 ・総合授業にて防災に関する授業を実施 R3.9.21　野村小学校【洪水】 R3.9.25　木津児童クラブ【防災全般】 R3.11.5　太田小学校【防災全般】 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。	随時実施	・出前講座の実施 R2.7.8　庄西中学校 R2.10.1　庄東小学校 R3.10.7　出町中学校 R3.10.21　出町小学校	引き続き実施	R2　総合防災訓練実施地区の小学生を対象とした、訓練の見学等を実施 （津沢小学校生徒　約10名） R3.9.6　石動小学校４年生を対象に出前講座を実施（児童　約70名）	R2	出前講座を実施 ・R1.9.19 福光中部小学校 ・R2.9.30 福野小学校	要請があれば引き続き実施
	17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	・出前講座を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施
			・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 H30.8.26 立山町消防本部研修会(100名) R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19　富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会 R2.11.27 防災気象講演会を実施 R3.11.30 防災気象講演会を実施 ・防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施（R3）	引き続き実施	・自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施 ・見直した洪水ハザードマップについて、連合自治会単位での説明会を実施	随時実施	・出前講座等を実施 R2年度実績 27件（R3.3末時点） R3年度実績 23件（R4.3末時点）	引き続き実施	・出前講座を実施 R1実績 5件 R1.7.31　石動西部地区防災会40名 R1.9.15　石動西部地区防災訓練180名 R1.9.20　荒川地区住民（高齢者）50名 R1.10.3　小矢部市介護保険事務所研修会25名 R1.12.7　綾子自治会40名 R2実績１件 R2.11.8　子撫地区住民30名 R3実績６件 R3.6.27　石動地区自治会連合会　40名 R3.10.14　松沢地区住民　20名 R3.10.28　自治会連合会　18名 R3.11.7　子撫地区住民　30名 R3.11.12　埴生地区住民（高齢者）30名 ・小矢部市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施 R1.8.4　津沢地区住民等70名 R1.11.4　東部地区住民40名	引き続き実施	出前講座を実施 ・H30.10.21 井口婦人防火クラブ20名 ・R1.9.19 福光中部小学校 ・R1.11.3 高屋自治会 ・R2.9.16 七津屋福祉部会	要請があれば引き続き実施
	18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	引き続き実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	随時実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	・毎年６月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施
			・協議会資料等をHPに掲載 ・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	引き続き実施	・「警報級の可能性」→「早期注意情報」や「危険度分布」→「キキクル」に名称変更して広報用チラシの配布（H30・R1・R2・R3） ・気象庁ホームページリニューアル（R2）及び周知（R3）	引き続き実施	・洪水ハザードマップの配布と合わせて、市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載する予定。 ・市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載。 ・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルにて洪水ハザードマップについて解説	R2.6～						今後検討
	19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施
			【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	毎年実施			・沿川市町、沿川自治会と共同で 重要水防箇所等の点検を実施 R1.6.13 R2.6.5 R3.6.3				・河川管理者との合同巡視時に実施 R1.6.13　R3.6.3	引き続き実施	・R2 コロナ感染拡大の影響により未実施	引き続き実施
	20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
														今後検討
	21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・まるごとまちごとハザードマップ整備事業により、浸水深標識の電柱等への設置する。	R3～	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	H30以降検討	洪水ハザードマップの更新により修正した、災害時の避難所利用の適否を各地域の避難所等案受プレートに反映させる。	順次実施	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・R３年度から、事業を開始し、市全域へ横展会	R3～	・まるごとまちごとハザードマップとして、R３年度に実施し、浸水想定深を表示する。	R3実施予定	洪水ハザードマップの更新により修正した、災害時の避難所利用の適否を反映させたプレートや修正シールを各地区に配布した。	R2.8月実施 今後も修正があれば適宜実施する	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
	22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・市総合防災訓練等への積極的な参加促進 ・自発的な避難訓練の実施促進、呼びかけ	引き続き実施	市総合防災訓練の実施・住民への参加促進 地区自主防災組織による、防災訓練の実施	引き続き実施	市地域防災計画に基づき、市職員、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施する。	毎年９月下旬	・市民、南砺市職員、消雪等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施する。	順次実施
			参加実績 【H29～R2】水防管理団体が実施する水防訓練※R2は一部で中止あり 【H29～R3】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			・新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、中止	ー	【参加実績】 R１市総合防災訓練　約2,000人 R１地区自主防災組織防災訓練　全地区実施（２１地区） R2市総合防災訓練　約300人 R2地区自主防災組織防災訓練実施（18地区） R3市総合防災訓練中止（ｺﾛﾅｽﾃｰｼﾞ3のため） R3地区自主防災組織防災訓練(12地区)	R1～	・R1.9.22　市総合防災訓練　北蟹谷地区 ・R2.9.27　市総合防災訓練　津沢地区		市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き実施

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	随時実施	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。 ・地域の防災力向上を図るために研修会の実施や防災士による出前講座の実施 ・総合防災訓練時に消防団と一緒に実施	引き続き毎年実施	・平成２８年３月２９日に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施
			【H29～R2】年1回 ・自主防災組織リーダー研修会 ・地域の自主防災組織リーダー研修会（県内４地区） ・自主防災組織化研修会	毎年実施			・自主防災組織結成率：99.8% ・自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。 ・庄川左岸河川敷（高岡市出来田地先）において、水防訓練を実施 ・県西部６市と合同で、防災士育成事業を実施 ・自治会等を対象に、防災に係る出前講座・訓練を実施	・自主防災会結成は適宜 ・出前講座は要望に応じ順次実施	・自主防災会による訓練を実施（水害想定） 【R1】市内６地区で実施 【R2】市内11地区で実施 【R3】市内６地区で実施	R1～	市総合防災訓練を実施（水防訓練含む） ・R1. 9. 22　市総合防災訓練　北蟹谷地区 ・R2. 9. 27　市総合防災訓練　津沢地区	引き続き毎年実施	市総合防災訓練を実施 ・H30. 8. 26 南砺市総合防災訓練 ・R1. 8. 25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2. 8. 30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き実施
	24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・マイタイムラインの作成促進 ・地区防災計画の作成促進	R1. 6～	・砺波市マイ・タイムラインシートの作成・推進	R2. 3	マイタイムライン等の作成に関する出前講座を実施する。	順次実施	・マイタイムライン作成の住民講習会の開催を検討する。	順次実施
			・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	R2			・マイタイムライン関連 【R3. 12. 5】古府地区出前講座 ・防災全般の出前講座においてマイタイムラインの活用を呼びかけた。	順次実施	・行政出前講座等の実施 【R2. 6. 23】庄下地区自主防災会 【R2. 11. 22】太田久泉地区自主防災会 【R2. 12. 2】庄川町赤十字奉仕団 【R3. 7. 27】砺波市女性団体連絡協議会 【R3. 11. 6】砺波市女性団体連絡協議会 洪水ハザードマップを基本にマイ・タイムラインシートの作成を実施	通年実施	令和元年度より市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施している。 R1. 8. 4津沢地区住民等70名 R1. 11. 4東部地区住民40名	R1. 8～	・R2 地元要請が無かったため未実施	引き続き実施
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施										
②迅速かつ確実な避難行動のための取組														
■情報伝達、避難計画等に関する取組														
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施										
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31. 3. 29） 祖父川（R1. 6. 14） 岸渡川（H30. 11. 21） 横江宮川（H30. 11. 21） 旅川（H30. 8. 17）	H30～										
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30	過去に作成したハザードマップの見直し（最大浸水想定区域、避難計画を反映）	H30
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31. 3. 29） 祖父川（R1. 6. 14） 岸渡川（H30. 11. 21） 横江宮川（H30. 11. 21） 旅川（H30. 8. 17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31. 2. 20　14市町(25名) R1. 9. 5　14市町村(27名)	H30～			・洪水ハザードマップを見直し中 ・洪水ハザードマップ策定・公表 ・洪水ハザードマップ全戸配布	H30～ R2. 3 R2. 6	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31. 4. 25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1. 6全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31. 4 公表 ・R1. 5 全戸配布 ・R2. 4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・市内全戸、事業所などへ洪水ハザードマップを配布・周知する。	R1実施	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	R1	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	H30
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31. 3. 29） 祖父川（R1. 6. 14） 岸渡川（H30. 11. 21） 横江宮川（H30. 11. 21） 旅川（H30. 8. 17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31. 2. 20　14市町(25名) R1. 9. 5　14市町村(27名)	H30～			・洪水ハザードマップを見直し中 ・洪水ハザードマップ策定・公表 ・洪水ハザードマップ全戸配布	H30～ R2. 3 R2. 6	・新たな洪水ハザードマップの配布・周知 （H31. 4. 25公表 広報誌、市HP）	H30～R1	・洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1. 6全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31. 4 公表 ・R1. 5 全戸配布 ・R2. 4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施 ・顕著な大雨に関する情報の開始 （「線状降水帯」というキーワードを用いた解説の実施）（R3）	引き続き実施	・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、ＣＡＴＶのＬ字放送、コミュニティＦＭの割り込み放送を活用する。	引き続き実施	・登録制である砺波市緊急メールの実施 ・市緊急メールと市HPの連携	順次整備	・防災・緊急メールの更なる普及に向けPRしていく、またエリアメールCATVの文字放送を活用	H28から実施	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急メールの登録について、更なる普及を目指しＰＲしていく。 ・既存の防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴エリア解消にむけて屋外拡声子局の増設も行う。 ・南砺市防災アプリを開発し、気象情報や避難情報の伝達を図る。	順次整備
			・河川監視カメラの設置・HP公開 23基 小矢部川水系23基（千保川、祖父川ほか） ・危機管理型水位計の設置 19基 小矢部川水系 19基（野川、黒石川ほか） ・【R4. 3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30. R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01. 12. 24） ・大雨特別警報の警報への切替時に合わせて今後の洪水の見込みについて情報を発表（R2）	引き続き実施	・市防災情報メールについて、市HPで周知するとともに、出前講座等の際に登録を呼びかけた。また、携帯電話会社の店頭にチラシを配備し、登録を呼びかけた。 ・防災アプリを運営する民間企業と協定を締結し（R2. 2）情報伝達手段を充実させた。 ・防災・緊急情報の収集手段について、洪水ハザードマップ説明会にて住民へ周知した。	順次 R2. 2～4	・市緊急メールの更なる普及のため市民に周知（出前講座等）及び広報を行う。	引き続き実施	Yahoo防災情報での「自治体からの緊急情報」提供開始	引き続き実施	運用開始済 ・出前講座等を利用し、「南砺市防災アプリ」の登録を周知する。	引き続き実施
	30	避難指示の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・河川管理者及び関係機関と連携して作成・改善等を図る。	引き続き実施	・防災行動計画（タイムライン）は策定済み。河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。	引き続き実施	・作成済みタイムラインの改善を実施	H28から実施	・防災計画のタイムライン策定時期と合わせ水防計画において策定する。	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31. 2. 20　14市町(25名) R1. 9. 5　14市町村(27名) R2. 2. 3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の市町村の対応等の聞き取り調査を実施 H30　南砺市で実施 R1　高岡市で実施 R3　高岡市、砺波市で振り返り実施	引き続き実施	・８月の大雨災害を受けて、高岡市洪水対応マニュアルの検証と改善を行った。	R3	避難情報の変更に伴い、R3. 6改定	実施済			・R1. 12. 12 第5回検討会に参加 ・R2 コロナ感染拡大の影響により未実施	引き続き実施

様式ー１　概ね５年（H30～R3）で実施する取組（案）（千保川・旅川等グループ）

【千保川・旅川等グループ】

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関													
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	・主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
			・ホットライン運用（H29～） 実績 0回	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R１）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			・要配慮者施設における避難計画策定を促進する。	H29から順次実施	・浸水想定区域内(50cm以上）の要配慮者利用施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H30から順次実施	・浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施	浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映した。 ・要配慮者利用施設の管理者に対して避難確保計画作成及び訓練実施に係る文書を送付し、改めて制度の周知を図った。また、市内小学校については直接訪問し、水害リスクの再確認と避難確保計画作成及びこれに基づく訓練実施の必要性について呼びかけを行った。	R2.3 R2.4～	・市内対象施設52施設、すべての施設避難確保計画を作成済（R4.3末時点）	引き続き実施	・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画を作成済 うち、４施設で避難訓練を実施 （R4.3末時点）	H30～	施設管理者向け説明会を開催 ・H30.5.16 説明会 ・市内対象全施設(5施設)で避難確保計画を作成済。うち、3施設で避難訓練を実施。 （H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R2 市内対象施設27施設、すべての施設避難確保計画を作成済。うち、24施設で避難訓練を実施。（残り3施設コロナのため未実施）	H30～
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難場所毎に水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H28～	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等により、立ち退き避難が必要な区域を検討する。	H28から順次実施	・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	H29から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討し、早期立退き避難区域として洪水ハザードマップに記載。 ・浸水ナビを活用し、避難場所毎の浸水リスクを確認し、収容人数の拡大の可否について検討した。 ・指定緊急避難場所（洪水）の新規指定 公共施設：13施設 民間施設：５施設	R2.3 R4.3	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップを策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・県西部６市と連携し、広域避難計画の策定に向けて検討する。	H28～	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。 ・国、県、関係市町村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。	H28から順次実施	・県、関係市と連携し検討	H29から順次実施	・広域避難の現実性について、隣接市とも協議しながら検討していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～			・県や隣接市等と広域避難に係る現状や課題について、「ワンチームとやま」連携推進本部において情報共有した。	R2～					・ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない	今後検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30から実施	・新たなハザードマップの策定	H30以降順次実施	・洪水ハザードマップを更新し、全戸配布することにより周知	H29から順次実施	・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。	H30～
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～			・洪水ハザードマップを見直し中 ・洪水ハザードマップ策定・公表 ・洪水ハザードマップ全戸配布	H30～ R2.3 R2.6	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	順次実施								
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害捕捉の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30,R1,R2,R3）	引き続き実施								
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施								
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30,R1,R2,R3）	引き続き実施								
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・検討中	今後検討	毎年、市防災連絡協議会の場において前年度の水害等の被害情報等を共有する。	毎年6月下旬～7月上旬頃	・水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績について検討。	今後検討
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			・河川監視カメラの設置・HP公開 23基 小矢部川水系23基（千保川、祖父川ほか） ・危機管理型水位計の設置 19基 小矢部川水系 19基（野川、黒石川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	検討中	検討中								
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			検討中	R1	検討中	検討中								

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	高岡市 実施内容	時期	砺波市 実施内容	時期	小矢部市 実施内容	時期	南砺市 実施内容	時期
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施			・市と県、関係機関や相互応援協定都市等との非常通信体手段を多重化する。 ・通信訓練等により体制を確認する。	引き続き実施	防災行政無線（移動系）の配備	配備済み	県の方向に準ずる	検討中	・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達について検討	今後検討
			・ハザードマップ作成支援及び内容についての情報共有	引き続き実施			・関係機関と衛生回線等により非常通信体制の確認を行った。	随時実施						
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組														
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組														
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。	引き続き毎年実施	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	引き続き毎年実施
							・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H31.4.26 R2.4.21 R3.4.20	引き続き毎年実施					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.22（南砺市と合同） R1.5.22（南砺市、砺波市と合同） R2.5.21,27（県のみで実施） R3.5.21（県のみで実施）	引き続き実施			・河川パトロールの実施 R1.6.14 ・沿川市町、沿川自治会と共同で 重要水防箇所等の点検を実施 R1.6.13 R2.6.5 R3.6.3	引き続き毎年実施			・河川パトロールの実施 R1.5.17　R2.6.5　R3.6.3	引き続き実施	河川パトロールを実施 ・R1.5.22（富山県・砺波市と合同） ・R2 コロナ感染拡大の影響により未実施	引き続き毎年実施
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する	引き続き毎年実施	・毎年防災訓練を実施	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施	引き続き毎年実施
			・庄川・小矢部川合同水防演習を実施 R1.5.18(国、高岡市ほか) 参加機関　約55機関 参加人員　約2,300人	引き続き実施			・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷 ・高岡市水防訓練 R2、R3は新型コロナ感染拡大対策のため中止し、代替訓練として情報伝達訓練（R2.6.19、R3.6.24）を実施。	引き続き毎年実施			市総合防災訓練を実施（水防訓練含む） ・R1.9.22　市総合防災訓練　北蟹谷地区 ・R2.9.27　市総合防災訓練　津沢地区	引き続き毎年実施	市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・広報誌やホームページで消防団員や協力団体の募集を行う。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き実施
							・SNSでの消防団の活動を紹介 R1.5.18 R2中止 R3中止 (理由) 毎年市水防訓練等の活動をSNSに挙げて水防に関する活動紹介を行っているが今年度は訓練が中止になったため実施できなかった。 ・イベント等でチラシを配布 R1.5.18 R2中止 R3中止 (理由) 毎年実施している市水防訓練時にチラシを配布しているが今年度は訓練が中止になったため実施できなかった。	H30～					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名 R2.10.14、10.29、11.26　2名 （R2職員1名が水防技術伝え人に認定） R3.11.02　1名 （R3職員1名が水防技術伝え人に認定）	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　1名 R1.11.14　1名 R2.10.29　1名、11.26　1名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R2.10.14　1名 R2.12.16　1名	引き続き実施		
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施										
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～										
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	高岡市 実施内容	時期	砺波市 実施内容	時期	小矢部市 実施内容	時期	南砺市 実施内容	時期
		■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組												
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H29～	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会（14市町25名） H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ（14市町26名） R1.9.5　減災対策検討会（14市町村27名） R2.8.25　市町村担当者向け説明会（14市町村23名） R3.8.26　市町村担当者向け説明会（13市町村26名）	H30～			・想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映 ・要配慮者利用施設の管理者に対して避難確保計画作成及び訓練実施に係る文書を送付し、改めて制度の周知を図った。また、市内小学校については直接訪問し、水害リスクの再確認と避難確保計画作成及びこれに基づく訓練実施の必要性について呼びかけを行った。	R2～	・市内対象施設52施設、すべての施設避難確保計画を作成済（R4.3末時点）	引き続き実施	・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画を作成済 うち、4施設で避難訓練を実施 （R4.3末時点）	H30～	施設管理者向け説明会を開催 ・H30.5.16 説明会 ・市内対象施設全施設(5施設)で避難確保計画を作成済。うち、3施設で避難訓練を実施（H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R1.5.22 追加対象22施設に説明会を実施	引き続き実施
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29から実施	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。（H31年度～）	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討（H30.4～） ・依頼があった大規模工場に対して、浸水リスクの説明を行った（R2.7.16）	H30～					・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30									・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
		■救援・救助活動の効率化に関する取組												
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H29から検討	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28から検討	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28から検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30			・富山県受援体制検討会に参画 ・高岡市受援計画策定に向け情報収集 ・富山県災害時受援計画（H31.3策定）を踏まえ、R3に高岡市受援計画の策定	H30～ R1～R2 R3	・砺波市災害時受援計画策定（R3.3） ・砺波市地域防災計画改定（R3.3）	引き続き実施			・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施
		■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施												
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	順次実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討
			【H29.6.29】　国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7.12】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施			・検討中				・R1.7.16 内水氾濫危険箇所の合同調査実施			
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施					・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	H28から検討						
							・必要性を検討	H30～						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施
			・連絡先を相互に確認し水防マニュアルに反映	引き続き実施			・洪水対応演習にて実施 H31.4.26 R2.4.21 R3.4.20	引き続き毎年実施					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施
			【H29】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加 【R2.10.14、10.29、11.26】 水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定 【R3.11.02】 水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定	毎年実施			・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷 ・高岡市水防訓練 R2、R3は新型コロナ感染拡大対策のため中止し、代替訓練として情報伝達訓練（R2.6.19、R3.6.24）を実施。	引き続き毎年実施					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き実施

※青：R2追加項目

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1.ハード対策の主な取組														
■洪水を河川内で安全に流す対策														
	1	浸透対策 バイピング対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。 ・既設砂防堰堤を改築し、下流の保全対象の安全性を向上させる。	引き続き実施										
		流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 締工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	【小矢部川】 伐木 L=1.0km（南砺市福光ほか） 河道浚渫 L=0.6km(南砺市上津ほか） 【山田川】 河道浚渫 L=1.03km(南砺市上川崎ほか） 伐木 L=0.3km(南砺市広安） 【子撫川】 伐木 L=0.6km(小矢部市桜町） 河道掘削 L=0.9km(小矢部市横谷ほか） 【渋江川】 河道掘削 L=0.8km(小矢部市道林寺ほか） 【砂川】 河道掘削 L=0.5km(小矢部市綾子ほか） 【五郎丸川】 浚渫 L=0.1km(小矢部市北一ほか） 【本堂川】 浚渫 L=0.7km(小矢部市平田ほか） 【御手洗川】 浚渫 L=0.3km(小矢部市蓑輪ほか） 【土砂・洪水氾濫対策】 小矢部川圏域山田川ほか	引き続き実施 実施済										
■危機管理型ハード対策														
	2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	(砺)H28から順次整備										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、活用できる水防資機材について検討及び配備	引き続き実施			・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討
							・河川パトロールの実施R1.6.14	引き続き実施			・河川管理者と合同巡視を実施 H30.5　R1.5.17　R2.6.5　R3.6.3	引き続き実施	・R1.5 出水前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 ・R2.5 出水前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 ・R3.5 出水前後に河川管理者と合同で水防倉庫の備蓄確認を実施	引き続き実施
	4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施										
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 小矢部川水系8基(山田川、子撫川ほか） ・危機管理型水位計の設置 9基 小矢部川水系 9基（砂川、池川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施										
	5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・移動系防災行政無線の整備を推進する。	H24より運用開始	・防災行政無線（移動系）の増設を検討	今後検討	・防災行政無線のデジタル化を実施	H27より運用開始	防災行政無線のデジタル化を図り、放送内容をメール及び市のホームページと連携し情報伝達を図る。	H29より運用開始
							・アナログ式移動系防災行政無線をデジタル式に整備中	R3～	・防災行政無線（移動系）の増設　17台 R2	実施済	・運用開始済	H27～	・運用開始済	H29
	6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・水位観測局の耐水化 渋江川　１基(下御亭橋)	引き続き実施			・検討中	今後検討	・非常電源装置の整備検討	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
							・非常用発電装置と非常時の本部機能についての確認 ・庁舎敷地内に土嚢を配備	H30～	・非常電源装置整備　H31整備済み	実施済			・R2.7 庁舎統合に伴い、非常用発電装置等の設置を実施 ・R3.1 災害時に電源を確保するための省エネルギー設備を整備	R2～
	7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立					・雨水貯留槽設置補助 【R2年度　0件】	H25～ 引き続き実	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底	引き続き実施	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・文書による注意喚起の通知	引き続き実施			・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底	引き続き実施						
	10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・避難場所の追加指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）	引き続き実施	・避難所の追加（民間企業等との協定）	今後検討 随時更新	水害時において避難所ごとに避難が可能な階層を検討し洪水ハザードマップに表記する。 また、２階以上の施設を所有している民間企業に、災害時における避難所施設の提供に関する協定の締結を依頼する。	順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・指定緊急避難場所（洪水）の新規指定 公共施設：13施設 民間施設：５施設	随時実施	・（株）スリーティ運輸砺波営業所と協定（２階研修室）		・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R2.6全戸配布）	H30～R2	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	引き続き実施

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	引き続き実施	常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	引き続き実施								
			・測量による堆砂状況の把握 ・貯水池掘削の実施 　城端ダム（R2～） ・事前放流の運用開始 　一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会に参加（R3）	R2～	既存ダムの洪水調節機能の向上を図るための取組み及び出水対応の振返り、対応改善に向けた意見交換	引き続き実施								
	12	重要インフラの機能確保	・インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	引き続き実施										
			・小矢部川水系すずめ谷(砂防堰堤) ・小矢部川水系蓑谷 ・小矢部川水系埴生（２）(砂防堰堤) ・小矢部川圏域緊急改築②栃丘堰堤ほか ・小矢部川圏域緊急改築②八講4号堰堤ほか	R2～ R1～ H30～ H31～ H30～										
	13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討										
	14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	引き続き実施										
			【R1～R2】 各土木等にドローンを配備（空中8台、水中3台）	R1～										
2.ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組														
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組														
	15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	・水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施
			・こども砂防教室開催 R3.7.15　石動小学校	引き続き実施	・出前講座等を実施 ・「eラーニング「大雨の時にどう逃げる」をHPで公開（R2） ・広報活動「気象台へ行こう2021」をWEB上で実施し大雨や洪水害及びキキクルの解説資料を掲載。（R3）		・小中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 ・総合授業にて防災に関する授業を実施 R3.9.21　野村小学校【洪水】 R3.9.25　木津児童クラブ【防災全般】 R3.11.5　太田小学校【防災全般】 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。	随時実施	・出前講座の実施 R2.7.8　庄西中学校 R2.10.1 庄東小学校 R3.10.7 出町中学校 R3.10.21 出町小学校	引き続き実施	R2　総合防災訓練実施地区の小学生を対象とした、訓練の見学等を実施 （津沢小学校生徒　約10名） R3.9.6　石動小学校４年生を対象に出前講座を実施（児童　約70名）	R2	出前講座を実施 ・R1.9.19 福光中部小学校 ・R2.9.30 福野小学校	要請があれば引き続き実施
	17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施
			・出前講座等を実施 　R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 H30.8.26 立山町消防本部研修会(100名) R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19　富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会 R2.11.27 防災気象講演会を実施 R3.11.30 防災気象講演会を実施 ・防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施（R3）	引き続き実施	・自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施 ・見直した洪水ハザードマップについて、連合自治会単位での説明会を実施	随時実施	・出前講座等を実施 Ｒ２年度実績 27件（R3.3末時点） Ｒ３年度実績 23件（R4.3末時点）	引き続き実施	・出前講座を実施 R1実績 5件 R1.7.31　石動西部地区防災会40名 R1.9.15　石動西部地区防災訓練180名 R1.9.20　荒川地区住民（高齢者）50名 R1.10.3　小矢部市介護保険事務所研修会25名 R1.12.7　綾子自治会40名 R2実績１件 R2.11.8　子撫地区住民30名 R3実績６件 R3.6.27　石動地区自治会連合会　40名 R3.10.14　松沢地区住民　20名 R3.10.28　自治会連合会　18名 R3.11.7　子撫地区住民　30名 R3.11.12　埴生地区住民（高齢者）30名 ・小矢部市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施 R1.8.4　津沢地区住民等70名 R1.11.4　東部地区住民40名	引き続き実施	出前講座を実施 ・H30.10.21 井口婦人防火クラブ20名 ・R1.9.19 福光中部小学校 ・R1.11.3 高屋自治会 ・R2.9.16 七津屋福祉部会	要請があれば引き続き実施
	18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	引き続き実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	随時実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	・毎年６月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施
			・協議会資料等をHPに掲載 ・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	引き続き実施	・「警報級の可能性」→「早期注意情報」や「危険度分布」→「キキクル」に名称変更して広報用チラシの配布（H30・R1・R2・R3） ・気象庁ホームページリニューアル（R2）及び周知（R3）	引き続き実施	・洪水ハザードマップの配布と合わせて、市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載する予定。 ・市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載。 ・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルにて洪水ハザードマップについて解説	R2.6～						
	19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施
			【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	毎年実施			・沿川市町、沿川自治会と共同で 重要水防箇所等の点検を実施 R1.6.13 R2.6.5 R3.6.3				・河川管理者との合同巡視時に実施 R1.6.13　R3.6.3	引き続き実施	・R2 コロナ感染拡大の影響により未実施	
	20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関													
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・まるごとまちごとハザードマップ整備事業により、浸水深標識の電柱等への設置する。	R3～	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	H30以降検討	洪水ハザードマップの更新により修正した、災害時の避難所利用の適否を各地域の避難所等案愛プレートに反映させる。	順次実施	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・Ｒ３年度から、事業を開始し、市全域へ横展会	R3～	・まるごとまちごとハザードマップとして、Ｒ３年度に実施し、浸水想定深を表示する。	Ｒ３実施予定	洪水ハザードマップの更新により修正した、災害時の避難所利用の適否を反映させたプレートや修正シールを各地区に配布した。	R2.8月実施 今後も修正があれば適宜実施する	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明	H30～
	22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・市総合防災訓練等への積極的な参加促進 ・自発的な避難訓練の実施促進、呼びかけ	引き続き実施	市総合防災訓練の実施・住民への参加促進 地区自主防災組織による、防災訓練の実施	引き続き実施	市地域防災計画に基づき、市職員、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施する。	毎年９月下旬	・市民、南砺市職員、消雪等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施する。	順次実施
			参加実績 【H29～R2】水防管理団体が実施する水防訓練※R2は一部で中止あり 【H29～R3】北陸地整管内水防技術講習会 【R1】小矢部市総合防災訓練（北蟹谷地区）	引き続き実施			・新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、中止	ー	【参加実績】 Ｒ１市総合防災訓練　約2,000人 Ｒ１地区自主防災組織防災訓練　全地区実施（２１地区） R2市総合防災訓練　約300人 R2地区自主防災組織防災訓練実施（18地区）	R2	・R1.9.22　市総合防災訓練　北蟹谷地区 ・R2.9.27　市総合防災訓練　津沢地区		市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	随時実施	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。 ・地域の防災力向上を図るために研修会の実施や防災士による出前講座の実施 ・総合防災訓練時に消防団と一緒に実施	引き続き毎年実施	・平成２８年３月２９日に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施
			【H29～R2】年1回 ・自主防災組織リーダー研修会 ・地域の自主防災組織リーダー研修会（県内４地区） ・自主防災組織化研修会	毎年実施			・自主防災組織結成率：99.8% ・自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。 ・庄川左岸河川敷（高岡市出来田地先）において、水防訓練を実施 ・県西部６市と合同で、防災士育成事業を実施 ・自治会等を対象に、防災に係る出前講座・訓練を実施	・自主防災会結成は適宜 ・出前講座は要望に応じ順次実施	・自主防災会による訓練を実施（水害想定） 【R1】市内６地区で実施 【R2】市内11地区で実施 【R3】市内６地区で実施	R2	市総合防災訓練を実施（水防訓練含む） ・R1.9.22　市総合防災訓練　北蟹谷地区 ・R2.9.27　市総合防災訓練　津沢地区	引き続き毎年実施	市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・マイタイムラインの作成促進 ・地区防災計画の作成促進	R1.6～	・砺波市マイ・タイムラインシートの作成・推進	R2.3	マイタイムライン等の作成に関する出前講座を実施する。	順次実施	・マイタイムライン作成の住民講習会の開催を検討する。	順次実施
			・【R2】マイ・タイムラインシートの作成及びイベントによる普及啓発	R2			・マイタイムライン関連 【R3.12.5】古府地区出前講座 ・防災全般の出前講座においてマイタイムラインの活用を呼びかけた。	時期を記載順次実施	・行政出前講座等の実施 【R2.6.23】庄下地区自主防災会 【R2.11.22】太田久泉地区自主防災会 【R2.12.2】庄川町赤十字奉仕団 【R3.7.27】砺波市女性団体連絡協議会 【R3.11.6】砺波市女性団体連絡協議会 洪水ハザードマップを基本にマイ･タイムラインシートの作成を実施	通年	令和元年度より市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施している。 R1.8.4津沢地区住民等70名 R1.11.4東部地区住民40名	R1.8～	・R2 地元要請が無かったため、未実施	今後検討
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施										
2. ソフト対策の主な取組　②迅速かつ確実な避難行動のための取組														
■情報伝達、避難計画等に関する取組														
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施										
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30										
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30	過去に作成したハザードマップの見直し（最大浸水想定区域、避難計画を反映）	H30
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・洪水ハザードマップを見直し中 ・洪水ハザードマップ策定・公表 ・洪水ハザードマップ全戸配布	H30～ R2.3 R2.6	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・市内全戸、事業所などへ洪水ハザードマップを配布・周知する。	H31実施	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	R1	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	H30
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・洪水ハザードマップを見直し中 ・洪水ハザードマップ策定・公表 ・洪水ハザードマップ全戸配布	H30～ R2.3 R2.6	・新たな洪水ハザードマップの配布・周知 （H31.4.25公表　広報誌、市HP）	H30～R1	・洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関													
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・危機管理型水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施 ・顕著な大雨に関する情報の開始 （「線状降水帯」というキーワードを用いた解説の実施）（R3）	引き続き実施	・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、ＣＡＴＶのＬ字放送、コミュニティＦＭの割り込み放送を活用する。	引き続き実施	・登録制である砺波市緊急メールの実施 ・市緊急メールと市HPの連携	順次整備	・防災・緊急メールの更なる普及に向けPRしていく、またエリアメールCATVの文字放送を活用	H28から実施	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急メールの登録について、更なる普及を目指ＬＰＲしていく。 ・既存の防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴エリア解消にむけて屋外拡声子局の増設も行う。 ・南砺市防災アプリを開発し、気象情報や避難情報の伝達を図る。	順次整備
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 小矢部川水系8基(山田川、子撫川ほか) ・危機管理型水位計の設置 9基 小矢部川水系 9基（砂川、池川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24） ・大雨特別警報の警報への切替時に合わせて今後の洪水の見込みについて情報を発表（R2）	引き続き実施	・市防災情報メールについて、市HPで周知するとともに、出前講座等の際に登録を呼びかけた。また、携帯電話会社の店頭にチラシを配備し、登録を呼びかけた。 ・防災アプリを運営する民間企業と協定を締結し（R2.2）情報伝達手段を充実させた。 ・防災・緊急情報の収集手段について、洪水ハザードマップ説明会にて住民へ周知した。	順次実施 R2.2～	・市緊急メールの更なる普及のため市民に周知（出前講座等）及び広報を行う。	引き続き実施	Yahoo防災情報での「自治体からの緊急情報」提供開始	引き続き実施	運用開始済 ・出前講座等を利用し、「南砺市防災アプリ」の登録を周知する。	引き続き実施
	30	避難指示の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・河川管理者及び関係機関と連携して作成・改善等を図る。	引き続き実施	・防災行動計画（タイムライン）は策定済み。河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。	引き続き実施	・作成済みタイムラインの改善を実施	H28から実施	・防災計画のタイムライン策定時期と合わせ水防計画において策定する。	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の対応等の聞き取り調査 H30 南砺市で実施 R1　高岡市で実施 R3　高岡市で振り返り実施	引き続き実施	・８月の大雨災害を受けて、高岡市洪水対応マニュアルの検証と改善を行った。	R3	避難情報の変更に伴い、R3.6改定	実施済			・R1.12.12 第5回検討会に参加 ・R2 コロナ感染拡大の影響により未実施	引き続き実施
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
			・ホットライン運用（H29～） 実績 0回	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			・要配慮者施設における避難計画策定を促進する。	H29から順次実施	・浸水想定区域内(50cm以上）の要配慮者利用施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H30から順次実施	・浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施	浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映した。 ・要配慮者利用施設の管理者に対して避難確保計画作成及び訓練実施に係る文書を送付し、改めて制度の周知を図った。また、市内小学校については直接訪問し、水害リスクの再確認と避難確保計画作成及びこれに基づく訓練実施の必要性について呼びかけを行った。	R2.3 R2.4～	・市内対象施設51施設、すべての施設避難確保計画を作成済（R3.3末時点）	引き続き実施	・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画を作成済 うち、４施設で避難訓練を実施 （R4.3末時点）	H30～	施設管理者向け説明会を開催 ・H30.5.16 説明会 ・市内対象全施設(5施設)で避難確保計画を作成済。うち、3施設で避難訓練を実施。（H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R2 市内対象施設27施設、すべての施設避難確保計画を作成済。うち、24施設で避難訓練を実施。（残り3施設コロナのため未実施）	H30～
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難場所毎に水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H28～	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等により、立ち退き避難が必要な区域を検討する。	H28から順次実施	・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	H29から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討し、早期立退き避難区域として洪水ハザードマップに記載。 ・浸水ナビを活用し、避難場所毎の浸水リスクを確認し、収容人数の拡大の可否について検討した。 ・指定緊急避難場所（洪水）の新規指定 公共施設：13施設 民間施設：５施設	R2.3 R4.3	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップを策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・県西部６市と連携し、広域避難計画の策定に向けて検討する。	H28～	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。 ・国、県、関係市町村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。	H28から順次実施	・県、関係市と連携し検討	H29から順次実施	・広域避難の現実性について、隣接市とも協議しながら検討していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・県や隣接市等と広域避難に係る現状や課題について、「ワンチームとやま」連携推進本部において情報共有した。	R2～					・ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない	今後検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30から実施	・新たなハザードマップの策定	H30以降順次実施	・洪水ハザードマップを更新し、全戸配布することにより周知	H29から順次実施	・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。	H30～
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップを見直し中 ・洪水ハザードマップ策定・公表 ・洪水ハザードマップ全戸配布	H30～ R2.3 R2.6	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	順次実施								
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害捕捉の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30,R1,R2,R3）	引き続き実施								

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施								
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30, R1, R2, R3）	引き続き実施								
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・検討中	今後検討	毎年、市防災連絡協議会の場において前年度の水害等の被害情報等を共有する。	毎年6月下旬～7月上旬頃	・水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績について検討。	今後検討
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 ・危機管理型水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 小矢部川水系8基（山田川、子撫川ほか） ・危機管理型水位計の設置 9基 小矢部川水系 9基（砂川、池川ほか） ・【R4.3】県ホームページリニューアル	引き続き実施	検討中	検討中								
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			・ダムの緊急放流時における情報提供（Lアラート・ホットライン）の運用（R3.6～）	R1	検討中	検討中								
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施			・市と県、関係機関や相互応援協定都市等との非常通信体手段を多重化する。 ・通信訓練等により体制を確認する。	引き続き実施	防災行政無線（移動系）の配備	配備済み			・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達について検討	今後検討
			・ハザードマップ作成支援及び内容についての情報共有	引き続き実施			・関係機関と衛生回線等により非常通信体制の確認を行った。	随時実施						
2. ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組														
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組														
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。	引き続き毎年実施	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	引き続き毎年実施
							・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H31.4.26 R2.4.21 R3.4.20	引き続き毎年実施					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.22（南砺市と合同） R1.5.22（南砺市、砺波市と合同） R2.5.21,27（県のみで実施） R2.6.12（県のみで実施） R3.5.21（県のみで実施）	引き続き実施			・河川パトロールの実施 R1.6.14 ・沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 R1.6.13 R2.6.5 R3.6.3	引き続き毎年実施			・河川パトロールの実施 R1.5.17　R2.6.5　R3.6.3	引き続き実施	河川パトロールを実施 ・R1.5.22（富山県・砺波市と合同） ・R2 コロナ感染拡大の影響により未実施	
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する	引き続き毎年実施	・毎年防災訓練を実施	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施	引き続き毎年実施
			・庄川・小矢部川合同水防演習を実施 R1.5.18（国、高岡市ほか） 参加機関 約55機関 参加人員 約2,300人	引き続き実施			・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷 ・高岡市水防訓練 R2、R3は新型コロナ感染拡大対策のため中止し、代替訓練として情報伝達訓練（R2.6.19、R3.6.24）を実施。	引き続き毎年実施			市総合防災訓練を実施（水防訓練含む） ・R1.9.22　市総合防災訓練　北蟹谷地区 ・R2.9.27　市総合防災訓練　津沢地区	引き続き毎年実施	市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・広報誌やホームページで消防団員及び協力団体の募集を行う。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き実施
							・SNSでの消防団の活動を紹介 R1.5.18 R2中止 R3中止 （理由） 毎年市水防訓練等の活動をSNSに挙げて水防に関する活動紹介を行っているが今年度は訓練が中止になったため実施できなかった。 ・イベント等でチラシを配布 R1.5.18 R2中止 R3中止 （理由） 毎年実施している市水防訓練時にチラシを配布しているが今年度は訓練が中止になったため実施できなかった。	H30～					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名 R2.10.14、10.29、11.26　2名 （R2職員1名が水防技術伝え人に認定） R3.11.02　1名 （R3職員1名が水防技術伝え人に認定）	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　1名 R1.11.14　1名 R2.10.29　1名、11.26　1名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R2.10.14　1名 R2.12.16　1名	引き続き実施		

黄色セル赤文字：今回追加・修正箇所

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施										
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30										
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組													
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H29～	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップ等を関係各施設に配布するとともに、依頼に応じて説明会を実施する。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名) R2.8.25　市町村担当者向け説明会(14市町村23名) R3.8.26　市町村担当者向け説明会(13市町村26名)	H30～			・想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映 ・要配慮者利用施設の管理者に対して避難確保計画作成及び訓練実施に係る文書を送付し、改めて制度の周知を図った。また、市内小学校については直接訪問し、水害リスクの再確認と避難確保計画作成及びこれに基づく訓練実施の必要性について呼びかけを行った。	R2～	・市内対象施設62施設、すべての施設避難確保計画を作成済（R4.3末時点）	引き続き実施	・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画を作成済 うち、4施設で避難訓練を実施 （R4.3末時点）	H30～	施設管理者向け説明会を開催 ・H30.5.16 説明会 ・市内対象施設全施設(5施設)で避難確保計画を作成済。うち、3施設で避難訓練を実施（H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R1.5.22 追加対象22施設に説明会を実施	引き続き実施
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29から実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H28から順次実施	・検討中	今後検討	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。（H31年度～）	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討（H30.4～） ・依頼があった大規模工場に対して、浸水リスクの説明を行った（R2.7.16）	H30～					・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30									・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	■救援・救助活動の効率化に関する取組													
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H29から検討	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28から検討	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28から検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・富山県受援体制検討会に参画 ・高岡市受援計画策定に向け情報収集 ・富山県災害時受援計画（H31.3策定）を踏まえ、R3に高岡市受援計画の策定	H30～ R1～R2 R3	・砺波市災害時受援計画策定（R3.3） ・砺波市地域防災計画改定（R3.3）	引き続き実施			・H30 新たな洪水ハザードマップ策定 ・H31.4 公表 ・R1.5 全戸配布 ・R2.4～ 必要な方に洪水ハザードマップを配布し、活用方法を説明した。	引き続き実施
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施													
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	順次実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討
			【H29.6.29】　国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7.12】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R3.5.26】河川合同パトロール（市・小矢部土木） 【R3.6.3】国の河川巡視に参加 【R3.7.7】小矢部市水防連絡協議会出席	引き続き実施			・検討中				・R1.7.16 内水氾濫危険箇所の合同調査実施			
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施					・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	H28から検討						
							・必要性を検討	H30～						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施
			・連絡先を相互に確認し水防マニュアルに反映	引き続き実施			・洪水対応演習にて実施 H31.4.26 R2.4.21 R3.4.20	引き続き毎年実施					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施
			【H29】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加 【R2.10.14、10.29、11.26】水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定 【R3.11.02】水防技術講習会に参加、職員1名が水防技術伝え人に認定	毎年実施			・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷 ・高岡市水防訓練 R2、R3は新型コロナ感染拡大対策のため中止し、代替訓練として情報伝達訓練（R2.6.19、R3.6.24）を実施。	引き続き毎年実施					市総合防災訓練を実施 ・H30.8.26 南砺市総合防災訓練 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施 ・R2.8.30 南砺市総合防災訓練実施	引き続き実施

※青：R2追加項目

（様式2-取組概要）

富山県（河川課）

カテゴリ	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
内　　容	県ホームページをリニューアル（河川海岸カメラ画像＋水位）
実施主体	富山県

洪水時等における住民の自主避難や市町村長の避難指示等の判断を支援するため、これまでの河川・海岸カメラの画像に加え、県管理の水位周知河川等の水位状況を地図及び一覧で見られる等のリニューアルを図り、水防配備関係者にも的確な情報を得られるようにした。

・公開開始　：令和４年３月リニューアル
・公開の内容：河川海岸カメラ画像、水位周知河川等の水位情報等
・公開ＨＰ　：「富山県河川海岸カメラ・水位情報」 http://kawa.pref.toyama.jp/camera

↑リニューアル前

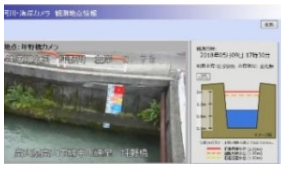

リニューアル後「富山県河川海岸カメラ・水位情報」

（様式2-取組概要）

富山県（小矢部土木）

カテゴリ	洪水を河川内で安全に流すための対策
内容	河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進
実施主体	富山県

防災・減災対策として、洪水を安全に流すために、流下断面を確保すべく河道掘削等を実施した。
【河道掘削等】
子撫川：L=0.9km　渋江川：L=0.8km　砂川：L=0.5km　五郎丸川：L=0.1km
本堂川：L=0.7km　御手洗川：L=0.3km

着手前
堆積土砂等に起因する
氾濫の危険性あり

作業完了
堆積土砂等を掘削除し
河道を確保

【小矢部川水系渋江川】

【小矢部川水系五郎丸川】

（様式2-取組概要）

富山地方気象台

カテゴリ	水防活動の啓発
内容	防災担当者向け気象防災ワークショップ（中小河川洪水災害編）を実施
実施主体	富山地方気象台、全市町村

- 自治体の主に防災担当者を対象に、気象台から発表される防災気象情報に基づく防災対応を疑似体験する気象防災ワークショップを実施した。洪水災害が発生するおそれがある状況において、少人数によるグループワークを行った。
- ワークショップを通じ、防災気象情報を適切に理解し有効に活用するとともに、体制強化や避難情報発令のタイミングなどに関する検討を行い、防災対応力の向上を目指した。

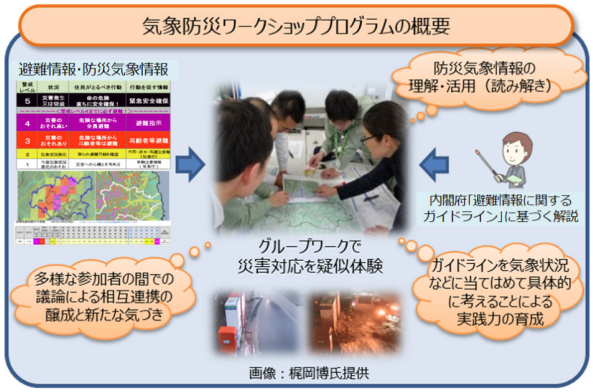

ワークショップ検討資料とオンラインでの画面

（様式2-取組概要）

富山地方気象台

カテゴリ	洪水予測や水位情報の情報強化
内容	顕著な大雨に関する情報の開始（「線状降水帯」キーワードを使って解説する情報）
実施主体	富山地方気象台

・毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し甚大な被害が生じており、この線状降水帯による大雨が、災害発生の危険度の高まりにつながるものとして社会に浸透しつつあり、線状降水帯による大雨が発生している場合は、危機感を高めるために知らせてほしいという要望があります。

【詳細】

・大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説します。

※警戒レベル相当情報を捕捉する情報でレベル４相当以上の状況で発表します。

・このキーワードを使って解説できるよう、顕著な大雨に関する情報の客観的な基準を設定。

・気象庁ホームページの「雨雲の動き」で線状降水帯の雨域の表示を開始しました。

顕著な大雨に関する情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

顕著な大雨に関する情報を補足する図情報の例

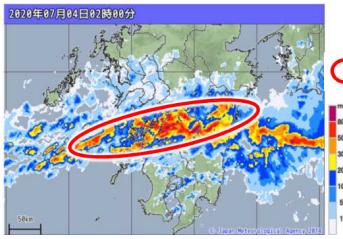

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域

※「雨雲の動き」（高解像度降水ナウキャスト）の例。

（様式2-取組概要）

富山市

カテゴリ	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内　　容	洪水ハザードマップの周知
実施主体	富山市

令和2年6月に作成した洪水ハザードマップの周知

【詳細】

令和２年６月に公表した富山市洪水ハザードマップのについて、市民のみな様への周知を図るため、出前講座等を活用し洪水ハザードマップの見方・使い方を説明した。

（※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（マスク着用、ソーシャルディスタンス確保、十分な換気、アルコール消毒液配備 等）を講じて実施）

地域における
出前講座

親子参加イベントに
併せた出前講座

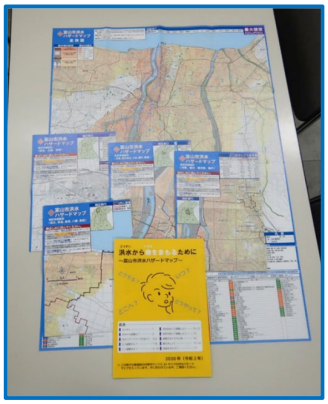

富山市洪水ハザードマップ
（令和2年6月作成）

（様式2-取組概要）

立山町

カテゴリ	被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
内容	洪水ハザードマップの配布
実施主体	立山町

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う「避難情報」の変更や、立山町指定避難所等の名称の更新、浸水深3.0m未満の指定避難所については施設利用者等の2階以上への垂直避難が可能であることから、洪水ハザードマップを更新した。

2階以上への垂直避難可能施設として以下6施設を洪水ハザードマップに反映した。

・高野小学校・高野公民館・高原保育園【高野地区】
・立山町子育て支援センター【大森地区】
・利田小学校・利田公民館【利田地区】

警戒レベル	変更前	変更後
5	災害発生情報	緊急安全確保
4	避難指示(緊急)、避難勧告	避難指示
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難

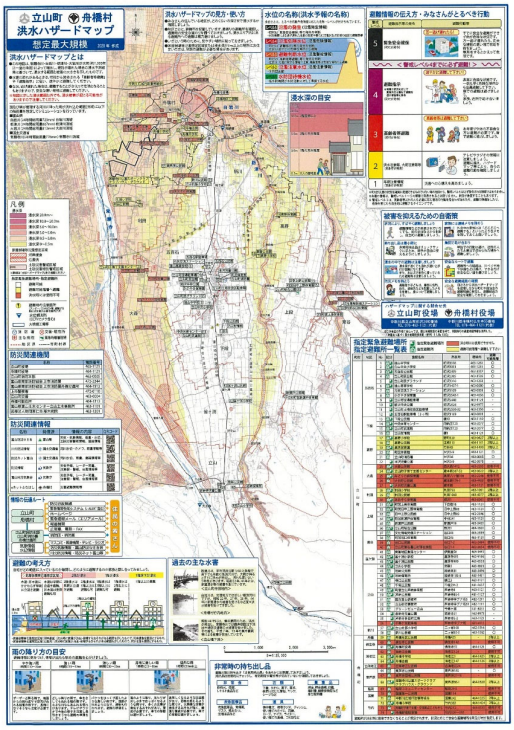

（様式2-取組概要）

滑川市

カテゴリ	関係機関が連携した水防実働訓練を実施
内容	水防団による土嚢積み工法訓練
実施主体	富山県・滑川市

富山県総合防災訓練が滑川市をメイン会場として実施された。
県東部の魚津市、滑川市及び上市町の山間部において局地的な豪雨が発生し大雨・洪水警報が発令されているとの想定で訓練を実施しました。

【詳細】
- 実施日：令和３年８月１日（日）
- 場　所：滑川市総合体育センター
- 内　容：避難所の開設・運営訓練
  水防訓練（土嚢積み工法）

土嚢積み工法

（様式2-取組概要）

砺波市

カテゴリ	R3. 水防法改正に伴う、要配慮者利用施設の訓練実施報告義務の周知
内容	該当事業所への案内及び市ホームページへ掲載
実施主体	砺波市

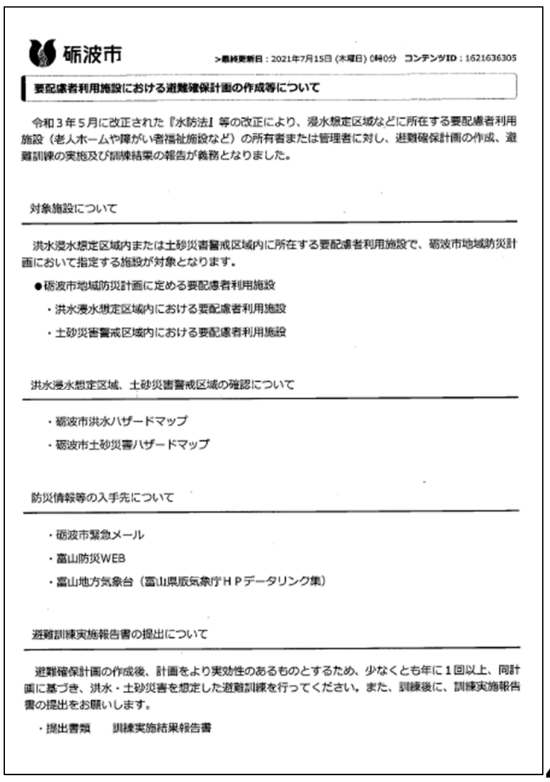

砺波市　＞最終更新日：2021年7月15日（木曜日）0時0分　コンテンツID：1621636305

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

令和３年５月に改正された『水防法』等の改正により、浸水想定区域などに所在する要配慮者利用施設（老人ホームや障がい者福祉施設など）の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び訓練結果の報告が義務となりました。

対象施設について

洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設で、砺波市地域防災計画において指定する施設が対象となります。

●砺波市地域防災計画に定める要配慮者利用施設
- 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設
- 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の確認について
- 砺波市洪水ハザードマップ
- 砺波市土砂災害ハザードマップ

防災情報等の入手先について
- 砺波市緊急メール
- 富山防災WEB
- 富山地方気象台（富山県版気象庁ＨＰデータリンク集）

避難訓練実施報告書の提出について

避難確保計画の作成後、計画をより実効性のあるものとするため、少なくとも年に１回以上、同計画に基づき、洪水・土砂災害を想定した避難訓練を行ってください。また、訓練後に、訓練実施報告書の提出をお願いします。
- 提出書類　訓練実施結果報告書

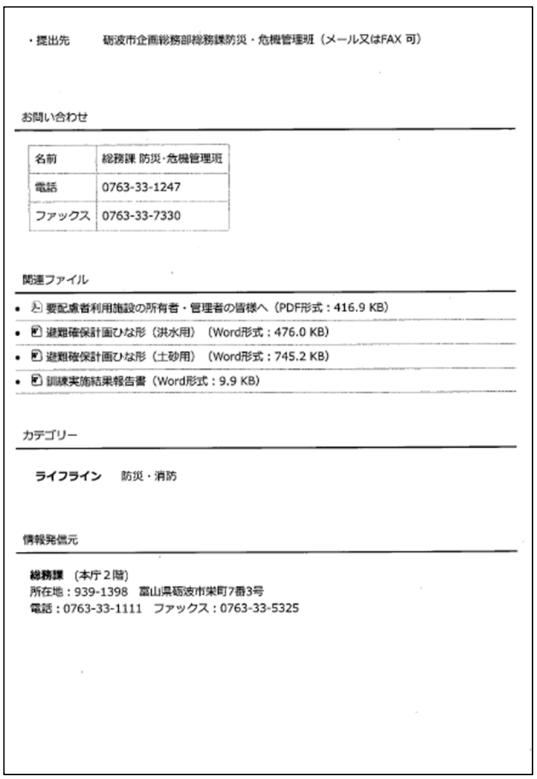

・提出先　砺波市企画総務部総務課防災・危機管理班（メール又はFAX 可）

お問い合わせ

名前	総務課 防災・危機管理班
電話	0763-33-1247
ファックス	0763-33-7330

関連ファイル
- 要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆様へ（PDF形式：416.9 KB）
- 避難確保計画ひな形（洪水用）（Word形式：476.0 KB）
- 避難確保計画ひな形（土砂用）（Word形式：745.2 KB）
- 訓練実施結果報告書（Word形式：9.9 KB）

カテゴリー

ライフライン　防災・消防

情報発信元

総務課（本庁２階）
所在地：939-1398　富山県砺波市栄町7番3号
電話：0763-33-1111　ファックス：0763-33-5325

（様式2-取組概要）

小矢部市

カテゴリ	水防教育の啓発
内容	小中学校長研修会の実施
実施主体	小矢部市

災害時における避難所開設における学校の役割や、自然災害から児童・生徒を守るための学校の対応についてなど、各学校で取りまとめた質問内容に回答していく形式により、防災士の方を講師として研修会を実施しました。

・実施日：令和３年６月18日（金）
・場　所：小矢部市役所　会議室

研修風景

（様式2-取組概要）

南砺市

カテゴリ	水防資機材の検討及び配置
内容	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施
実施主体	南砺市

出水期における災害時に備え、南砺市水防倉庫（水防資材等）の確認を富山県砺波土木センターと合同でパトロールを行うもの。

・実施日：令和３年５月２１日（金）
・場　所：水防倉庫２棟（柴田屋、荒木）
・実施者：南砺市、砺波土木センター 職員

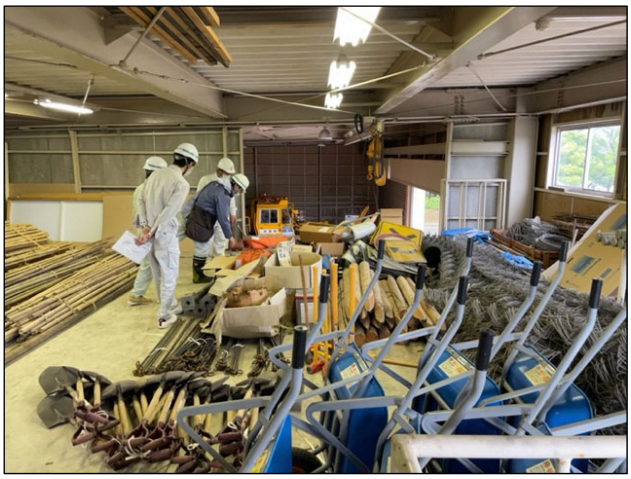

柴田屋水防倉庫

荒木水防倉庫

資料７

赤：追加・変更箇所

県管理河川の減災に係る取組方針（案）

（上市川、白岩川、栃津川、大岩川、いたち川、土川、熊野川、坪野川、（神通川水系）山田川、下条川、和田川、千保川、祖父川、岸渡川、横江宮川、旅川、子撫川、渋江川、小矢部川及び（小矢部川水系）山田川）

令和４年　月　日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等

大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１　はじめに・・・Ｐ．１

２　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

３　本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等
・・・Ｐ．４

４　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１１

５　現状と課題・・Ｐ．１４

６　令和７年度までに実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１８

７　フォローアップ・・Ｐ．２１

１　はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成 29 年 6 月（平成 29 年 12 月修正）に公表された国土交通省「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、県管理河川においても河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成 28 年 4 月に設立された「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、県管理河川を対象として盛り込み、名称も「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）と改めることを、平成 29 年 5 月 2 日に開催した第 3 回協議会において決定しました。

その後、令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ、二級水系についても「流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年度から設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化しました。

このことから、本協議会では、避難計画・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することになりました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。また、水防法の改正に伴い法定協議会としてこれまで以上に効力が大きくなっています。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

２　本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参　加　機　関	構　成　員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県　土木部　河川課	課　　長
富山県　土木部　砂防課	課　　長
富山県　富山土木センター	所　　長
富山県　富山土木センター　立山土木事務所	所　　長
富山県　高岡土木センター	所　　長
富山県　高岡土木センター　小矢部土木事務所	所　　長
富山県　砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局　富山河川国道河川事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
富山地方鉄道(株)	
万葉線(株)	
北陸電力(株)再生可能エネルギー部　水力土木チーム	
関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部	
庄川水力センター	
電源開発(株)中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局　立山砂防事務所	
北陸地方整備局　神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局　利賀ダム工事事務所	

３　本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等

（１）　主な特徴

① 上市川

上市川は、早乙女岳（標高 2,025m）に源を発し、富山県東部の山間部を北流し、富山平野東部を流下して富山湾に注ぐ二級河川で、その流域は富山市、滑川市、上市町にまたがっている。

河川は急峻な山岳地帯を流れ下りわずかな平地を貫いて海に注ぐため、縦断勾配が急で、急流河川としての性格を持っている。また、流域は洪水が多く、土砂流出が多いため、平野への出口には扇状地が形成されている。

② 白岩川

白岩川は、大辻山（標高 1,361ｍ）に源を発し、山間地を流下後、支川と合流しながら、富山平野の田園地帯を北北西に流下し、その後水橋市街地を貫流して、富山市水橋西浜町、印田町地先で富山湾に注ぐ二級河川である。

上流域は森林地帯で、中下流域は水田となっており、河口部の一部が市街地となっている。

③ 栃津川

栃津川は、立山町の座主坊（標高 478m）に源を発し、常願寺川扇状地を流下しながら、途中の支川・用排水路と合流し、立山町を貫流後、上市町放士ヶ瀬地先で本川白岩川に合流する二級河川である。

平均河床勾配は 1/60 と急峻であり、流域のほとんどが水田となっており、下流域の一部は立山町市街地となっている。

④ 大岩川

大岩川は、高峰山（標高 957m）に源を発し、山間、段丘地を流下後、支川と合流しながら、上市川、白岩川に挟まれた白岩川扇状地を北西に流下し、その後、上市町稗田地先で、本川白岩川に合流する二級河川である。

平均河床勾配は 1/30 と非常に急峻であり、ほとんどが山地、段丘地であるが、下流域の一部に水田、住宅地がある。

⑤ いたち川

いたち川は富山市西番地先において、常願寺川左岸の城西合口用水から分水されて始まり、かんがい用水路としての役割を果たしながら水田地帯を流下し、支川を合流しながら、富山市の市街地を貫流して、神通川に合流する一級河川である。

いたち川は神通川と常願寺川によって形成された複合扇状地を流下しており、その地形勾配は南から北に向かって 1/200 程度で傾斜している。

⑥ 土川

土川の水源は常願寺川取水用水に始まり、下流域で水田地帯を屈流し、途中、数多くの排水を集水しながら北流し、富山市布瀬町地先において神通川に合流する一級河川である。

⑦ 熊野川（県管理区間）

熊野川は、西笠山を水源として、北西に向けて、支川を合流しながら、富山市布瀬町地先において神通川に合流している一級河川である。

常願寺川が形成した扇状地の最西端を流れている熊野川は、下流部には富山市街地を控えている。

⑧ 坪野川

坪野川は富山市婦中町成子地先に源を発し、富山市婦中町の市街地を流れる延長 2.3㎞ の一級河川である。近年、流域では住宅や商業施設等の開発が進んでいる。

⑨ 山田川（神通川水系）

山田川は西俣谷（標高 1,432m）に源を発し、百瀬川の名称で、渓川を合流しながら北流して、富山市山田村において、山田川と名前を変え、富山市婦中町羽根地先で井田川に合流する一級河川である。

⑩ 下条川

下条川は、富山市婦中町吉谷地先、標高170m前後の丘陵地帯の降水を集め、射水市野手地先より流路を形成し、水上谷、青井谷等の丘陵窪地を湾曲流下して、途中支川を合流しながら射水市橋下条地先より平野部に入り、射水市小杉の市街地を流下し、さらに射水平野を貫流して射水市片口地先で富山新港に流入している二級河川である。

⑪ 和田川

和田川は、一級河川庄川の支川で、砺波市と富山市山田村の境界(標高 240m)に源を発し、低山地、農村地帯を北に流れ、途中支川を合流し、射水市大門地先で庄川に注いでいる一級河川である。

⑫ 千保川

千保川は旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された千保口用水にその源を発し、砺波・射水平野を貫流しながら、途中支川を合流し、高岡市北西部を経て、高岡市四屋地内で本川小矢部川に合流する一級河川小矢部川の右支川であり、流域全体が平野で占められている。

上流域は水田で占められているが、下流域には河道沿いに工場等が多く立地している。

⑬ 祖父川

祖父川は、旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された舟戸口用水にその源を発し、砺波平野のほぼ中央部を貫流し、砺波市油田地内周辺で用排水路を集水しながら祖父川を形成し、途中支川と合流しながら高岡市内を北流後、高岡市長江地内で本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

⑭ 岸渡川

岸渡川は、旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された若林用水にその源を発し、砺波市新富町地内の善如分水場で山王川用水路と、さらに砺波市林地内の新屋敷分水場で若林口用水と分流後、岸渡川となり、砺波市、小矢部市を貫流後、支川と合流しながら、旧福岡町市街地を流下し、高岡市上渡地内で小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

⑮ 横江宮川

横江宮川は、庄川の合口ダムより取水される二万石用水や苗加用水や耕地から流入する排水を集めて小矢部川に合流する一級河川である。

砺波平野を流れるため、流域内の勾配は緩い。かつては流路が蛇行し、氾濫が多かったが、「県営礪波中部用排水改良事業」により直線的な平面形状に改修されている。また、流域内で圃場整備や都市化が進んでいる。

⑯ 旅川

旅川は、大寺山（標高 919m）及び扇山（標高 1,033m）にその源を発し、千谷川の名称で山間部を流下し、途中支川と合流後、扇状地頂部を北流し、南砺市沖地内で、支川を合流後旅川と名前を変え、さらに支川や農業用水路の排水を集水しながら砺波平野を北西に貫流後、旧福野町市街地を経て、南砺市本江地先で本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

旅川の平地部の平均河床勾配は 1/50～1/300 と急峻であり、また河積も狭小である。流域において圃場整備等による排水路整備が行われている。

⑰ 子撫川

子撫川は富山・石川の県境をなす宝達山地に源を発し、丘陵山地を穿入蛇行し、砺波平野で小矢部川に合流する一級河川である。

指定区間は丘陵山地に位置し、谷底平野は発達していない。

⑱ 渋江川（県管理区間）

渋江川はその源を医王山の北方 5km の山頂に発し、小矢部市末友地先で丘陵地を離れ、平野部を蛇行しつつ、支川を合流して、小矢部市綾子地先で小矢部川に合流する一級河川小矢部川の左支川である。

⑲ 小矢部川（県管理区間）

小矢部川は大門山（標高 1,572m）に源を発し、下流部において、砺波山田川を合流して砺波平野を北に向かって貫流している。

地形勾配は 1/60～1/100。平地は水田が多いが、旧福光町の市街地を貫流している。

⑳ 山田川（小矢部川水系）

山田川は高落場山（標高 1,122m）及び小瀬峠（1,075m）にその源を発し、支川を合流しながら山間部を北流後、旧城端町中心部を貫流し、その後支川と合流しながら、砺波平野の田園地帯を北西に流下し、南砺市上川崎地先で、本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

その河床勾配は平地部で 1/100～1/200、山間部で 1/40 と非常に急峻なため 20 数か所の床止工が設置されている。

これらの河川の特性を踏まえ、河川の特性が概ね同じと見なせる河川を一つのグループとして、グループ毎に取り組みを検討する。本協議会地区を流れる20河川に対するグループ分けは、以下のとおりとする。

グループ名	所属する河川		グループ選定理由
	水系名	河川名	
白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
	白岩川	白岩川	
		栃津川	
		大岩川	
いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		土川	
		熊野川	
		坪野川	
		山田川	
下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
	庄川	和田川	
千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		祖父川	
		岸渡川	
		横江宮川	
		旅川	
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		渋江川	
		小矢部川	
		山田川	

＜参考＞県管理河川のグループ分割（イメージ図）

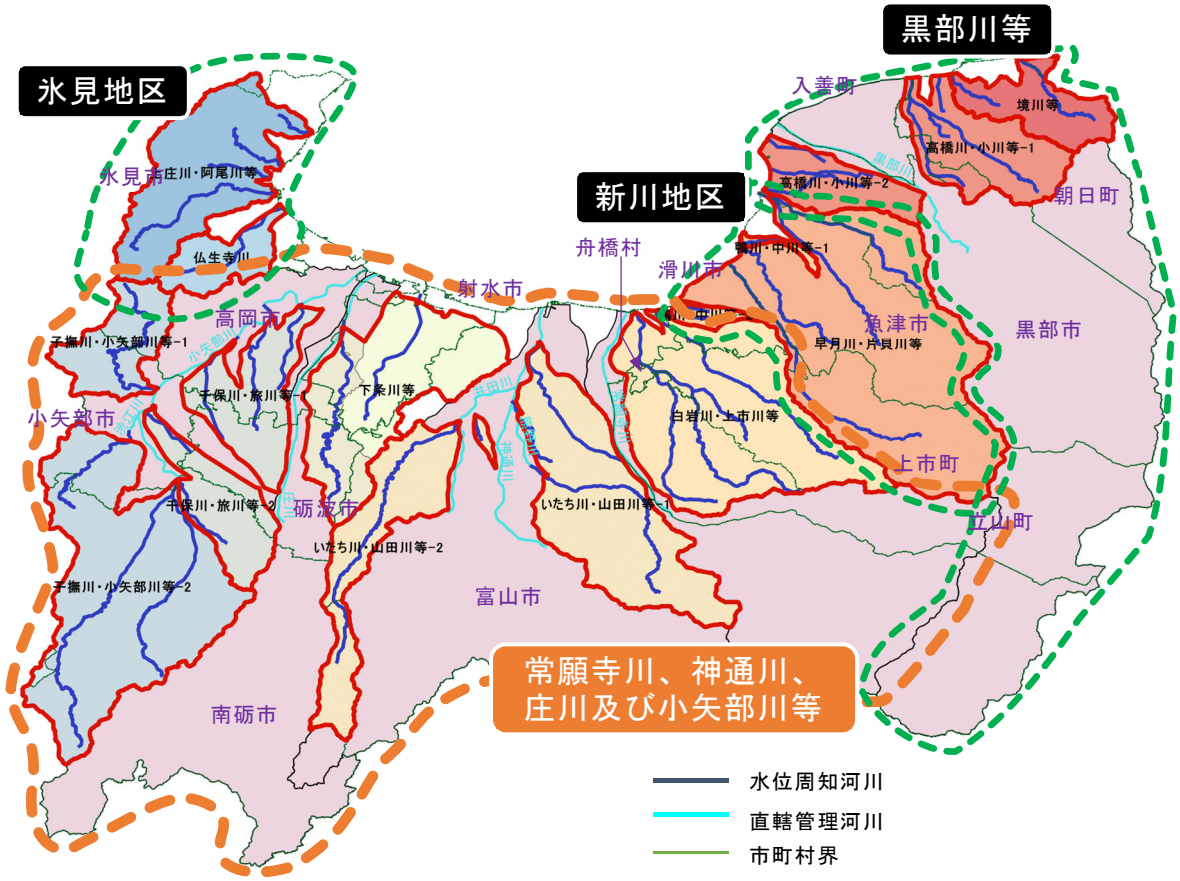

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
		吉田川	吉田川	
		高橋川	高橋川	
		黒瀬川	黒瀬川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	片貝川	片貝川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		片貝川	布施川	
		早月川	早月川	
		角川	角川	
	鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		中川	中川	
		中川	沖田川	
氷見地区	仏生寺川グループ	仏生寺川	仏生寺川	平野部を流下する河川
	上庄川・阿尾川等グループ	上庄川	上庄川	谷地形を流下する河川
		余川川	余川川	
		阿尾川	阿尾川	
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川神通川庄川小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	栃津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
		神通川	山田川	
	下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	和田川	
	千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
		小矢部川	横江宮川	
		小矢部川	旅川	
	子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	渋江川	
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	

（２） 近年の災害発生状況と河川改修の状況

① 近年の災害発生状況

本協議会地区においては、以下に挙げる浸水被害が過去に発生している。

河川名	発生年月	発生要因	被害状況・被害発生要因等
渋江川、祖父川、白岩川等	平成 10 年 9 月	台風	祖父川、渋江川など 9 河川で警戒水位を超えたほか、渋江川、広谷川等で溢水や堤防の決壊などにより、住家では床上浸水 64 棟、床下浸水 703 棟の浸水被害が発生し、公共土木施設災害は 203 箇所、被害額約 26 億 5 千万円、農林施設災害は 355 箇所、被害額約 6 億 6 千万円に及んだ。
山田川、横江宮川、坪野川等	平成 20 年 7 月	豪雨	県西部を中心に、公共土木施設災害は 205 箇所、被害額約 31 億 6 千万円、農林水産業施設災害は 2,824 箇所、被害額約 40 億 2 千万円、建物被害は全壊 4 棟、半壊 7 棟、床上浸水 49 棟、床下浸水 370 棟に達するなど甚大な災害となった。
子撫川等	平成 25 年 8 月	豪雨	子撫川など 20 河川で警戒水位を超えたほか、射水市、高岡市などを中心に公共土木施設災害や床下浸水 56 棟の住家被害のほか、農地の冠水被害等が発生した。

平成 10 年 9 月 白岩川

平成 20 年 7 月 小矢部川水系山田川

平成 20 年 7 月 坪野川

平成 25 年 9 月 子撫川

② 河川改修の状況（参考事例）

白岩川の治水事業は、昭和 21 年(1946)から中小河川改修がなされており、下流部から大岩川合流点に至る延長 10,175m の改修が実施された。その後昭和 27 年に築堤・護岸の施工が実施された。

昭和 44 年 8 月の大洪水を契機に治水計画が抜本的に見直され、白岩川ダム(昭和 49 年完成)・栃津川放水路(平成 7 年度完成)の計画及び蛇行部の是正が計画され、白岩川の栃津川合流点から八幡川合流点までの護岸整備、栃津川本川の上金剛寺地区を除く全川での改修、その他の支川での局部改良事業等が実施されている。

いたち川（２次支川松川、赤江川等を含む）においては、昭和 39 年から河川改修に着手し、事業を継続している。

坪野川等の支川においては、富山市周辺の市街地の拡大に伴い、昭和 39 年や昭和 49 年の洪水による被害が発生したことを契機に、小規模河川改修事業や局部改良事業が昭和 50 年頃から実施されてきている。

また、宮島川・坪野川においては、平成 20 年 7 月の豪雨災害を受けて、宮島川の井田川合流地点の移設、坪野川流域での雨水貯留施設を整備してきており、平成 25 年 9 月の豪雨（平成 20 年 7 月と同規模の豪雨）では坪野川沿川において外水による浸水被害は発生せず治水上の大きな効果が発揮されている。

小矢部川水系横江宮川は、川幅が狭く、小矢部川の背水の影響も受けることから、平成 10 年８月の豪雨では、浸水面積 6.8ha、浸水戸数５戸の被害が、平成 20 年７月には浸水面積 5.8ha、浸水戸数６戸の被害が発生した。このため、平成 24 年度から、堤防の整備、橋梁の架け替え等により川幅を拡げ、浸水被害の軽減を図ってきている。

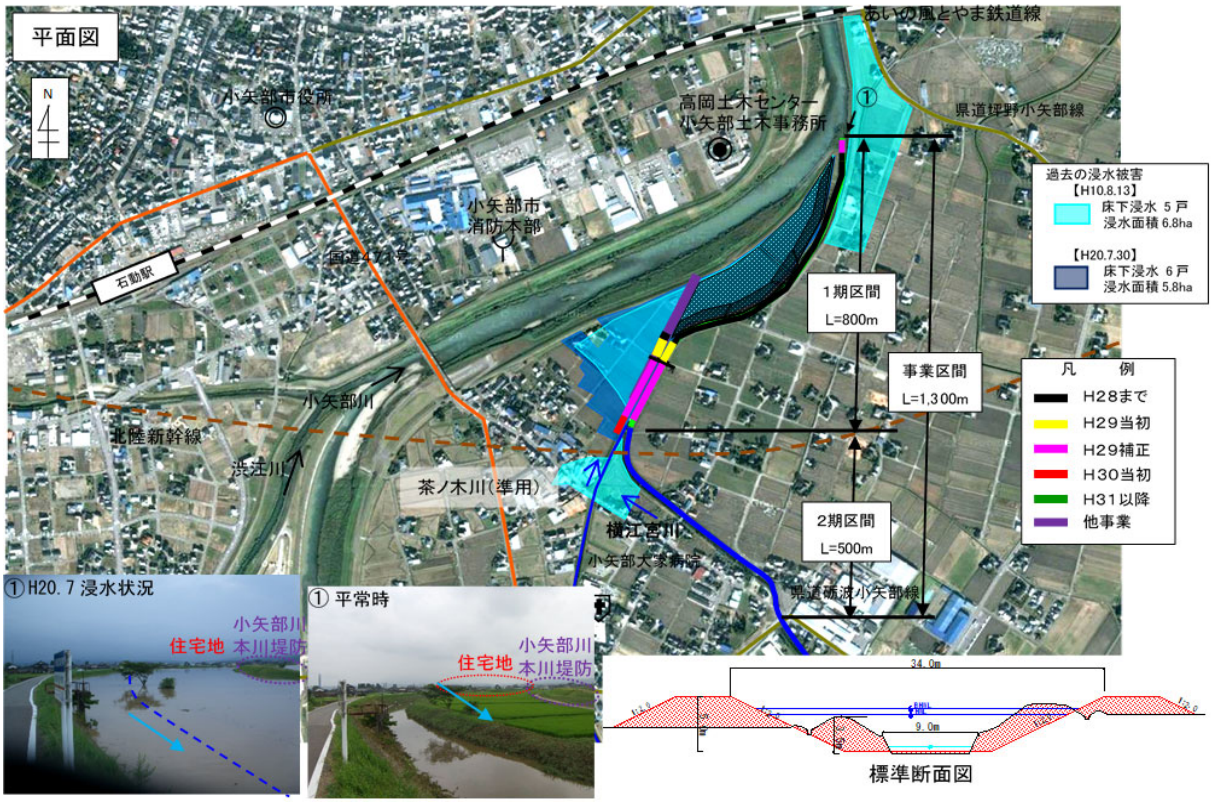

４　減災のための目標

本協議会地区において、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は、以下のとおりとした。

【白岩川・上市川等グループ】

■令和７年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、滑川市・上市町・立山町・舟橋村・富山市東部の市街地・集落等に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性等を踏まえ、白岩川・上市川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、白岩川・上市川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 白岩川・上市川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【いたち川・山田川等グループ】

■令和７年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、富山市の市街地・集落を流下する地形特性・社会特性を踏まえ、いたち川・山田川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、いたち川・山田川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② いたち川・山田川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【下条川等グループ】

■令和７年度までに達成すべき目標

射水市の市街地・集落を含んだ範囲に拡散する氾濫形態となる平地の地形特性等を踏まえ、下条川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、下条川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 下条川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【千保川・旅川等グループ】

■令和７年度までに達成すべき目標

氾濫域に高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市の市街等が形成されている地形特性・社会特性を踏まえ、千保川・旅川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、千保川・旅川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 千保川・旅川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【子撫川・小矢部川等グループ】

■令和７年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市の市街地・集落を含んだ広範囲に拡散する地形特性・社会特性を踏まえ、子撫川・小矢部川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、子撫川・小矢部川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 子撫川・小矢部川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

なお、ハード対策は流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き主な取組として整理する。

５　現状と課題

減災対策に関する現状と課題は以下のとおりである。

①地域住民の河川特有の洪水の理解に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
河川特有の洪水の理解		〇管理区間における氾濫流による浸水被害の状況、近年の氾濫被害の状況の整理。
	ア	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
	イ	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		〇想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図の公表。
		〇避難指示等の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報の実施（管理者と気象台の共同）。
		〇災害発生のおそれがある場合における、土木センター・事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）の実施。
	ウ	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。
	エ	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難指示等の発令基準		〇地域防災計画に具体的な避難指示の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）
		〇管理区間おける避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。
	オ	●県管理河川における避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成を進める必要がある。 ●警戒避難体制の強化が求められる。
避難場所・避難経路		〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。
	カ	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路において浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
	キ	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
	ク	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項（続き）

項目（〇：現状、●：課題）		
住民等への情報伝達の体制や方法		〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
		〇河川管理者等から WEB 等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
		〇平成 28 年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。
	ケ	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できない恐れがある。
	コ	●WEB 等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
	サ	●災害時に国・県・市において WEB やメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。
	シ	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
	ミ	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報共有サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。
	ム	●住民の避難行動のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。
避難誘導体制		〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	ス	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

③水防に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
河川水位等に係る情報提供		〇基準観測所の水位により水防警報を発表している。
		〇水防警報を水防団員へＦＡＸ等により情報提供している。
		〇災害発生のおそれがある場合は、河川管理者から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。
	セ	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	ソ	●現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	タ	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

③ 水防に関する事項（続き）

項目（〇：現状、●：課題）		
河川の巡視区間		〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。
		〇出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
		〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。
	チ	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ツ	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
	テ	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材の整備状況		〇事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	ト	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ナ	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	ニ	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である
市・町庁舎、企業、病院等の水害時における対応		〇防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。
	ヌ	●地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
排水施設、排水資機材の操作・運用		〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行う。
		〇機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
		〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
		〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	ネ	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
	ノ	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項（続き）

項目（〇：現状、●：課題）		
関係機関と連携した施設運用		〇農業用排水路の管理が十分でなく、浸水時の排水が機能しない。
		〇水田・学校校庭の有効利用が謳われている。
	ハ	●農業用排水路の管理を実施し、豪雨時に適切に排水する必要がある。
	ヒ	●水田・校庭の貯留効果を見込む対策を実施する必要がある。

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
既存ダムにおける洪水調節の現状		〇洪水調節機能を有するダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
		〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
		〇堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	フ	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。
	ヘ	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。
	ホ	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。
	マ	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。

６　令和７年度までに実施する取組

各構成員が取り組む主な内容は次のとおりであり、実施する機関毎の実施内容・時期を「白岩川・上市川等グループ」、「いたち川・山田川等グループ」、「下条川等グループ」、「千保川・旅川等グループ」及び「子撫川・小矢部川等グループ」でそれぞれ整理する。

（１）ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目は、以下のとおりである。

主な取組項目		課題の対応
Ⅰ	①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	
1	浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①）	フ
2	堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	ヘ, ホ
Ⅱ	避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	タ, チ
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	コ, サ, シ
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	コ, サ, シ
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	ト, ニ, ノ
7	浸透ますの設置、校庭貯留の実施	ヒ
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立	ヒ
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	ハ
10	応急的な退避場所の確保	カ
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	ヘ、ホ
12	重要インフラの機能確保	カ
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	ホ
14	河川管理の高度化	フ、ヘ、ホ

（２）ソフト対策の主な取組

各機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目は以下のとおりである。

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組		
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	ア, イ
16	小中学校等における水災害教育を実施	ア, イ
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	ア, イ
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	キ
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	ア, イ
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	ア, イ
21	災害リスクの現地表示	エ, オ, カ, ク
22	避難訓練への地域住民の参加促進	ス
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	サ
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	ス
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	コ, サ, シ, ス

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	ア, イ, ウ
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	カ, キ, ク
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	カ, キ, ク
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	ケ, コ, サ, シ
30	避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	オ, マ
31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	ウ, エ
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	ス
33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	カ, キ, ク
34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	カ, キ, ク
35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	カ, キ, ク
36	水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施	エ

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	シ
38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	ウ
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ミ，ム
40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ミ，ム
41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	ミ，ム

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	カ，キ，ク，チ
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	セ，ソ，タ，チ
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	テ，ト，ナ
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	ツ，ト，ナ
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	テ
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ニ
Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①）	ヌ
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①）	ス
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①）	サ
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①）	ヌ
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②）	カ，ネ
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③）	ネ，ノ
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③）	ノ
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③）	ノ
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	ネ，ノ，ホ

7　フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

・黄色セルのみ入力してください。E列：R7までの取り組み目標（カテゴリ番号と内容）。G列：R4実績（カテゴリ番号と内容と<進捗>）
【進捗凡例】　<完>：完了、<継>：継続、<毎>：毎年実施　※未実施のものは実績に書かなくて構いません。

記載例

新様式ー１　R7まで実施する取組

1期までと同じグループを選択してください。1グループ（A3）1枚で

（富山）【白岩川・上市川等グループ】

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	R7までの取組目標※カテゴリ番号と内容	R4実績※カテゴリ番号と内容<進捗>	R5実績※カテゴリ番号と内容<進捗>	R6実績※カテゴリ番号と内容<進捗>	R7実績※カテゴリ番号と内容<進捗>
		関係機関名を選択してください	富山県				
ハード対策の主な取組							
Ⅰ ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	1～2	1 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①） 2 堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	1 洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 1 河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	1 【いたち川】<継> 護岸 L=0.32km(富山市山室ほか)<完> 樹木伐採 L=1.0km(富山市興人町)<完> 樹木伐採 L=1.0km(下新朝日豊町)<完>			
Ⅱ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	3～14	3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、校庭貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底 10 応急的な退避場所の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 樋門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化	4 河川監視カメラ、危機管理型水位計の設置 10 適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域を指定・公表 11 事前放流の運用による洪水調整機能の強化	4 河川監視カメラの設置・HP公開<継> 神通川水系22基（いたち川、土川ほか）<完> 11 事前放流の運用開始<完><毎> （一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)）			
ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組							
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	15～25	15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水災害教育を実施 17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの現地表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	17 出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施 19 重要水防箇所等の共同点検の実施	17 【R4.8.26】立山町消防本部研修会(100名)<完> 【R3.11.30】防災気象講演会を実施<毎> 【R3.12.15】防災担当者向け水害の災害対応に関する防災ワークショップを実施<毎> 19 【R4.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施<毎>			
②迅速かつ確実な避難行動のための取組							
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組	26～41	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映） 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など） 29 アルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）及び報道機関への情報提供（Lアラート）の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 37 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 38 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 39 防災施設の機能に関する情報提供の充実 40 ダム放流情報を活用した避難体系の確立 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	30 作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 32 要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	30 洪水浸水想定区域図の公表<完> 32 要配慮者利用施設避難確保計画作成促進 【R4.4.22】市町村担当者向け説明会の開催<完> 【R1.9.5】減災対策検討会(14市町村27名)<毎>			
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組							
Ⅴ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	42～47	42 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 46 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	44 県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 44 水防管理団体が行う訓練への参加 44 水防工法講習会の支援等を行う。	44 水防管理団体が行う訓練へ参加 【R4.5.26】神通川(富山市)富山土木から9名<毎>			
Ⅵ ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	48～56	48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①） 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①） 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①） 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①） 52 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②） 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③） 54 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③） 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③） 56 排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	49 作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 49 要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	49 洪水浸水想定区域図の公表<完> 49 要配慮者利用施設避難確保計画作成促進 【R4.4.22】市町村担当者向け説明会の開催<完> 【R1.9.5】減災対策検討会(14市町村27名)<毎>			

資料８

第８回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

【その他報告事項】

・事務所からの報告

①　庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告 ･･･････････････ (8-1-1)

②　洪水ハザードマップの作成状況及び課題 ･･･････････････････････ (8-2-1)

③-1　要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
･･･ (8-3-1)

③-2　要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（県からの報告）
･･･ (8-3-2)

④　流域タイムラインの策定・活用 ･･･････････････････････････ (8-4-1)

⑤　過去の災害で学ぶ「自然災害伝承碑」 ･･･････････････････････ (8-5-1)

・県からの報告

⑥　富山県内の流域治水プロジェクト策定状況 ･･･････････････････ (8-6-1)

⑦　富山県砂防課からのお知らせ ･･･････････････････････････････ (8-7-1)

⑧　ダムの役割とダムホットライン・Ｌアラートについて ･･･････ (8-8-1)

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（報告）

資料8①

【設立目的】

○庄川及び小矢部川流域の関係機関が連携・協力し、大雨等によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した「庄川・小矢部川タイムライン」の検討・運営等を図る。

○時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行う。

※減災対策協議会　規約第7条（専門部会等）に基づき設立。

令和3年11月24日に「第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」を開催（テレビ会議も併用）。タイムラインのシナリオに沿って発表される情報（気象情報、河川情報等）について勉強会を開催。続いて、読みあわせ訓練を実施し、情報に基づいた各ステージの防災行動について検証を行った。

専門部会意見等を基に、令和4年度出水期に向けてタイムラインを検証および周知予定。

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会
構成機関

富山市　高岡市　射水市　砺波市　小矢部市　南砺市
富山県土木部河川課　富山県危機管理局　防災・危機管理課
富山県富山土木センター　富山県高岡土木センター
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所
富山県砺波土木センター
北陸電力(株)富山支店
関西電力(株)電力流通事業本部北陸電力部
電源開発(株)中部支店
西日本旅客鉄道(株)金沢支社
あいの風とやま鉄道(株)

協議会構成員以外の機関

万葉線(株)
富山地方鉄道(株)
加越能バス(株)
中日本高速道路(株)金沢支社　富山保全・サービスセンター
西日本電信電話(株)富山支店
日本海ガス(株)
高岡ガス(株)
富山地方気象台
北陸地方整備局富山河川国道事務所（事務局）
（オブザーバー）
富山県警察本部

庄川・小矢部川タイムラインの策定状況

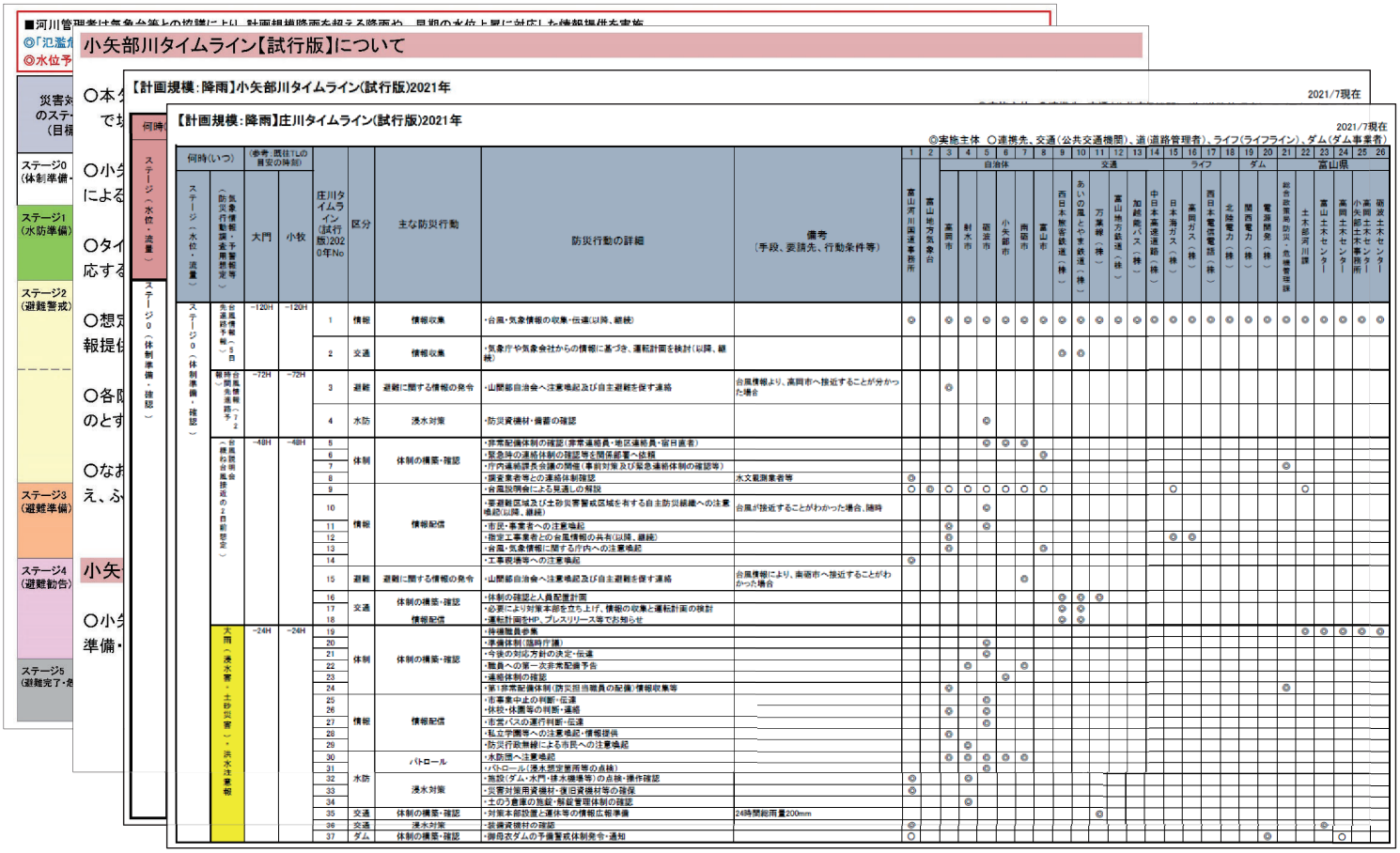

庄川タイムライン（試行版）・小矢部川タイムライン（試行版）抜粋

第7回　検討専門部会での主な意見

- ステージ毎に、各構成機関の対応していると思われる内容を確認できる。
- 時間ごとの対応を確認することができる。
- 流域市町村の具体的対応を把握できる点で役に立った。
- 発災対応時はタイムライン項目の実施状況を共有することは難しい。各機関がどこまで項目を実施しているのか、情報共有が重要となる。
- 庄川の河川水位は、上流にあるダムの放流量に影響を受けており、気象情報とリンクしないことがある。ダムの放流（発電放流と思われる）が一定量で実施されることにより、現状では水防団待機水位の前後で推移することが多いと感じる。
- 人事異動により庄川水系のダム放流業務に初めて携わる担当者は、防災行動の全体的な流れを把握することが容易にでき、活用出来た。

これまでの経過と今後の予定

開催時期	会議名	主な検討内容
平成30年3月20日	庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会（仮称）	・タイムラインの概要と検討方法について ・タイムラインの想定するハザードについて ・タイムライン検討に向けた防災行動案の検討ほか
平成30年5月15日	第2回庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会(仮称)	・タイムライン検討に向けた防災行動案の検討 ・タイムライン素案の防災行動の検討 ・計画規模及び想定最大規模タイムライン（案）の異見照会ほか
平成30年6月27日	第3回庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会(仮称)	
平成31年3月27日	第4回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・庄川・小矢部川タイムライン（試行版）の策定 ・事務所からの情報提供
令和元年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】を試行運用		
令和元年12月12日	第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・防災行動アンケート（台風19号後）の結果報告 ・庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の防災行動の意見交換
令和2年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2020年版　を運用		
令和2年8月3日	第6回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・タイムラインの運用訓練・勉強会
令和3年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2021年版　を運用		
令和3年11月24日	第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	・避難勧告の廃止に伴う防災行動の見直し検討 ・河川管理者からタイムライン全構成機関への情報提供（台風説明会および洪水予報）

庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2022年により、出水対応を実施

洪水ハザードマップの作成状況及び課題について

赤字：令和3年度の取組内容、更新箇所

令和３年１２月調査時点

資料８②

機　関　名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○洪水ハザードマップ										
完成時期	令和２年３月	令和２年３月	令和２年３月	令和２年３月	令和２年３月	平成３１年３月	平成31年３月	平成31年3月	令和２年５月	令和２年３月
全戸配付完了時期	令和２年６月	令和２年６月	令和２年４月	令和２年４月	令和２年５月	平成３１年４月	令和元年６月	令和元年５月	令和２年５月	令和２年６月
ＨＰ公開時期	令和２年６月	令和２年３月	令和２年４月	令和２年３月	令和２年５月	平成31年4月25日	令和元年６月	令和２年４月	令和2年5月29日	令和２年６月
作成形態	作成対象の全河川の重ね合わせ（想定最大規模／計画規模の併用）	庄川、小矢部川、岸渡川、子撫川、横江宮川、千保川、祖父川、和田川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川と栃津川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	令和２年３月	神通川、庄川、小矢部川、和田川、下条川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模）	１　庄川、小矢部川、渋江川（国） ２　小矢部川（県）、旅川、岸渡川、横江宮川（県水位周知河川） ３　祖父川、黒石川（県河川の氾濫により浸水が想定される河川） 計９河川の洪水浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	小矢部川、旅川、子撫川、横江宮川、渋江川、岸渡川、庄川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	小矢部川、旅川、山田川、横江宮川、渋江川浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模、計画規模降雨）	上市川水系、白岩川水系と常願寺川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨と計画規模降雨の両面印刷）
作成対象	国、県が浸水想定区域を指定した洪水予報河川及び水位周知河川（14河川）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）・指定区間（県）・支川（国・県）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）、水位周知河川（県）、河川の氾濫により浸水が想定される河川（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）、支川（国・県）	直轄区間（国）、指定区間（県）、支川（国・県）	直轄区間（国）、水位周知河川（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）
指定避難所の考え方	想定最大規模の想定浸水深より高い位置にある階層を有する施設を指定緊急避難場所として指定	指定緊急避難場所（洪水）の考え方：浸水想定区域内であっても、当該施設において利用可能な場所（階）がある場合に指定を行う。（判断基準は想定最大規模の想定浸水深）	床下浸水に至らないであろうと想定される施設について指定を行う。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5未満）について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定（ただし、２４時間以上浸水する場合は指定しない）	洪水時に避難所として使用の可否や使用できる階数がわかるように記載	洪水浸水想定区域外への避難所又は浸水深0.5m未満区域内への避難所を検討	指定避難所のうち床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について洪水時使用可能としている。 浸水深によって、２階以上使用可能となる避難所については、その旨記載している。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定（ただし、２４時間以上浸水する場合は指定しない。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定（ただし、２４時間以上浸水する場合は指定しない。
避難ルートの明示	避難時に通行が危険と考える橋アンダーパスなどを明示	設定なし（各自主防災会等において各自で決定）	非開示	避難区域毎に設定	なし 主要な道路を強調して明示	未実施（避難所は、地域住民や地区の判断により異なることから、表示を見送りした）	なし	なし	１枚のマップで市内全域を表示、避難ルートを明示すると情報量が多く分かりづらいため、目安となる国道等の主要道路のみを明示する。 具体的には各自主防災会の防災計画にて定めるものと考えている。	なし
収容者数の整理	避難区域（小学校区毎）の人口で整理	各校区及び市全体で収容可能か判断する	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	市全域の避難所で避難者の収容が可能かどうか判断する	地区内の人口（要避難者）により、当該地区の避難所に収容可能の場合は近傍の避難所へ、超過する場合は他地区への避難所を検討	地域毎の指定避難所の収容数を確認。その地域内の指定避難所で収容できない場合は、地区外への避難を検討。	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断
隣接市町村への広域避難	検討中	検討中	検討していない	検討中	高岡市の避難所を記載予定	検討中	近隣市と調整ができていない。	検討なし	検討なし	現在は計画は無いが、検討が必要と考えている
今後の課題	避難所に全員収容できない恐れがあるため、市外への広域避難を検討中である	想定最大規模降雨に対する洪水ハザードでは、浸水エリア、浸水深が深く、校区内で避難ができない（収容できない）避難者が発生する恐れがある。このため、校区外又は市外への広域避難を検討中である。	浸水範囲が広すぎて指定避難所に全員収容することができない。 立ち退き避難区域の設定と当該住民に対する周知が困難	舟橋村ほぼ全域が浸水想定区域となり、使用可能な避難所は５箇所程度のみと見込まれる。 隣接市町への広域避難について検討を進めていく必要がある。	市内の避難所で避難者の収容が可能であるが、発災時の避難行動については市民レベルでの事前の準備が必要であり平時からの啓発が必要である	特になし	浸水範囲が広すぎるため、地区によっては地区内の指定避難所だけでは全員収容することが難しい。地区外への避難についても住民に周知する必要がある。	周囲を複数の河川に囲まれ、河川を避けて向かえる避難所を指定した場合、かなり遠方の避難所となってしまう地域がある。	特になし	想定最大規模の場合、市街地がほぼ浸水するため、既存の指定避難所の多くも浸水してしまう可能性がある。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について

赤字：令和3年度の取組内容、更新箇所

令和３年１２月調査時点

資料８③-1

機　関　名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援										
令和３年３月末時点の進捗状況	洪水ハザードマップの見直しにより、地域防災計画に位置付けられた施設が大幅増となったことから、避難確保計画の作成支援のため、関係各課との協力体制を構築した。	地域防災計画の改訂（資料編）及び対象施設への周知	１７施設中１０施設作成済予定	担当各課へ現状について通知を実施。 来年度の早い時期に検討会を開催したいと考えている。	担当各課から合議される対象施設の計画の内容について、随時助言を行っている。	浸水想定区域内に、新たな要配慮者施設が増加しないか所管課と連携し、リストアップを行い避難確保計画作成率１００％を維持したい。	対象とする全ての施設において計画の作成を完了させる予定。	未実施	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の関係課から作成を促すよう通知。	未実施
令和４年３月末時点の進捗状況（予定）	未策定施設に対して、富山県と連携し講習会を開催。また、講習会に不参加の施設に対しては、作成を促すためのフォローアップを実施予定。		対象施設全てにおいて計画作成を完了させる予定。			５２施設中５２施設策定済み	対象とする全ての施設において計画の作成を完了させる予定。	対象施設の管理者向けに説明会を開催する等し、実効性の高い計画となるよう助言等を行う。	同上	未実施

進捗																			
	対象 施設数	761		289		16		調査中		135		52		21		27		41		37	
	対象とすべきか検討中の 施設数	69		0		0		調査中		―		0		0		0		0		0	
	説明会参加 施設数	備考に記載	-	275	95%	0	0%	調査中	-	把握していない	-	52	100%	0	0%	27	100%	把握していない	-	0	0%
	計画作成済 施設数	227	30%	221	76%	15	94%	調査中	-	92	68%	52	100%	20	95%	27	100%	22	54%	0	0%
	避難訓練実施 施設数	155	20%	36	12%	7	44%	調査中	-	把握していない	-	16	31%	4	19%	0	0%	3	7%	0	0%

地域防災計画の見直し時期	令和４年7月（データ版は適時更新する予定）	令和３年８月（要配慮者利用施設に係る見直しは令和２年２月）	令和３年３月	令和３年３月	令和３年２月	令和３年３月	令和３年６月	令和元年５月	令和３年２月	令和４年３月
作成における課題	・小規模施設に対する市としての支援方法の模索。 ・未策定施設へのペナルティの設定（公表、指定や補助金の打ち切り等） ・地域防災計画に位置付ける施設の条件の明確化。 ・所管課と防災部局との更なる連携。	各計画が実効性のあるものとなるよう、訓練徹底の周知と市避難訓練や地元訓練への積極的な参加の呼びかけ 各施設における避難先が集中したときの対応を検討（避難場所の追加指定、市避難場所以外で安全な場所（グループホーム等）へ避難の検討を打診等）	施設経営者、運営者の避難確保計画作成に対する理解度	調査中	対象施設管理者の計画策定への理解度や協力体制が不十分なこと	避難先の選定 避難方法 訓練の実施	施設によって規模も利用している要配慮者も違うため、作成を依頼するにあたり、それぞれの施設に応じた対応が求められる。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。

■　備考

その他、避難に関して河川管理者への要望等	水位計設置箇所の増設等、引き続き、情報提供ツールの拡充や充実をお願いしたい。	説明会参加 施設数とは計画策定等に係る文書の送付対象数を指す	特になし					特に無し		特になし

【アンケート】富山河川国道事務所では避難確保計画作成への支援（啓発資料提供等）を実施しています（令和3年度は小矢部市を支援）。今後、河川管理者からの支援を希望する可能性はありますか？

選択肢																			
1.支援の詳細を聞いてみたい 2.支援をお願いしたい 3.課題について相談したい 4.分からない 5.現時点で支援は必要無い	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答	選択肢	無回答
	自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄		自由意見欄	
	記載無し		記載無し		記載無し		記載無し		記載無し		記載無し		記載無し		記載無し		記載無し		記載無し	

資料８③-2

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（公表ベース）

○都道府県別（令和3年9月末現在）

	自治体名	対象施設数	避難確保計画作成	作成率
1	徳島県	1,758	1,758	100.0%
2	秋田県	722	678	93.9%
3	鳥取県	698	634	90.8%
4	山形県	922	832	90.2%
5	大分県	2,525	2,271	89.9%
6	石川県	1,410	1,263	89.6%
7	茨城県	1,048	936	89.3%
8	静岡県	3,465	3,080	88.9%
9	岩手県	1,005	881	87.7%
10	群馬県	1,663	1,426	85.7%
11	広島県	2,717	2,307	84.9%
12	京都府	2,311	1,928	83.4%
13	福島県	1,074	893	83.1%
14	高知県	1,121	914	81.5%
14	宮崎県	1,604	1,307	81.5%
16	島根県	728	592	81.3%
17	新潟県	2,769	2,246	81.1%
18	栃木県	970	782	80.6%
19	岐阜県	2,258	1,771	78.4%
20	大阪府	10,096	7,853	77.8%
21	山口県	1,039	793	76.3%
22	宮城県	1,869	1,419	75.9%
23	福井県	1,332	1,004	75.4%
24	愛媛県	1,807	1,358	75.2%
25	愛知県	6,139	4,581	74.6%
25	熊本県	460	343	74.6%
27	神奈川県	4,273	3,158	73.9%
28	岡山県	3,312	2,413	72.9%
29	和歌山県	1,463	1,064	72.7%
30	青森県	901	647	71.8%
31	北海道	5,030	3,564	70.9%
32	三重県	1,542	1,091	70.8%
33	山梨県	979	691	70.6%
34	東京都	6,918	4,847	70.1%
35	香川県	1,033	699	67.7%
36	鹿児島県	1,807	1,215	67.2%
37	長野県	2,078	1,376	66.2%
38	埼玉県	5,366	3,539	66.0%
39	滋賀県	1,257	812	64.6%
40	兵庫県	4,165	2,619	62.9%
41	奈良県	483	282	58.4%
42	福岡県	4,175	2,354	56.4%
43	**富山県**	**1,553**	**875**	**56.3%**
44	長崎県	1,528	732	47.9%
45	佐賀県	1,743	793	45.5%
46	千葉県	2,148	933	43.4%
47	沖縄県	12	0	0.0%
	合計	**105,276**	**77,554**	**73.7%**

○県内市町村別（令和3年9月末現在）

	自治体名	対象施設数	避難確保計画作成	作成率
1	砺波市	52	52	100.0%
1	南砺市	27	27	100.0%
1	入善町	55	55	100.0%
1	氷見市	37	37	100.0%
5	小矢部市	21	20	95.2%
6	射水市	134	116	86.6%
7	朝日町	6	5	83.3%
8	魚津市	54	42	77.8%
9	黒部市	85	64	75.3%
10	高岡市	281	208	74.0%
11	滑川市	40	22	55.0%
12	富山市	761	227	29.8%
	舟橋村	0		
	上市町	0		
	立山町	0		
	県内合計	**1553**	**875**	**56.3%**

要配慮者利用施設における避難確保計画作成について

- H29の水防法の改正により、浸水想定区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。
- 国土交通省がとりまとめた「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1改定）」では、令和3年度までの対象施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施が求められています。
- 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成が全市町村で完了し、新たな作成対象施設が増加することから、作成率が低下することが予想されます。県及び市町村が連携して講習会プロジェクトを活用する等、積極的な作成支援が必要です。

国交省youtube

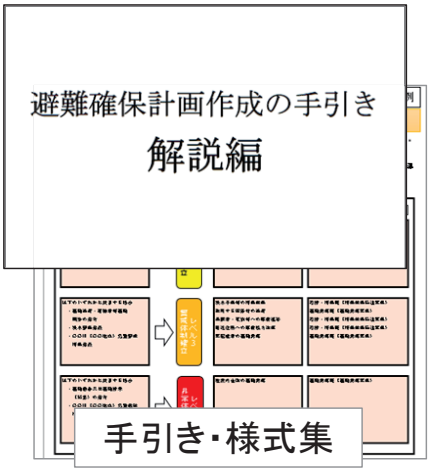

手引き・様式集

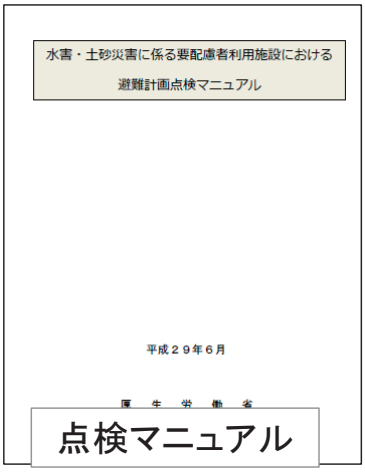

点検マニュアル

令和3年水防法の改正

改正の概要

- R3の水防法の改正により、浸水想定区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画に基づく避難訓練の結果の報告が義務となります。
- 市町村長は、計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたときは、管理者等に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができます。

現行法（第15条の3）	改正
要配慮者利用施設の義務 ・避難確保計画の作成（第1項） ・避難確保計画の市町村への報告（第2項） ・避難訓練の実施（第5項） ・自衛水防組織を設置（努力義務）（第6項） ・自衛水防組織を設置した際の報告（第7項）	**要配慮者利用施設の義務** ・同左 ・（追加）避難訓練の結果を市町村へ報告 国HPに参考様式あり
市町村の役割 ・計画未作成施設への必要な指示（第3項） ・指示に正当な理由なく従わなかった場合、その旨の公表（第4項）	**市町村の役割** ・同左 ・（追加）避難確保計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたとき、必要な助言又は勧告

「流域タイムラインの作成・活用」と「WEB会議ツールによる危機感の共有」の推進

防災・減災プロジェクト第2弾（重点推進施策）

＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞
- 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で作成。
- 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。（不断の改善により防災対応をブラッシュアップ）

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞
- 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

■ 流域タイムラインのイメージ

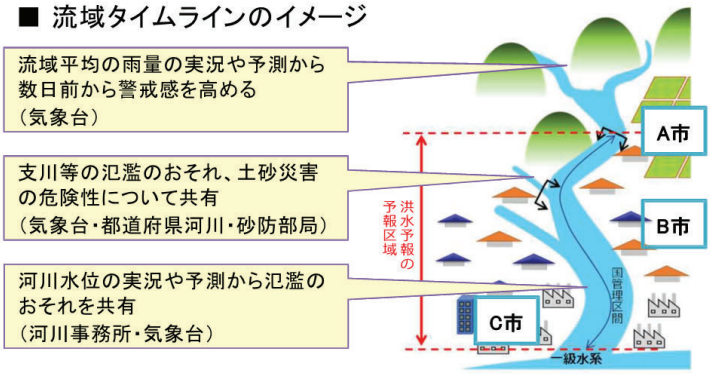

■ 水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等（策定主体）	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等（地方整備局等、事務所等）	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画（市区町村）	市区町村タイムライン
地区	地区防災計画（自治会、自主防災組織）	コミュニティタイムライン
個人、事業者等	避難確保計画（要配慮者利用施設）個別避難計画（要配慮者）	マイ・タイムライン

階層的かつ相互に連携

流域タイムラインの策定・活用

＜背景＞

令和3年　5月　災害対策基本法の改正
⇒「避難勧告」「避難指示」の一本化

令和3年10月　国土交通省防災業務計画の見直し
⇒「（従来の）避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととする。」

＜定義＞

流域タイムラインは、河川事務所等が、その管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認、災害後の振り返りに用いることを目的とするものである。

＜作成・活用・見直し＞
- 規定すべき【必須】かつ【基本】の項目を軸に、地域の特性等に応じて項目を適宜追加する。【表1】
- 毎年、出水期前を基本として市町村等の関係機関と確認を行うとともに、洪水対応に関する演習・訓練等の際に活用する。
- 確認された課題は関係者と認識共有をしつつ随時見直しを行う。
- 災害時に活用するとともに、災害後は振り返りや見直しを行うものとし、市町村等の関係者との認識共有を図るため、大規模氾濫減災対策協議会（専門部会含む）で議論する。

＜作成・運用時期＞

令和4年度中に作成を完了し、令和5年度出水期からの運用を目標とする。

流域タイムラインの策定・活用

【表1】河川事務所等として規定すべき行動

	基　本	条件を満たす場合（括弧内に条件を付記）
必須	➢ 数日前からのWEB会議ツールによる危機感の共有 ➢ 当日の洪水予報・水位到達情報、水防警報の発表・伝達 ➢ 氾濫のおそれ、氾濫発生・切迫に関する情報伝達（ホットライン）	➢ 河川管理施設の操作により、支川氾濫や内水により明らかに浸水が発生することが見込まれる情報やその伝達 （個別対応区域の避難のための情報洪水予報の予報区域内に個別に対応する区域があり、河川事務所等がホットライン等を行うこととしている場合） ➢ ダムの放流等の情報 （本川ダムなど著しい影響のある場合） ➢ その他、河川からの氾濫のおそれにより、避難が必要な地域の避難指示や避難行動に関わる連絡 （必要に応じて） ➢ 流域警戒ステージ（仮称）あるいはこれに類するもの※ （すでに流域警戒ステージ等を設定している場合） ※警戒レベルや相当情報とは別に、危機感について段階を定めるもの
推奨	➢ 流域警戒ステージ（仮称）あるいはこれに類するもの ※警戒レベルや相当情報とは別に、危機感について段階を定めるもの ➢ 排水ポンプ車の配備等	➢ 個別対応区域の避難のための情報 （洪水予報の予報区域内に個別に対応する区域があり、市区町村や自治会等が自ら判断することとしている場合） 【必要に応じて】 ➢ 水門等の操作員への出動 ➢ 退避指示・維持業者・流観業者等への出動・退避指示 ➢ 災害協定業者（建設業協会、測量協会等）への連絡

流域タイムラインの策定・活用

【表2】作成にあたり調整の相手方とする関係者

	基　本	条件を満たす場合（括弧内に条件を付記）
必須	● 気象台 ● 都道府県（建設事務所等） ※本庁河川部局あるいは氾濫域が共通の河川を担当する建設・土木事務所のいずれか、特に氾濫域を共有する河川を担当する部局 ● 氾濫域の市区町村	● 都道府県危機管理部局 （市区町村界を超える広域避難が必要な地域、その他すでに大規模氾濫減災協議会に参画している場合） ● 都道府県砂防部局 （河川氾濫と同時に土砂災害について特に警戒を促す必要のある地域） ● 道路管理者 （避難経路上に雨量規制区間や土砂災害のおそれがある場合） ● 公共交通機関 （避難行動に公共交通の運行状況が大きく影響する場合） ● 学識者・タイムラインのコーディネートを務める方など （流域タイムラインの作成・振り返り等のために参加することとしている場合） ● 警察・消防 （避難誘導等の主体として期待される地域） ※なお、市区町村単独消防は【必須】に規定した市区町村に含まれる。
推奨	● 都道府県危機管理部局 ● 都道府県砂防部局 ● 道路管理者・公共交通機関 ● 学識者等・タイムラインのコーディネートを務める方など ● 警察・消防	【必要に応じて】 ● ライフライン企業（電力、ガス、通信等）・報道機関（テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、新聞等） ● その他主な許可工作物の設置者等（道路管理者（橋梁、堤防道路）、水道・下水道事業者（水道橋）ほか）

資料8⑤

過去の災害で学ぶ「自然災害伝承碑 」

災害から身を守る、先人からの「千の教え」

令和元年6月に掲載を開始し、令和4年3月29日現在、1,345基を公開しています。

「自然災害伝承碑」とは？

◆ 過去に発生した地震、津波、洪水、土砂災害、高潮、火山災害等の**自然災害に関する事柄**（**災害の様相**や**被害の状況**など）が**記載**されている**石碑**や**モニュメント**です。

◆自然災害伝承碑の情報を**地理院地図**等に**掲載**することにより、過去の**自然災害**の**教訓**を**地域**の**方々**に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた**的確**な**防災行動**による**被害**の**軽減**を目指します。

自然災害伝承碑の取組QRコード

掲載分布図

掲載数の推移

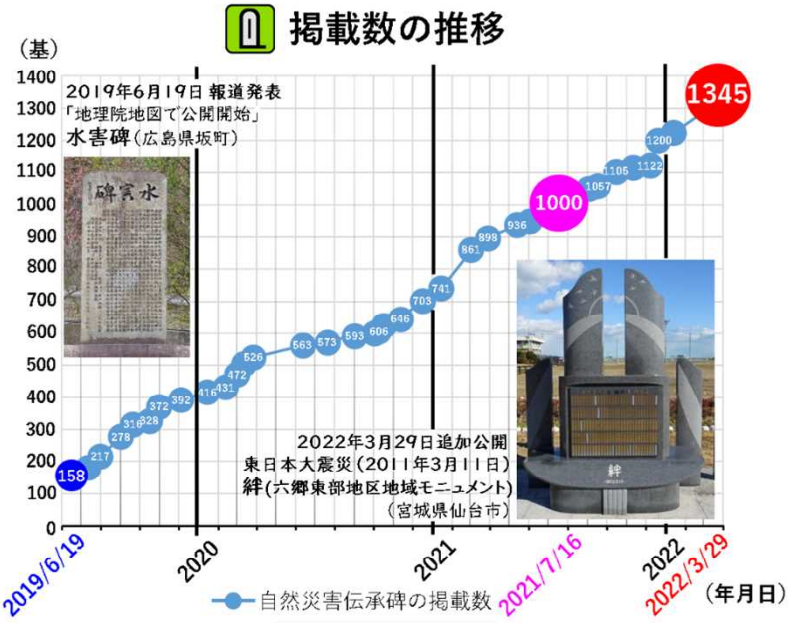

令和4年3月29日現在、1,345基を公開しています。

自然災害伝承碑が過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとなり、実際に過去の教訓が地域で活用されるよう、**ホームページ**への**利活用事例**の掲載を進めてまいります。

地図に掲載されていない自然災害伝承碑に関する情報がございましたら、**管内**の**地方測量部**、もしくは該当**市区町村**へ**情報提供**をお願いいたします。

問い合わせ先【掲載等】：国土地理院北陸地方測量部 自然災害伝承碑G E-mail:gsi-hr2pt_o@gxb.mlit.go.jp
問い合わせ先【取組全般】：国土地理院 自然災害伝承碑グループ E-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp

過去の災害で学ぶ「自然災害伝承碑 」

活用事例1 新潟県糸魚川市

市内に建立されている１２基の登録を通じて、**過去の自然災害の教訓を後世へつなぐ**とともに、**市民の防災意識の高揚**を図り、**市民の防災・減災学習に活用**していくとＨＰで紹介。

https://www.city.itoigawa.lg.jp/9084.htm

防災教育をはじめとして、さまざまな用途で活用できます。

学校における学習教材

地理・歴史や小学校**社会科**等の教材に利用することで、身近な災害履歴を学ぶ

地域探訪の目標物

歩こう会などでの**探訪コース**の**目標物**とすることで、参加者が地域を歩きながら、過去の災害情報に触れる機会を創出

防災地図の素材

地域住民や**児童生徒**が、自然災害伝承碑の情報などを素材とした**防災地図**を作成することで、地域の防災意識が向上

活用事例2 長野県

県内各地に残る災害の伝承にかかる地形や遺構、石碑等のデータを集めて災害伝承カードを作り、**現地を巡って見て感じて**、それらが伝える**先人たちの教訓を災害の備えに活かす、「過去の災害に学ぶ」ページ**でコンテンツを紹介。
長野県はこの取組を応援しています。

https://www.pref.nagano.lg.jp/sabo/manabu/manabu.html

活用事例3 福岡県うきは市

「**災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ**」の取組で石碑や古文書に遺された記録から、過去の災害について学び、日頃から防災意識を高め、災害に備えるとともに、**教訓を語り継ぐため、冊子を作成**しHPでコンテンツを紹介。

http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=4&id=253

問い合わせ先【掲載等】:国土地理院北陸地方測量部 自然災害伝承碑G E-mail:gsi-hr2pt_o@gxb.mlit.go.jp
問い合わせ先【取組全般】:国土地理院 自然災害伝承碑グループ E-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp

資料８⑥

富山県内の流域治水プロジェクト策定状況

R4.6現在

富山県土木部河川課

	河川名	策定主体	実施主体（関係出先）	関係機関	策定年	記載メニュー						
						河川	ダム	砂防	下水	農地	林務	海岸
一級河川	常願寺川	国	パレット	富山県、富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.3	○	○	○			○	
	神通川（いたち川、太田川、冷川、宮路川、山田川、宮島川、坪野川、峠川、馬渡川　を含む）	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高山市、飛騨市	2021.3	○	○	○	○	○	○	
	庄川（地久子川、下条川、和田川を含む）	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高岡市、射水市、砺波市、白川村	2021.3	○	○	○	○	○	○	
	小矢部川（谷内川、黒石川、横江宮川、藪波川　を含む）	国	パレット	富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市	2021.3	○	○	○	○	○	○	
	黒部川	国	黒部河川事務所	富山県、富山市、黒部市、入善町、朝日町	2021.3	○	○	○			○	○
	一級河川　計　５　河川											
二級河川	黒瀬川	富山県	富山県（入善土木）	黒部市	2021.8	○	○					
	片貝川（布施川）	富山県	富山県（入善土木）（新川土木）	黒部市、魚津市	2021.8	○	○	○			○	
	鴨川	富山県	富山県（新川土木）	魚津市	2021.3	○			○			
	中川（沖田川）	富山県	富山県（新川土木）	滑川市	2021.8	○						
	上市川	富山県	富山県（新川土木）（立山土木）	滑川市、上市町、富山市	2021.8		○	○			○	
	白岩川	富山県	富山県（新川土木）（立山土木）	富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.8	○	○	○			○	
	泉川	富山県	富山県（氷見土木）	氷見市	2022.4	○						
	上庄川	富山県	富山県（氷見土木）	氷見市	2021.3	○		○		○		
	二級河川　計　８　河川											
	合　計　１３　河川											

二級水系
流域治水プロジェクト

上市川水系　流域治水プロジェクト【位置図】

～急流河川の浸水被害解消のための流域治水対策～

富山県

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、上市川水系においても、自然災害に備える必要があり、以下の取組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた昭和44年8月洪水と同規模の洪水による浸水被害の解消を図る。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

二級水系
流域治水プロジェクト

上市川水系　流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～急流河川の浸水被害解消のための流域治水対策～

富山県

●上市川水系では、県、市が一体となって以下の手順の「流域治水」を推進する。
　【短　期】上市川ダムにおける事前放流等の基本協定の締結、体制構築・実施を行うことにより、洪水被害を軽減する。
　【中長期】更に流域全体の安全度を向上させるため、河道掘削などの維持管理を実施する。
●あわせて越水、溢水の頻発箇所へは、必要に応じて、水位計や監視カメラを設置し、WEB上への配信追加・周知などを行うことにより、避難判断に役立てる。

区分	対策内容	実施主体	工程 短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	上市川ダムにおける事前放流の実施	富山県	■	■	■
	砂防関係施設の整備	富山県	■	■	■
	森林整備・治山対策	富山森林管理署 富山水源林整備事務所 富山県	■	■	■
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組（防災指針策定など）	富山市	■ 立地適正化計画への防災指針の記載と取組など	■	■
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	災害リスクの現地表示、洪水ハザードマップの周知、浸水実績の周知	富山県 富山市 滑川市 上市町	■	■	■
	水位計・監視カメラの活用	富山県	■ 必要に応じて、越水、溢水の頻発箇所への設置やWEB上への配信追加・周知など	■	■

■砂防対策
　砂防堰堤、集水井　等

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

二級水系
流域治水プロジェクト

白岩川水系　流域治水プロジェクト【位置図】

～山里および市街地の浸水被害解消のための流域治水対策～

富山県

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、白岩川水系においても事前防災対策を進める必要があり、以下の取組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた昭和44年8月洪水と同規模の洪水による浸水被害の解消を図る。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

二級水系
流域治水プロジェクト

白岩川水系　流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～山里および市街地の浸水被害解消のための流域治水対策～

富山県

●白岩川水系では、県、市が一体となって以下の手順の「流域治水」を推進する。
【短　期】水橋大橋の架け替えによりボトルネック部を解消する。
白岩川ダムにおける事前放流等の基本協定の締結、体制構築・実施を行うことにより、洪水被害を軽減する。
【中　期】鉄道橋、道路橋の架替によりボトルネック部を解消する。
【中長期】更に流域全体の安全度を向上させるため、河道掘削などの維持管理を実施する。
●あわせて越水、溢水の頻発箇所へは、必要に応じて、水位計や監視カメラを設置し、WEB上への配信追加・周知などを行うことにより、避難判断に役立てる。

区分	対策内容	実施主体	工程 短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	白岩川および下条川の整備（堤防整備、橋梁架替、河道掘削　等）	富山県	道路橋2橋・鉄道橋1橋の架替によりボトルネック部を解消		
	白岩川ダムにおける事前放流の実施	富山県			
	砂防関係施設の整備	富山県			
	森林整備・治山対策	富山森林管理署 富山水源林整備事務所 富山県			
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組（防災指針策定など）	富山市	立地適正化計画への防災指針の記載と取組など		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	災害リスクの現地表示、洪水ハザードマップの周知、浸水実績の周知	富山県 富山市 滑川市 上市町 立山町 舟橋村			
	水位計・監視カメラの活用	富山県	必要に応じて、越水、溢水の頻発箇所への設置やWEB上への配信追加・周知など		

【事業費（R3年度以降の残事業費）】

■河川対策
全体事業費　５２．１億円※
白岩川の整備　等
■砂防対策
砂防堰堤　等

※県の河川整備計画の残事業費を記載

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

市町村担当者（防災・建設）の方にお願いしたいこと

資料８⑦

１　地域防災計画の記載充実

・土砂災害警戒区域における警戒避難体制に関する事項等（避難情報発令基準、避難場所、避難経路等）

・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の記載および施設の精査（施設情報の把握・更新）

２　要配慮者利用施設への支援等

・避難確保計画の作成、継続的な避難訓練の実施への支援

３　住民への周知啓発

・ハザードマップの作成・配布、防災訓練の実施等

４　災害報告

・発生日時、場所、被害状況等について、わかる範囲で第1報をお願いします。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について

【土砂災害防止法の改正】

○平成29年6月19日施行（5月19日交付）

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化（同法8条の2）

※市町村防災計画に定められた施設が対象
※避難確保計画はR3年度までの作成を目標
※避難訓練は毎年実施すること

○令和3年7月15日施行（5月10日交付）

・市町村長に避難訓練の結果報告の義務化（同法8条の2第5項）

・市町村長が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度を創設（同法8条の2第6項）

【富山県内の状況（令和4年3月末時点）】

・避難確保計画作成率：95.2%（104施設中99施設）

・避難訓練実施率：91.3%（104施設中95施設）

【今後の留意点】
・市町地域防災計画の見直しによる要配慮者利用施設の追加
・避難訓練の実施率向上（訓練は毎年実施）

2022年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

【2022年 全国一斉の取組】

「避難の声かけ、安全の確認」

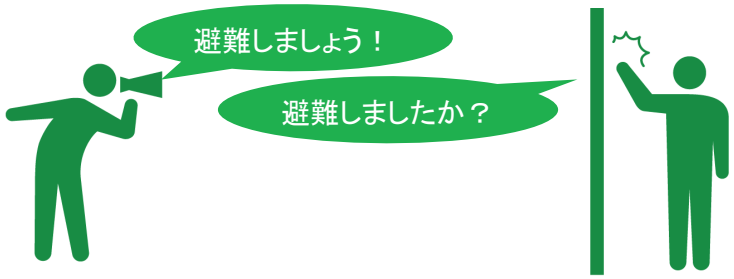

避難の声かけ　　安全の確認

今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、近年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

（県内の実施状況）

黒部市（令和3年11月14日）

砺波市（令和2年9月27日）

【Ｒ３年度富山県内での避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある県内14市町（舟橋村除く）のうち、５市町で県または市町の防災訓練が実施された。

土砂災害警戒情報について

○土砂災害警戒情報とは

・命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況であることを周知するために、県と気象台が共同で発表する防災気象情報。
・警戒レベル４相当の情報。紫色のメッシュ内の土砂災害警戒区域に避難指示の発令が基本。

○富山県土砂災害警戒情報支援システム

・リアルタイムで土砂災害の危険度等をHPで公開。
・土砂災害警戒情報が発表された場合、補足情報として避難判断地区を記載したFAXを送信しています。避難指示発令対象地域の検討の参考資料として活用して下さい。

富山県土砂災害警戒情報支援システム

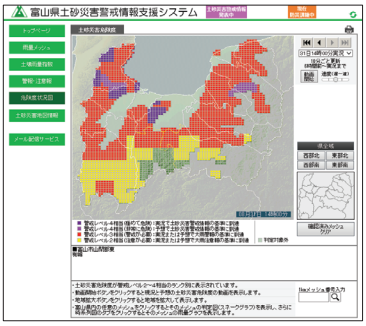

・PC版
https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp
・スマートフォン版
https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/sp/
・モバイルフォン版
http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/m/

警戒レベル４
相当情報
［土砂災害］

土砂災害警戒情報

砺波市長　様

・07月13日16時35分、富山地方気象台と富山県は、砺波市に
『土砂災害警戒情報』を発表しました。
・砺波市の一部では、先ほど、実況雨量が土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を超え、避難が必要となる「極めて危険な状況」となっています。
・土砂災害危険度が高い地域があります。
「避難指示等を発令する必要」があります。
避難判断地区は別紙のとおりです。
・今後の降雨状況に注意してください。
・気象の見通しについては、富山地方気象台にお問い合わせください。
富山地方気象台　TEL：076-432-2386（防災担当専用の電話番号）
・インターネット（http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp）で詳細な情報を見ることができます。

土砂災害危険度分布図

CLは最も危険度の高いメッシュ

07月13日　16時30分 現在

2021年 07月 13日　16時 44分

富山県土木部砂防課　TEL：０７６－４４４－３３４２　FAX：０７６－４４４－４４２０

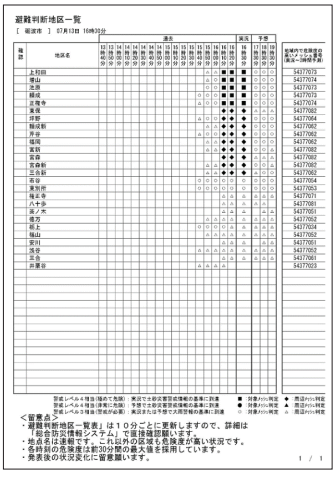

避難判断地区一覧

補足情報を記載したFAX

資料８⑧

富山県

ダムの役割と
ダムホットライン・Ｌアラートについて

令和3年5月作成

富山県土木部河川課

― 目 次 ―

ページ

ダムの役割と種類 ・・・・・・・・・・・ 3

洪水調節の仕組み・緊急放流と事前放流
（洪水被害の軽減・防止） ・・・・・・ 8

ダム放流に関する情報提供
（Lアラート・ホットラインの実施） ・・・・・・16

ダム･河川のWEBによる情報提供 ・・・・・・21

富山県のダムとダム等の用語集 ・・・・・・・・26

ダムの役割と種類

●ダムの役割

ダムは川をせき止めて水を貯めるために造られるもので、洪水を防いだり、雨が降らなくても川が枯れないように水を少しずつ流したり、下流の人々が使う生活用の水、工業用の水、農業用の水、水力発電で使う水などを必要な時に流したりする役割を果たしています。

◆洪水被害を減らす・防ぐ〔洪水調節〕

ダムの上流域に大雨が降ると大量の水がダムに流れ込みます。一時的に洪水をダムに貯め、下流に安全な量だけ流し、洪水による被害を軽減・防止します。

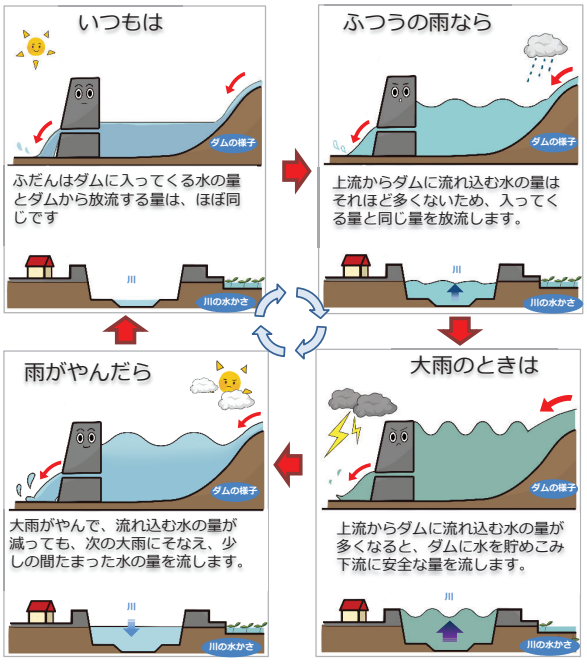

◆河川環境を守る〔流水の正常な機能の維持〕

雨が少ない時には川の水が減って魚が棲めなくなったり水質が悪化したりするので、ダムに貯めた水を下流に流し、川の水を増やすことにより、川の環境を良好に保ちます。

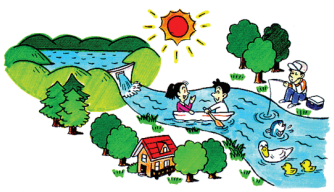

◆水の有効活用〔利水〕

ダムに貯められた水は、水道水、工業用水、農業用水、水力発電等に使われています。ダムは地球にやさしいクリーンなエネルギーをつくっています。

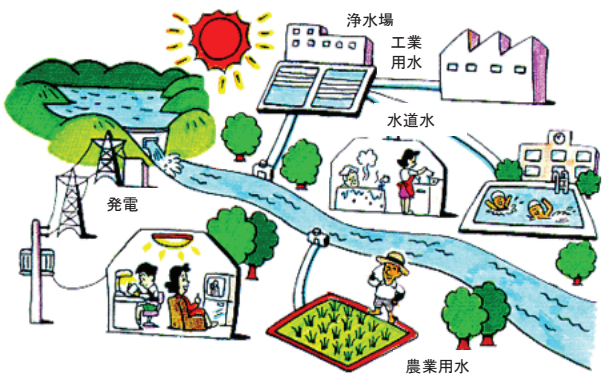

●ダムの種類　〔目的による分類〕

富山県土木部が管理するダム
①治水ダム　1
③多目的ダム　15　計16ダム

①治水ダム
（洪水被害の防止）
大雨の時にダムに流れ込む水を一時的に貯めることにより下流に流れる水量を減らし、洪水被害を防止・軽減します。

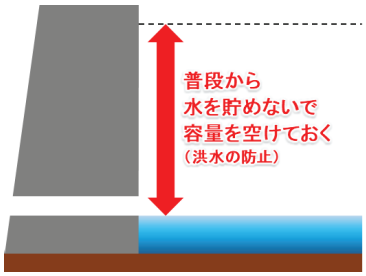

角川ダム（角川、魚津市）

②利水ダム
（農業・水道水・発電等に利用）
常に水を貯めておき、農業・水道水や発電などに利用します。
普段から貯水しているため、ダムの水を安定的に利用することができます。

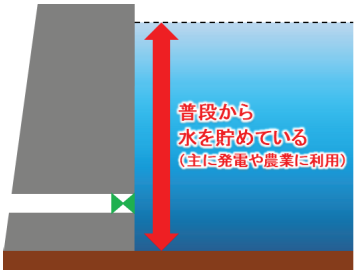

神二ダム（神通川、富山市）

③多目的ダム
（①治水・②利水 機能を併せもつ）
一つのダムで治水と利水の二つの役割を兼ね備えたダムです。
なお、洪水の発生が少ない冬期には、治水のための容量を活用し、消流雪用の水を補給するダムもあります。

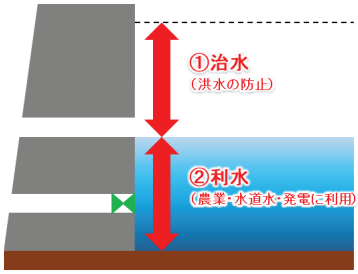

和田川ダム（和田川、砺波市）

●ダムの種類　〔構造による分類〕

コンクリートダム

アーチ式ダム

黒部ダム（黒部川、黒部市）

重力式ダム

境川ダム（境川、南砺市）

フィルダム（土や岩を積み上げて造られたダム）

ロックフィルダム

子撫川ダム（子撫川、小矢部市）

複合ダム（２つ以上の種類を組み合わせて造られたダム）

ロックフィル＋重力式ダム

白岩川ダム（白岩川、立山町）

●ダムの種類　〔洪水の調節方法による分類〕

ゲートダム

室牧ダム（井田川、富山市）

洪水を放流する箇所にゲートが設置してあり、ゲートの操作により放流する量を調整する方式です。

常用洪水吐
（コンジットゲート）…洪水の時は、まずこのゲートで放流します。

非常用洪水吐
（クレストゲート）…さらに洪水が増えた時は、このゲートからも放流します。

ゲートレスダム

久婦須川ダム（久婦須川、富山市）

洪水を放流する箇所にゲートはありませんが、放流する「穴」（洪水吐）の大きさが限られていることで、ダムへの流入量より放流量を少なくする方式です。
人の手による操作はないので自然調節方式ともいいます。

常用洪水吐　…洪水の時は、まずこの洪水吐から放流されます。

非常用洪水吐　…さらに洪水が増えたときは、この洪水吐からも放流されます。

7

洪水調節の仕組み・緊急放流と事前放流
（洪水被害の軽減・防止）

8

●ダムによる洪水調節の仕組み（多目的ダム）

①洪水に備える

台風や大雨による洪水が起きやすい季節（６月中旬～９月下旬）には、前もって貯水位を下げておき、洪水をダムに貯めるための容量を確保しておきます。

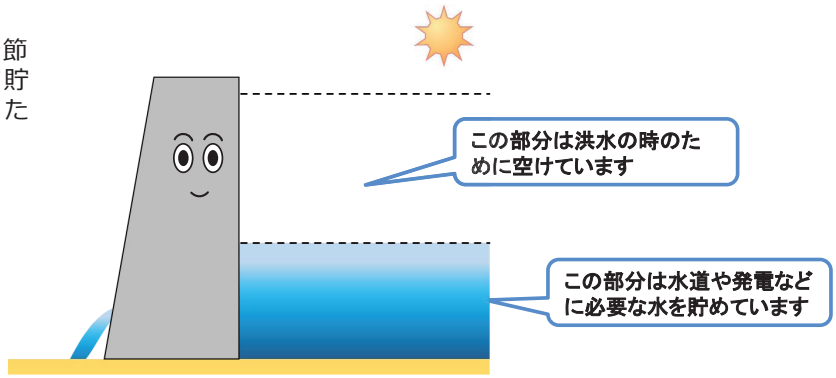

②洪水を貯め込む

大雨で洪水になると、ダムへ流入する洪水を貯め、下流に流しても安全な量だけ、ダムから水を流します。

このとき、ダムから下流に流す水量は増えることから、事前にダムからスピーカー等で状況をお知らせします。(※P15)

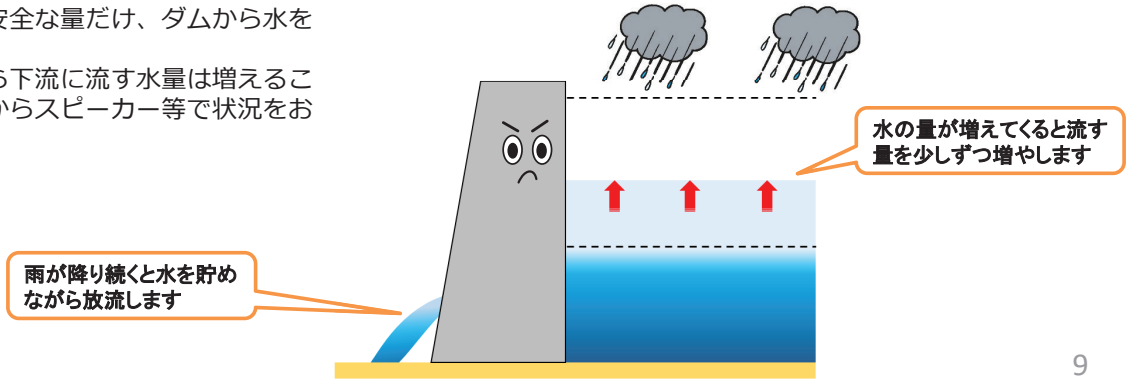

③次の洪水に備える

大雨が止み、洪水が過ぎ去ると、ダムへ流れ込む水も少なくなります。貯水池は、洪水を貯めた分だけ水が増えているので、次の洪水に備えて、下流の河川の状況を見ながら、貯めた水を流して貯水池の容量を空けます。

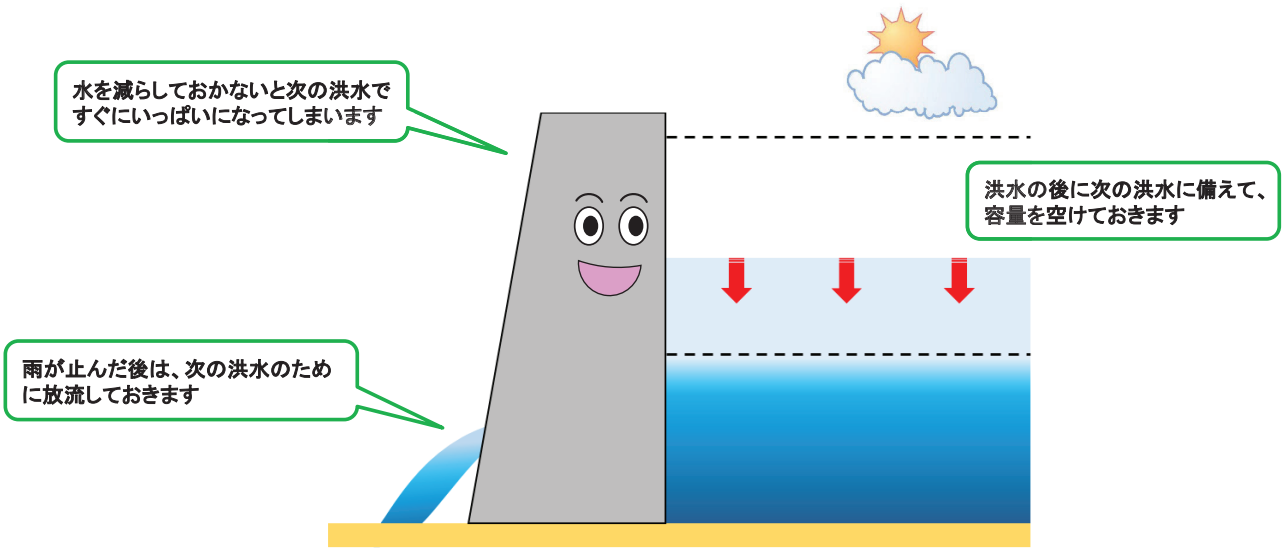

● 緊急放流（異常洪水時防災操作）

大雨により、ダムの計画を上回る洪水（異常洪水）が発生し、洪水を貯めることのできる水位（サーチャージ水位）を超える（洪水調節容量がいっぱいになる）ことが予想される場合は、ゲート操作により流入量と同じ量を放流します。これを「緊急放流（異常洪水時防災操作）」と言います。

ゲートレスダム（自然調節方式）の場合、この操作はありませんが、サーチャージ水位を超えると非常用洪水吐から越流し、ダムへの流入量と同じ量がそのまま下流に放流される状態になります。

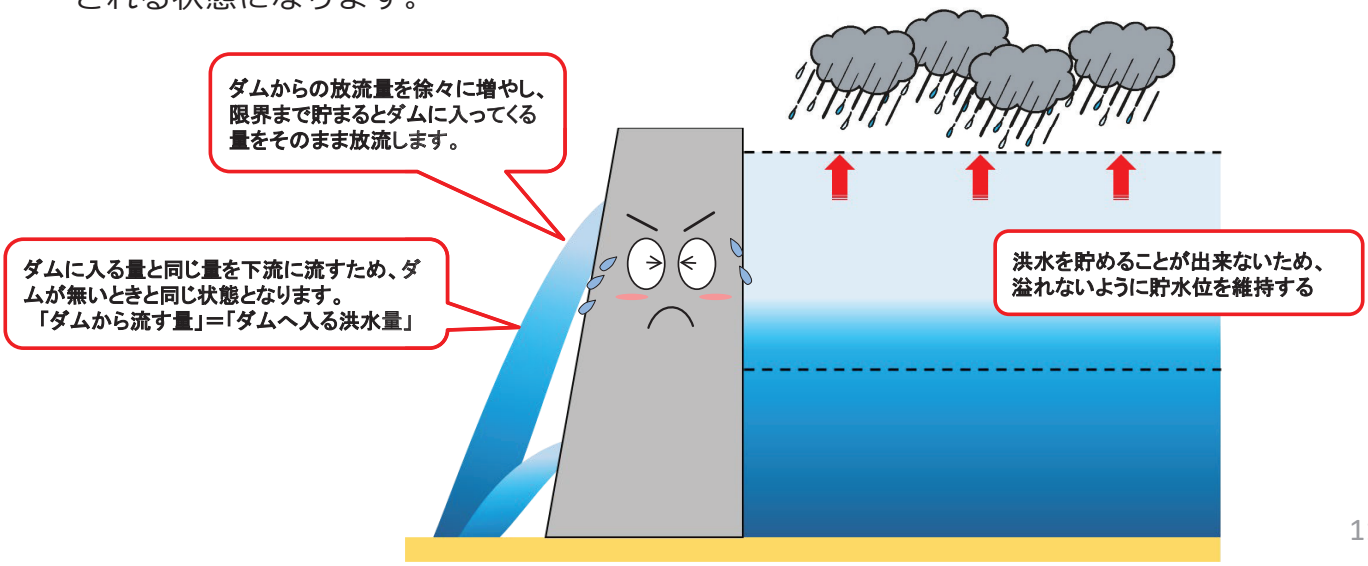

●想定していない箇所からの放流

○通常、「緊急放流（異常洪水時防災操作）」時には、非常用洪水吐きゲートを開け、放流を行います。
○仮に、ゲート操作を行わなかった場合には、ゲート上端から越流し、機械設備等が損傷したり下流側の地山が削られるおそれがあります。機械設備の損傷により、その後のダム操作に支障を及ぼす可能性があります。

<通常時>
非常用洪水吐きは、ゲートを閉じた状態であり、
常用洪水吐きから放流を行い、洪水調節を行います。

<異常洪水時防災操作時>
非常用洪水吐きゲートを開け、放流を行います。

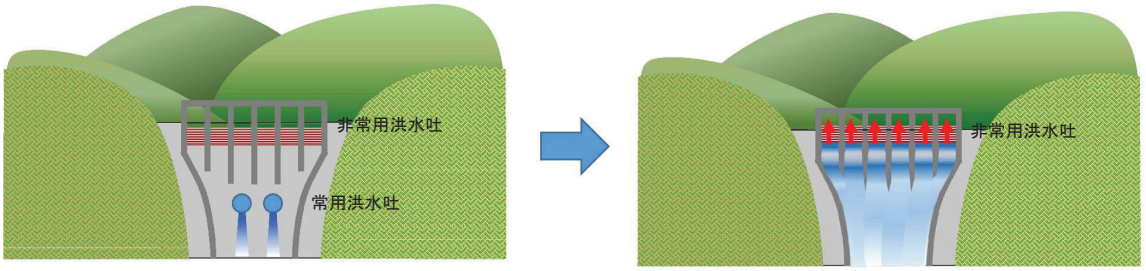

<想定していない箇所からの越流>
異常洪水時防災操作に移行せず（非常用洪水吐きゲートを開けず）、貯水位が上昇し、ゲート上端から越流した場合には、機械設備等が損傷したり下流側の地山が削られるおそれがあります。機械設備の損傷により、その後のダム操作に支障を及ぼす可能性があります。

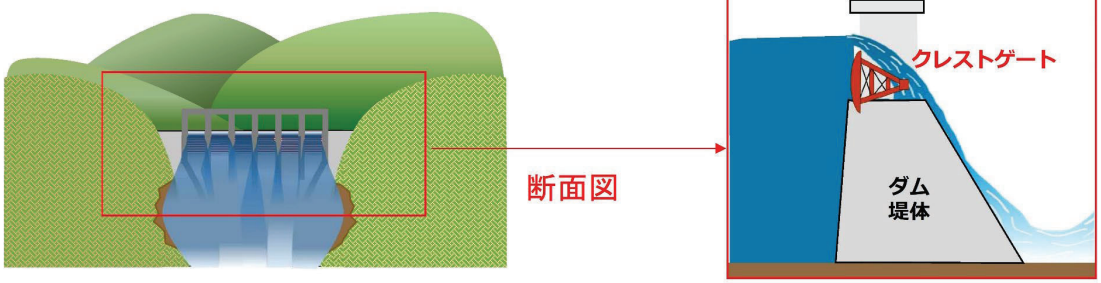

●緊急放流（異常洪水時防災操作）と事前放流

通常洪水時のダムの操作

平常時　　洪水時

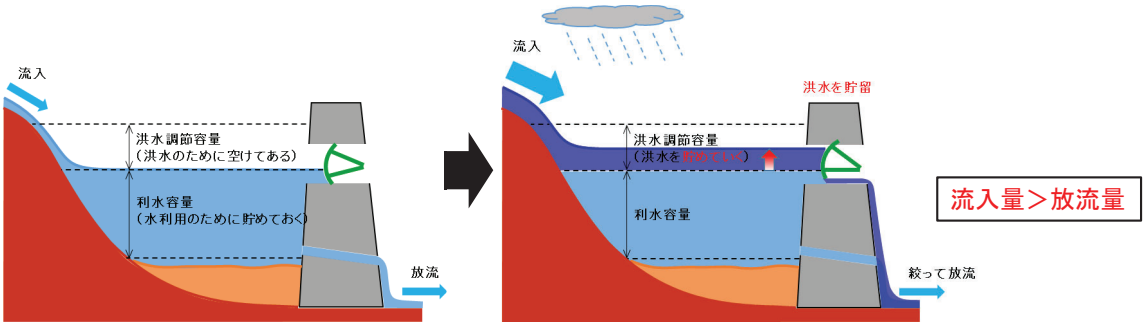

異常洪水時のダムの操作

平常時　　洪水時　　異常洪水時

洪水調節容量が一杯になるとき異常洪水時防災操作を行う

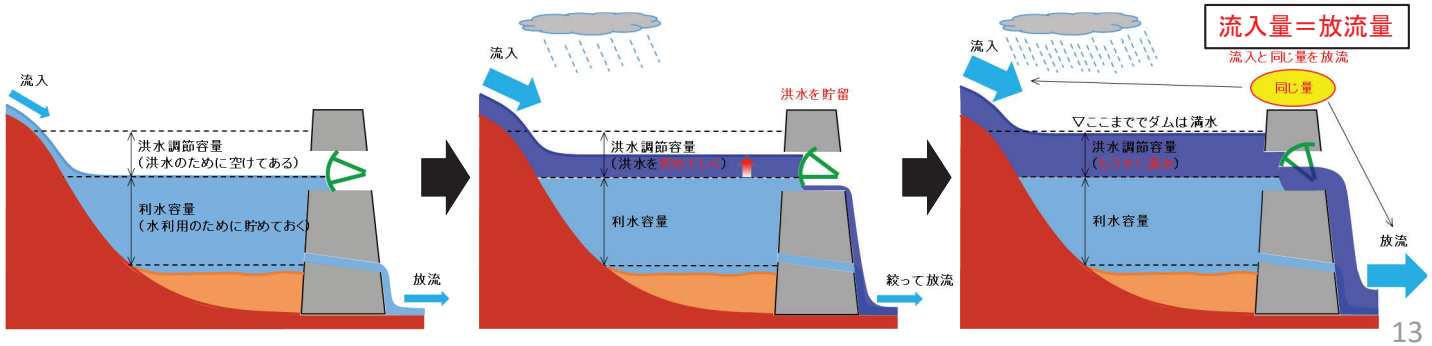

●事前放流の効果

平常時　　洪水前　　異常洪水時

事前放流を実施

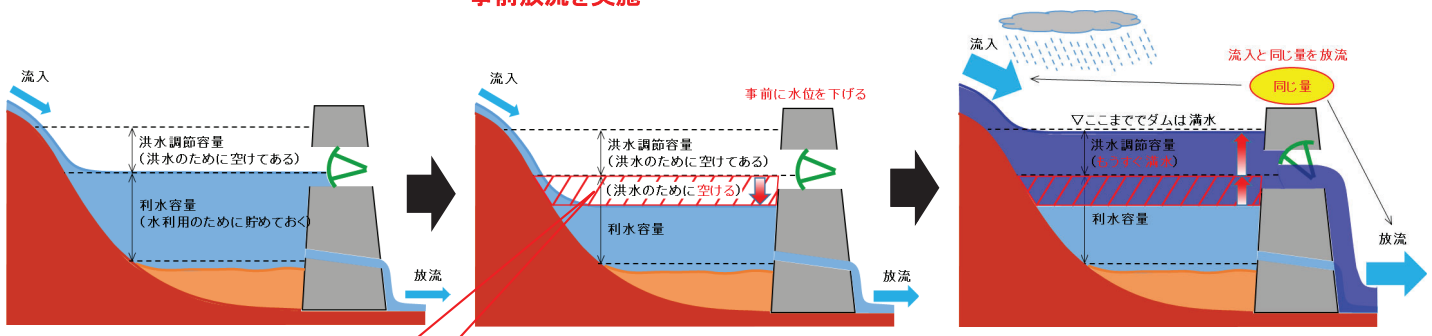

洪水調節の容量を増やすため、利水容量の一部を洪水調節に利用

「事前放流」とは・・
異常な洪水が想定される場合には、利水のために貯めてあった容量の一部を、雨が降る前に事前に放流し、ダムの水位を下げ、洪水調節のための容量を一時的に増やす操作をいいます。

事前放流を実施することでダムが満杯になるまでの時間をかせぎ、緊急放流（異常洪水時防災操作）への移行を回避又は遅らせることができます。

●ダムから放流するときの注意喚起

ダムから放流すると下流河川の流量が増加します。ダムから放流するときは、事前に河川利用者や住民に対して、警報局や警報車から警告を行いますので、川から離れるなど安全を確保してください。

また、関係機関に対しても放流を連絡します。

〔放流警報設備〕

①警報局
ダムからの放流前に、サイレンやアナウンスにより河川利用者や住民に対し、河川が増水することを知らせます。

②放流警報看板
サイレンが鳴った場合のダムの放流に関する注意事項が書いてあります。

③警報車
下流河川の巡視を行い、河川利用者や住民に対し増水の危険を知らせます。

15

ダム放流に関する情報提供
Lアラート・ホットラインの実施

16

●ホットライン、Ｌアラートとは

大雨や洪水などの注意報や警報の発令時には、県は河川やダムの状況などに関して、国や市町村などの関係機関と情報共有を図っていますが、避難を伴うような危険な状況となった場合には、ホットラインやLアラートにより、河川やダムに関する情報提供を行います。

Ｌアラート (Local ｱﾗｰﾄ)	：地方公共団体が発出した避難指示などの災害情報をはじめとする公共情報を放送局等のメディアに一斉送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。

ホットライン	：市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、河川やダムの水位状況や今後の見通し等を市町村長へ直接伝える仕組み。

17

●緊急放流時の市町村・県民への情報伝達（ホットライン、Ｌアラート）

これまでの河川での取り組み※に加え、令和３年の出水期（６月中旬）より、ダムにおける異常洪水時防災操作時、非常用洪水吐越流時にも、市町村長に対するホットラインや報道機関への情報提供（Ｌアラート）を実施することとします。

※河川の水位情報（氾濫危険水位）を伝えるLアラートはH28年８月から、ホットラインはH29年６月から実施

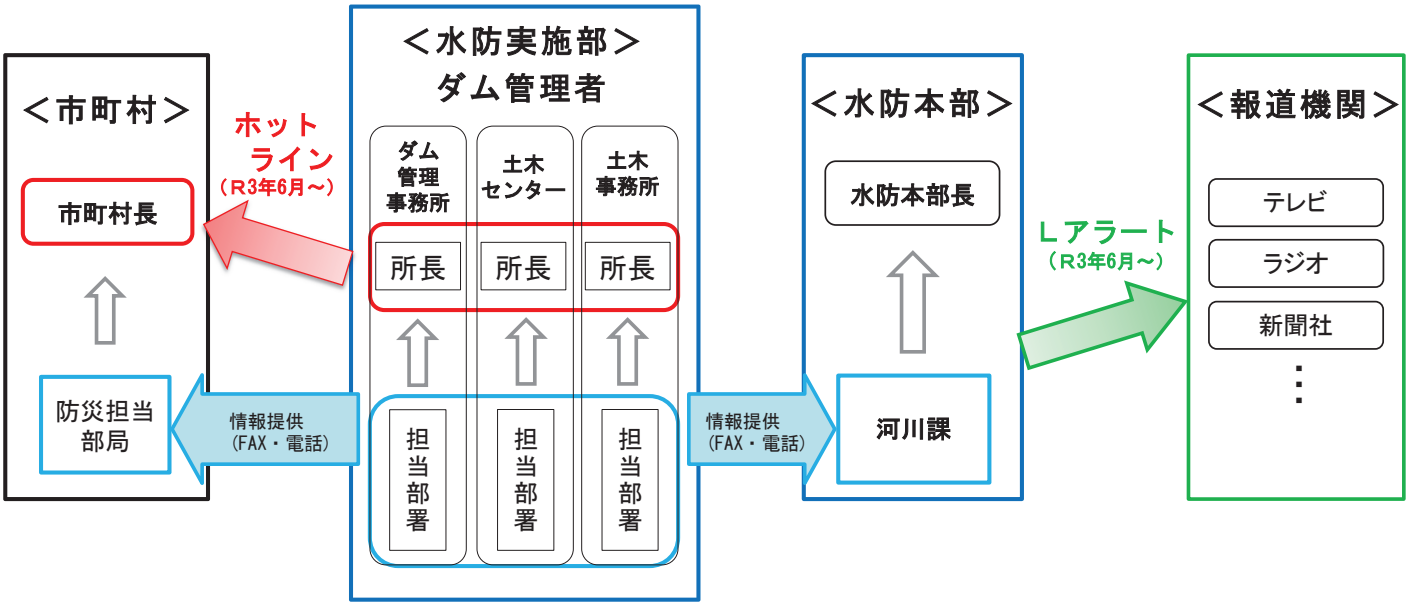

18

●ゲートダム　緊急放流（異常洪水時防災操作）の情報提供

異常洪水により、ダムの水位が洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超えることが予測された場合は、ゲート操作により、徐々に放流量を増加させ、ダムへの流入量と同じ量を下流に放流します。

この操作により、下流では急激に水位が上昇し氾濫の危険が高まるため、速やかに避難行動ができるよう、ダムの状況を市町村長や報道機関に連絡します。

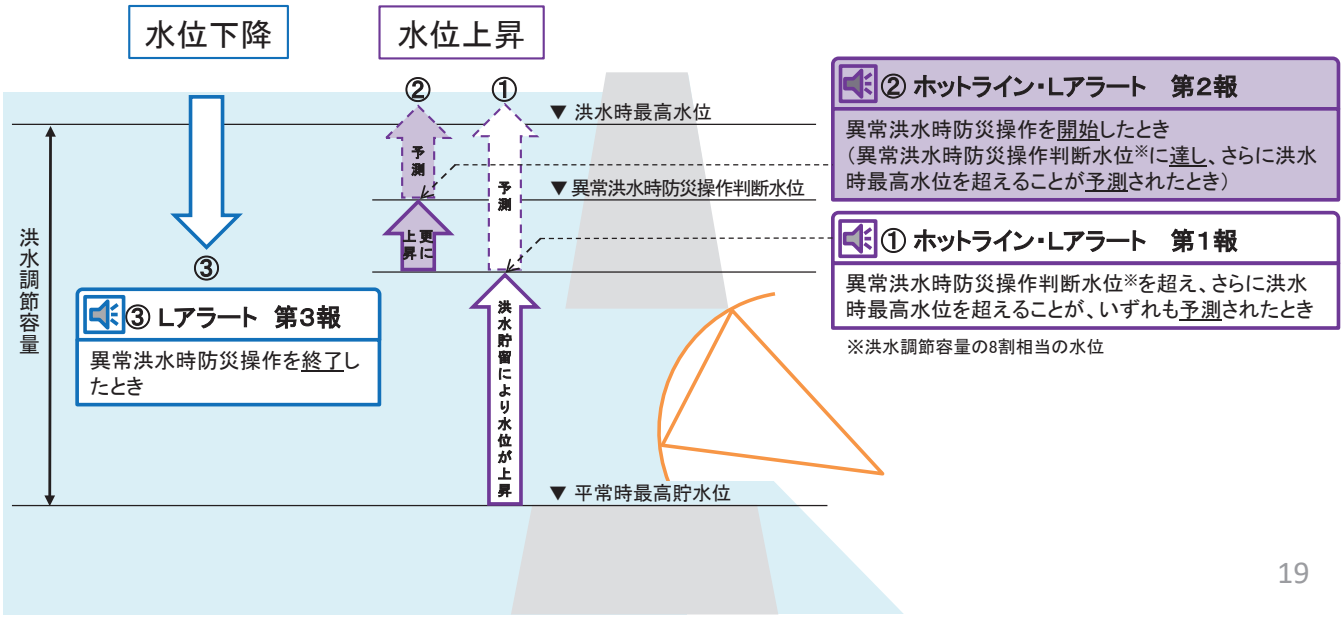

●ゲートレスダム　緊急放流（非常用洪水吐からの越流）の情報提供

ゲートレスダムは、人為的操作は行いませんが、洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超えると、ダムに洪水を貯め込むことができず、ダム流入量がそのまま下流に放流されることになります。

このため、洪水時最高水位を超えることが予測された場合には、速やかに避難行動ができるよう、ダムの状況を市町村長や報道機関に連絡します。

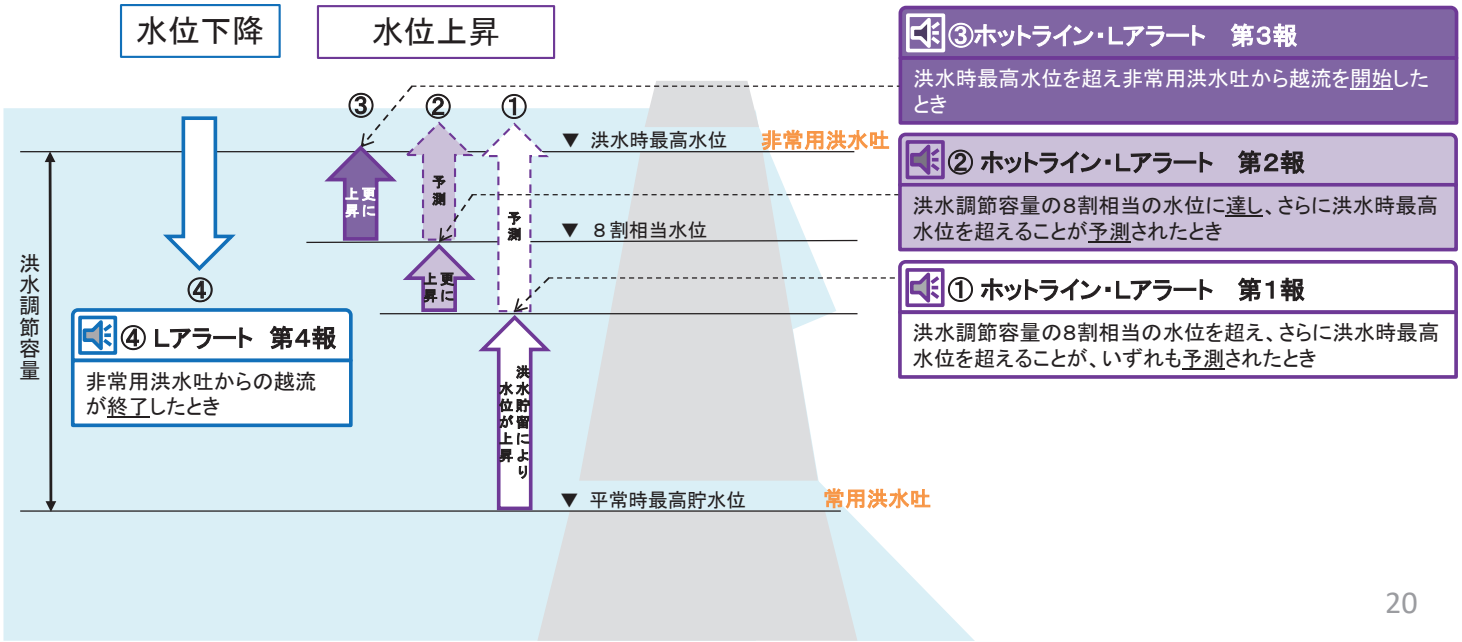

ダム・河川のWEBによる情報提供

WEBによる情報提供

川の防災情報（国土交通省）

https://www.river.go.jp/index

国土交通省のサイトです。

気象・河川・ダム・土砂災害などの情報がまとめられています。

・レーダー雨量（XRAIN）
・気象警報、注意報、土砂関係災害警戒情報
・河川カメラ
・川の水位情報
・洪水予報、水位到達情報
・洪水キキクル（危険度分布）
・土砂キキクル（危険度分布）
・避難情報
・被害状況　など

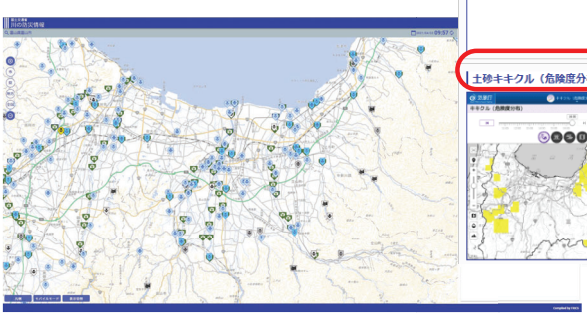

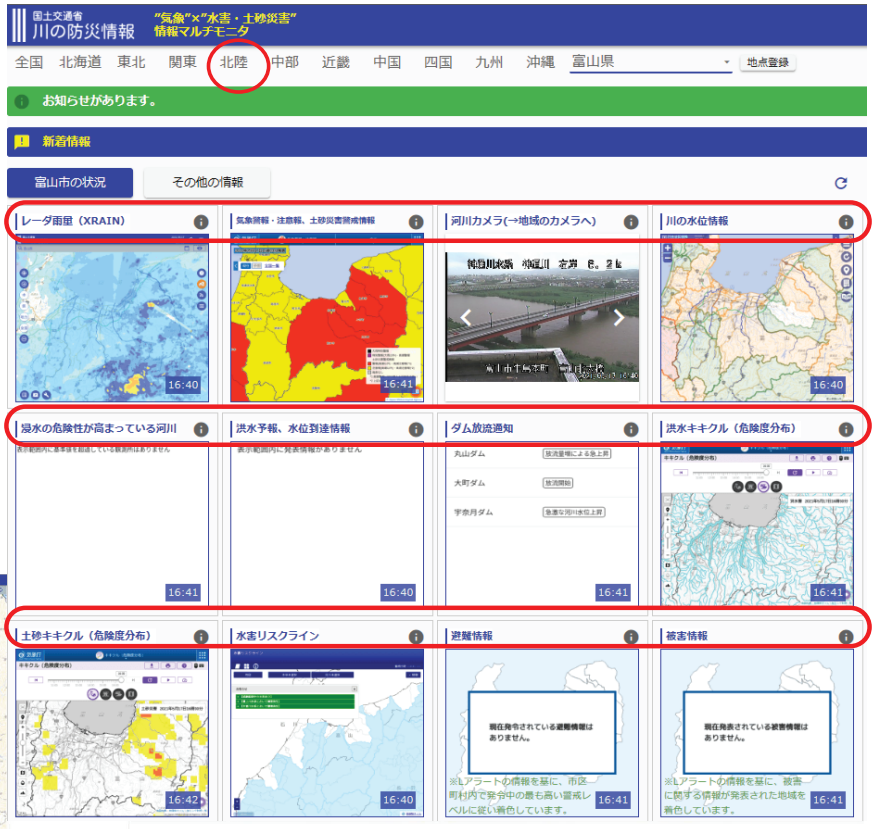

富山防災 WEB（富山県）

http://www.bousai.pref.toyama.jp/

富山県の防災情報サイトです。

気象庁の気象情報や国土交通省の川の防災情報、電車・バスなどの公共交通、電気ガスなどのライフライン各社などにリンクが張られ、広く情報を入手することができます。

さらに、災害時には
・避難勧告等の状況
・避難所情報
・雨量情報
・河川水位情報
・被害総括情報　なども入手できます。

この他、お役立ち情報として、各市町村ハザードマップや各河川の浸水想定区域図などの情報へもアクセスできます。

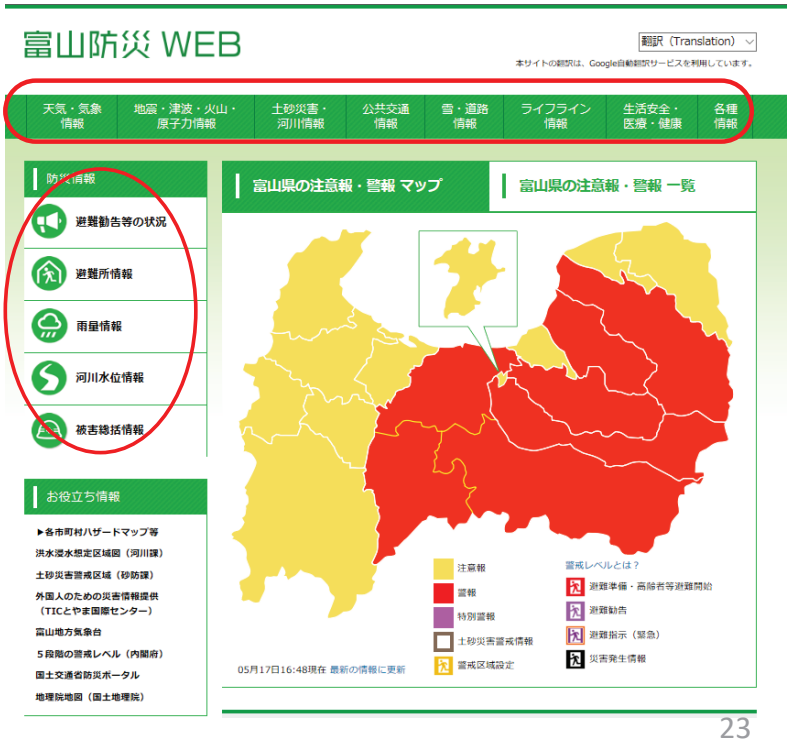

富山地方気象台（気象庁）

https://www.data.jma.go.jp/toyama/

富山地方気象台-気象庁のサイトです。

気象や地震に関する防災情報のほか、気象庁の保有する各種データ・資料や気象用語の解説、災害から身を守る知識まで、日々の暮らしに役立つ情報が満載です。

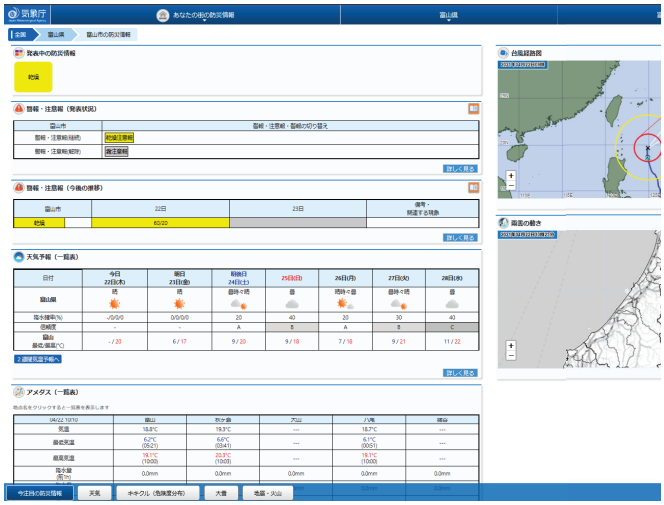

富山県河川課

https://www.pref.toyama.jp/1503/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/15/1503.html

富山県河川課のサイトです。

　河川課が行っている河川や海岸の整備や計画策定状況などのほか、各種協議会や審議会の状況、河川の維持管理、愛護活動、占用、災害復旧、浸水想定区域図、河川海岸カメラやダム情報など、河川・海岸にかかる行政全般について広く知ることができます。

富山県のダムとダム等の用語集

●富山県のダム（位置図）

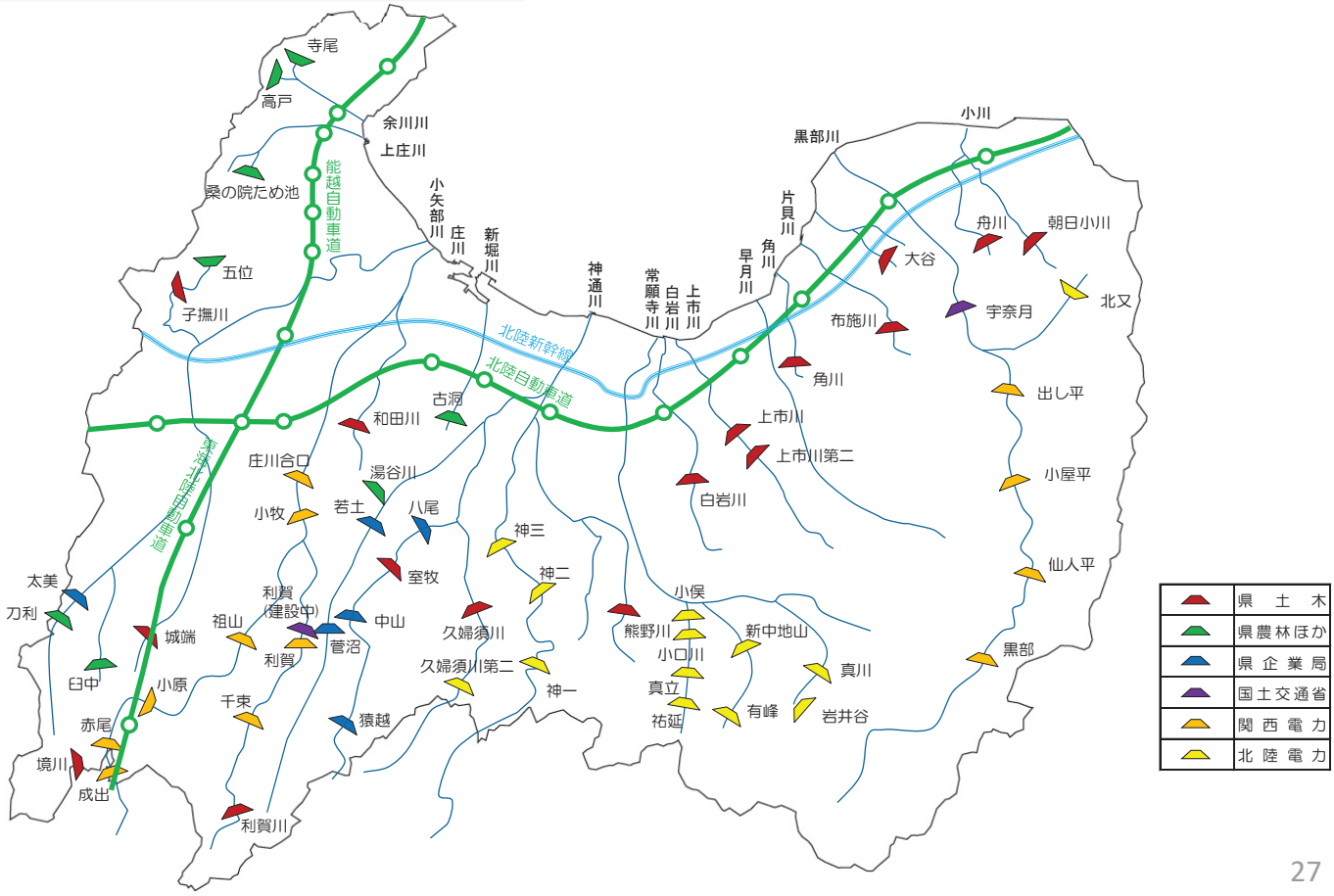

●ダムの貯水位に関する用語

用　語	解　説
設計最高水位 （設計洪水位）	ダム設計洪水流量注1）の流水がダムから流下する場合における貯水池の最高水位。 注1）ダム地点で工学上発生すると考えられる最大規模の洪水流量。
洪水時最高水位 （サーチャージ水位）	洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高水位。
異常洪水時防災操作判断水位 （ただし書き操作判断水位）	ゲートダムにおいて、貯水位が洪水時最高水位 を超えることが予測される場合、貯水位に応じてゲートを操作し、放流量を流入量まで増加させる操作の開始を判断する水位。
平常時最高貯水位 （常時満水位）	平常時（非洪水時）にダムによって貯留することとした流水の最高水位。
洪水貯留準備水位 （洪水期制限水位）	洪水調節容量を大きくとるために洪水期に常時満水位よりも水位を低下させる場合の水位。
最低水位	貯水池からの取水口の最低敷高で通常これよりも下の貯留水が利用できない水位。

●ダムの容量に関する用語

用　語	解　説
総貯水容量	堆砂容量、利水容量、洪水調節容量を全部合計したもの。
有効貯水容量	ダムの総貯水容量から堆砂容量を除いた容量。
洪水調節容量	洪水時に一時的に洪水を貯め込むための容量で、常時満水位（または洪水期制限水位）からサーチャージ水位までの容量。
利水容量	農業用、発電など利水のために水を貯めておく容量で、最低水位から常時満水位までの容量。
堆砂容量	一定期間（一般には100年間）にダム貯水池に堆積すると予想される流入土砂を貯える容量。

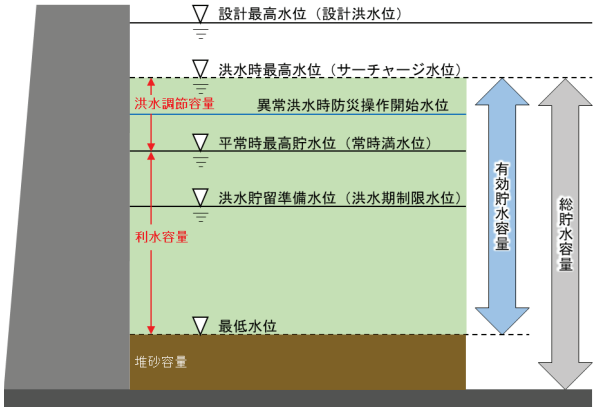

●防災気象情報と警戒レベルとの対応　－気象庁－

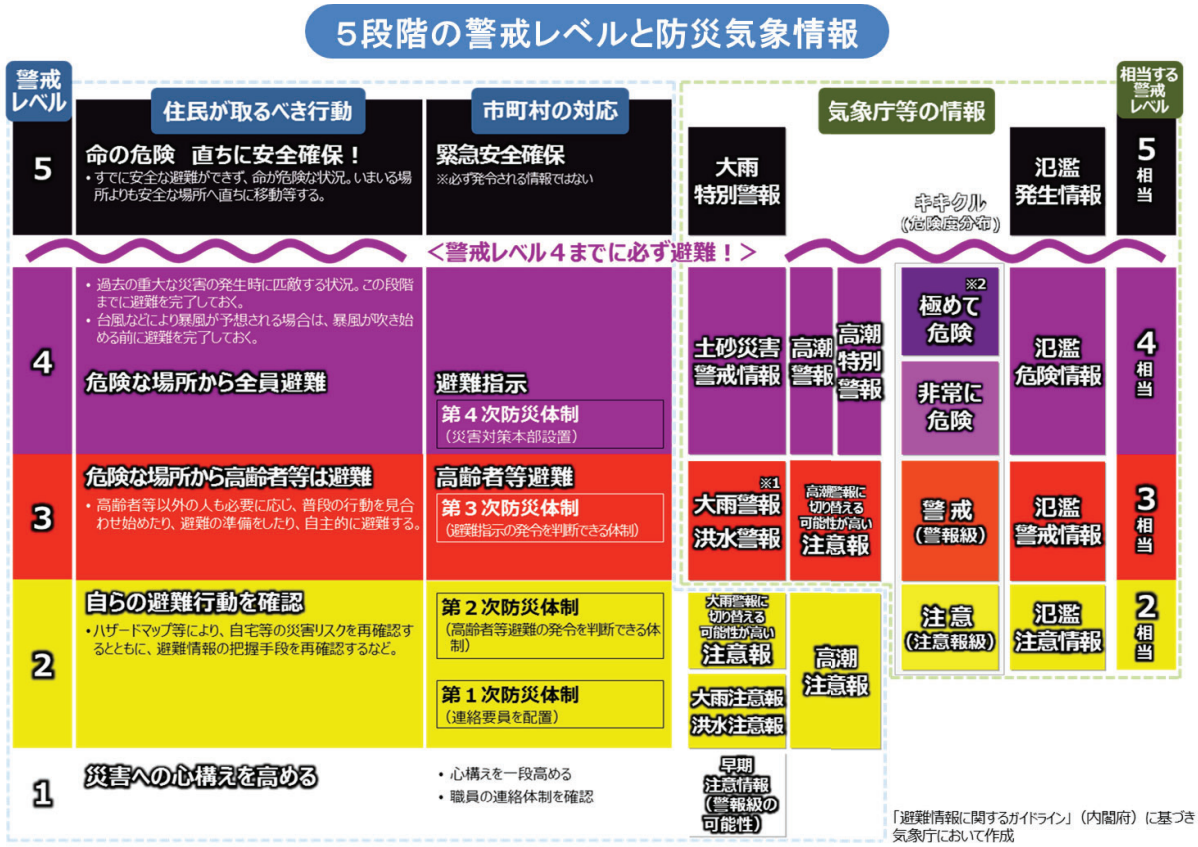

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル３（高齢者等避難）に相当します。
※2「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

●指定河川洪水予報と警戒レベルとの対応　－気象庁－

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○○川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル５相当】
○○川氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（レベル４水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル４相当】
○○川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル４水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル３水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル３相当】
○○川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル２水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル２相当】

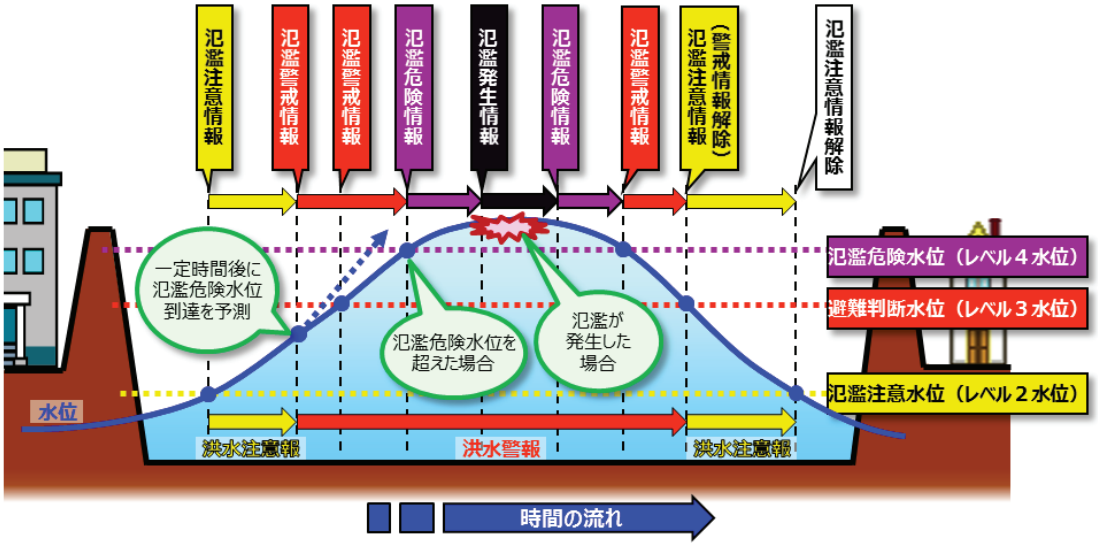

●ダムカードの配布

国土交通省と独立行政法人水資源機構の管理するダムでは、ダムのことをより知っていただこうと、平成19年より「ダムカード」を作成し、ダムを訪問した方に配布しています。

カードの大きさや掲載する情報項目などは、全国で統一したものにしており、おもて面はダムの写真、うら面はダムの形式や貯水池の容量・ダムを建設したときの技術、といった基本的な情報からちょっとマニアックな情報までを凝縮して載せています。

カードは、国土交通省と水資源機構の管理するダムのほか、一部の都道府県や発電事業者の管理するダムで作成し、ダムの管理事務所やその周辺施設で配布しています。

おもて　　うら

配布日時や配布場所は・・・・・
https://www.pref.toyama.jp/1503/kendodukuri/shinrinkasen/kasen/kj00014172.html

ダムカードは、表に写真、裏にはダムの諸元（ダムの形式、貯水容量等）やダムに関する豆知識等が掲載されていて、ダムの魅力が存分に凝縮されています！

ぜひ！県のダムに訪れてダムカードをコレクションしませんか！？

●県土木管理のダム写真

●県管理のダム写真

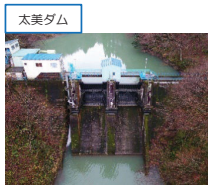

ダム名称 土木部管理
ダム名称 農水部管理
ダム名称 企業局管理

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊1	―	―	（1）関係機関の連携体制			
			・大規模氾濫減災協議会等の設置	【国・都道府県管理河川共通】 ・改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 ・2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 【都道府県管理河川】 ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。
緊2	旧25	新3	（2）円滑かつ迅速な避難のための取組 ①情報伝達、避難計画等に関する事項			
			・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	【国管理河川】 ・2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等でホットライン構築済。 【都道府県管理河川】 ・2017年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 ・協議会の場等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。
緊3	旧26	新9	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 【国管理河川】 ・2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。 【都道府県管理河川】 ・2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 ・2018年12月までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる1,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するた　め、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。
緊4	旧27	新9	・多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・2016年8月に地整、都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 【国管理河川】 ・2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者 （※1）による多様な防災行動（※2）を対象とした水害対応タイムラインを作成。 （※1）市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 （※2）要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。	【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。
緊5	旧34	新3	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表（2018年12月改定）し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊6	旧35	新3	・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始（GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等）。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。
緊7	旧25	新3	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、洪水予警報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動（避難準備や避難開始）のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 【砂防】 ・危険レベル（警戒レベル）を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。
緊8	旧36	新3	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	—	【国管理河川】 ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
緊9	旧37	新1	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。
緊10	旧38	新5	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。 ■事務局メモ■富山県管理ダム 常願寺川：なし、神通川：室牧ダム等、庄川：利賀川ダム等、小矢部川：城端ダム	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。
緊11	―	―	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	【砂防】 ・29都道府県において、スネークラインを公表済。	【砂防】 ・スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。	【砂防】 ・既存システムの改修に合わせ、順次スネークラインの公表等を実施。
緊12	旧28	新3	・避難計画作成の支援ツールの充実	—	【国管理河川】 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション検索システム）に実装。	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊13	旧30	新10	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
緊14	旧52	新8	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。（2017年6月までに全47都道府県で実施済み） ・2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」を作成。2018年3月に兵庫県のモデル施設における事例を追加し、第2版を作成。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめて公開するための第1回ワークショップを開催。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 ・2018年に全国7市において講習会プロジェクトを実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」に医療施設に関する事例を追加。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改訂。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
			②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
緊15	IB28	新3	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の早期指定を促進。 ・2016年4月に内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）を公表済。 【砂防】 ・2015年1月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有 ・2018年12月に、基礎調査の推進及び速やかな指定を行うよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 【海岸】 以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を策定。 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。 【砂防】 ・強化等防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき基礎調査の早期完了を推進。 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表。 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 ＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区域指定の前提となる基礎調査が未了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。
緊16	IB28	新3	・ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 【国管理河川】 ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知のに関する取組状況を共有。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の作成等を促進。	【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ内水ハザードマップの作成に関する助言を実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の約250市町村において、作成完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。
緊17	IB39	新3	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供済。 ・2017年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	【都道府県管理河川】 浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。
緊18	IB31	新10	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109 水系の国管理河川における洪水浸水想定区域（想定最大規模）を掲載。 ・2018年10月に災害リスク情報のオープンデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。	【国・都道府県管理河川等】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）や高潮浸水想定区域を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊19	旧21	新3	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市区町村で実施。 【砂防】 ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。
緊20	旧17	新7	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校（28校）を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・2017年11月に、協議会等の場を活用した取組を推進するよう、文部科学省と同日付で通知文を発出済。 ・2018年3月に防災カードゲームや動画などの防災教育に関するコンテンツを収録した防災教育ポータルを開設済。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を支援するため、水災害からの避難訓練ガイドブックを作成済。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成済。 ・避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進。	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。
緊21	旧23	新6	・避難訓練への地域住民の参加促進	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等 の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。
緊22	旧22 旧41 旧45	新2 新8	・共助の仕組みの強化	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。
緊23	旧24	新9	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進		【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。
緊24	旧17 旧18	新7	・地域防災力の向上のための人材育成	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
			③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
緊25	旧10 ﾊｰﾄﾞ 旧11 ﾊｰﾄﾞ	新1 新12	・洪水予測や水位情報の提供の強化	【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系（関東）、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」（地下街を有する自治体で構成）を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。 ・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料（案）を公表済。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所で設置済。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所で設置済。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※)に設置完了。 （※）2016年1月時点	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。（2017年の緊急点検を踏まえ 2018年度までに約3000箇所に設置） ＜河川監視用カメラ＞ [国・都道府県管理河川共通] ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所	【国管理河川】 ・ 水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・ 洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。 ＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置） ＜河川監視カメラ（既存）の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ（公開、夜間監視が可能）の対策を順次実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置） ＜河川監視用カメラ＞ 【国、都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置） 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置）
緊26	旧7 ﾊｰﾄﾞ	新11	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。	—	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 ＜国管理河川＞約30河川 ＜都道府県管理河川等＞約130河川
緊27	—	—	・避難路、避難場所の安全対策の強化	—	【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。
緊28	旧12 ﾊｰﾄﾞ	新6	・応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。
緊29	旧2 ﾊｰﾄﾞ	新14	・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
			(3)被害軽減の取組			
			①水防体制に関する事項			
緊30	旧8ﾊｰﾄﾞ 旧9ﾊｰﾄﾞ 旧20 旧42	新2 新3 新12	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。
緊31	旧44	新2	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 ・2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。
緊32	旧43	新2	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む 2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。
緊33	―	―	・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 ・2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携・協力した水防活動の検討を実施済。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。
			②多様な主体による被害軽減対策に関する事項			
緊34	旧40	新14	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
緊35	旧13 ﾊｰﾄﾞ	新14	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や耐水化・非常用電源等の必要な対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊36	旧1 ﾊｰﾄﾞ 旧53 旧54	新11 新15	・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台　　等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等
緊37	旧47 旧48 旧49 旧56	新4	（4）氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
緊38	—	—	・排水設備の耐水性の強化	—	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所（水密扉の設置等約10箇所）、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。
緊39	—	—	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。
緊40	旧13 ﾊｰﾄﾞ 旧55	新14	・庁舎等の防災拠点の強化	—	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。
緊41	—	—	（5）防災施設の整備等 ・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。 【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。	—	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。
緊42	旧3 ﾊｰﾄﾞ	新11	・本川と支川の合流部等の対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川
緊43	旧4 ﾊｰﾄﾞ	新11	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊44	旧5 ハード	新13	・流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。	【砂防】 ・多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。
緊45	旧6 ハード	新13	・土砂・洪水氾濫への対策	—	【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。
緊46	旧50	新5	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施（完成31ダム、実施中21ダム）。 ・2018年度より、3事業に新たに着手。 ・2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 ・2018年3月にダム再生の手続きや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 ・都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。
緊47	旧14 ハード	新4	・重要インフラの機能確保	【下水道】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）を改定し、ブラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58%。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川裏法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 【下水道】 ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果をあげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊48	旧15 ﾊｰﾄﾞ	新11	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 【国管理河川】 ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」（案）を作成。 ＜操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正＞ ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。	—	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、排水機場等　約30台 【海岸】予備発電機の設置等　約20施設
緊49	旧51	新12	・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト（※1）での陸上・水中ドローン（※2）および全天候型ドロー ン（※3）を開発。全天候型については製品化済。 ＜河川管理における三次元測量の推進＞ ・ALBによる河川定期縦横断測量の実施を試行 ＜民間が有する力の活用＞ ・2018年12月に「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。 （※1）IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト （※2）陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン （※3）降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。
			（6）減災・防災に関する国の支援			
緊50	—	—	・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。	【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設。	【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。
緊51	—	—	・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・2017年に代行制度を創設。 ・2017年7月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手済。	—	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。
緊52	旧28	新3	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。

「 水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ H31. 1. 29）

青字:「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（平成30年12月）を踏まえた改定（H31.1.29）

参考資料1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	1期項目No	2期項目No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
緊53	—	—	・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施済。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施済。 ・「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について（事例集）ver2」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成し、各地整や都道府県等に対し周知済。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
緊54	—	—	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・2015年9月から、DiMAPS（統合災害情報システム）の運用を開始。 ・DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	—	【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。
緊55	旧32	削除	その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』（2015年12月、社会資本整備審議会答申）、『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』（2017年1月、社会資本整備審議会答申）及び『大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について』（2018年12月、社会資本審議会答申）を受け、進めている調査研究等の取組 （「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、 「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「近年の降雨状況の計画への適切な反映」、「複合的な災害に関係機関が連携して対応する仕組み」、 「気候変動によるリスク変化の解明」、「様々な水災害の発生メカニズムの解明」、「各種災害リスクの統一的な評価手法の開発」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、 「顕在化している気候変動の影響を踏まえた対策」、「洪水予測精度の向上」、「降雨予測を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警戒情報及び補足情報の高度化」及び「住民避難に資する情報提供」） については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、「協議会」と表記している。			

1期の目標年（令和2年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　4河川一覧（常願寺川、神通川、庄川、小矢部川）

第7回　総会　取組状況調査時点（令和3年6月）

参考資料2

青字：緊急行動計画を踏まえた追加の取組状況項目
赤字：幹事会（第7回）において追加された取組
オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

凡例　済 ①実施済、　中 ②実施中、　未 ③未実施

1期項目 No	緊急行動計画 No	1期 減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	1期 カテゴリ	1期 内容	常願寺川 北陸地整	常願寺川 富山県	常願寺川 気象台	常願寺川 富山市	常願寺川 立山町	常願寺川 舟橋村	神通川 北陸地整	神通川 富山県	神通川 気象台	神通川 富山市	神通川 射水市	庄川 北陸地整	庄川 富山県	庄川 気象台	庄川 富山市	庄川 高岡市	庄川 射水市	庄川 砺波市	庄川 小矢部市	庄川 南砺市	小矢部川 北陸地整	小矢部川 富山県	小矢部川 気象台	小矢部川 高岡市	小矢部川 射水市	小矢部川 砺波市	小矢部川 小矢部市	小矢部川 南砺市
		1．ハード対策の主な取組																															
	緊41	■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）																															
旧1 ハード	緊36		浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進	済	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－
旧2 ハード	緊29			防災拠点等の整備の検討	・防災拠点等の整備の検討	済	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－
旧3 ハード	緊42		本川と支川の合流部等の対策（緊42）		【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。	－	済	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－
旧4 ハード	緊43		多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）		【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。 ・国土強靭化5カ年加速化対策（2021～2025年度）に基づき引き続き樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性がある箇所の解消を図る。	済	済	－	－	－	－	済	中	－	－	－	済	中	－	－	－	－	－	－	－	済	中	－	－	－	－	－	－
旧5 ハード	緊44		流木や土砂の影響への対策（緊44）		【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－
旧6 ハード	緊45		土砂・洪水氾濫への対策（緊45）		【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。	－	中	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－
		■危機管理型ハード対策																															
旧7 ハード	緊26		堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）		・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進	済	済	－	－	－	－	済	済	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－
		■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																															
旧8 ハード	緊30		新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	水防資材の確認・整備	・水防資材の確認・整備	済	済	－	済	済	中	済	済	－	済	済	済	済	－	－	済	済	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済
旧9 ハード	緊30			新技術を活用した資機材等の整備	・新技術を活用した資機材等の整備	済	済	－	中	中	中	済	済	－	中	済	済	済	－	－	未	中	中	済	中	済	済	－	－	－	－	－	－
旧10 ハード	緊25		円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		・簡易水位計、CCTVカメラの設置	済	済	－	－	中	－	済	済	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－

1期の目標年（令和2年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　4河川一覧（常願寺川、神通川、庄川、小矢部川）

第7回　総会　取組状況調査時点（令和3年6月）

参考資料2

青字：緊急行動計画を踏まえた追加の取組状況項目
赤字：幹事会（第7回）において追加された取組
オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

凡例　済 ①実施済、　中 ②実施中、　未 ③未実施

1期項目No	緊急行動計画No	1期 減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	1期 カテゴリ	1期 内容	常願寺川 北陸地整	常願寺川 富山県	常願寺川 気象台	常願寺川 富山市	常願寺川 立山町	常願寺川 舟橋村	神通川 北陸地整	神通川 富山県	神通川 気象台	神通川 富山市	神通川 射水市	庄川 北陸地整	庄川 富山県	庄川 気象台	庄川 富山市	庄川 高岡市	庄川 射水市	庄川 砺波市	庄川 小矢部市	庄川 南砺市	小矢部川 北陸地整	小矢部川 富山県	小矢部川 気象台	小矢部川 高岡市	小矢部川 射水市	小矢部川 砺波市	小矢部川 小矢部市	小矢部川 南砺市
旧11 ﾊｰﾄﾞ	緊25			洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置）	済	済	－	－	－	－	済	済	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－
旧12 ﾊｰﾄﾞ	緊28			応急的な退避場所の確保（緊28）	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。	－	済	－	済	中	中	－	済	－	済	済	－	済	－	済	済	済	済	済	－	－	済	－	済	済	済	済	－
旧13 ﾊｰﾄﾞ	緊35 緊40			市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)（緊35、緊40）	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。 【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	済	済	－	済	中	中	済	済	－	済	済	済	済	－	－	済	済	済	中	－	済	済	－	済	済	済	中	－
旧14 ﾊｰﾄﾞ	緊47			重要インフラの機能確保（緊47）	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。	－	中	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	中	－	－	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	－	－
旧15 ﾊｰﾄﾞ	緊48			樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	－	済	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－

1期の目標年（令和2年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　4河川一覧（常願寺川、神通川、庄川、小矢部川）

第7回　総会　取組状況調査時点（令和3年6月）

参考資料2

青字：緊急行動計画を踏まえた追加の取組状況項目
赤字：幹事会（第7回）において追加された取組
オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

凡例　済 ①実施済、　中 ②実施中、　未 ③未実施

1期項目No	緊急行動計画No	1期 減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	1期 カテゴリ	1期 内容	常願寺川 北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	神通川 北陸地整	富山県	気象台	富山市	射水市	庄川 北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	小矢部川 北陸地整	富山県	気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
		2. ソフト対策の主な取組　①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																														
		■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																														
旧16	緊20 緊24	常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布			・副教材の作成・配布	取組内容について概ね完了と解釈。第6回減対協において、削除																											
旧17	緊20 緊24	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布			・出前講座等の活用	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
旧18	緊24	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催			・出前講座等の活用	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
旧19	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布			・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	未	済	中	済	済	済	済	未	済	中
旧20	緊30	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施			・重要水防箇所等の共同点検	済	済	－	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	－	－	済	済	済	済	未	済	済	－	済	済	済	済	未
旧21	緊19	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）			・まるごとまちごとハザードマップへの情報提供	済	済	－	済	中	中	済	済	－	済	中	済	済	－	済	未	中	中	済	中	済	済	－	未	中	中	済	中
旧22	緊22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）			・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援	－	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済	済
旧23	緊21	避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）			【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。	－	済	済	済	中	中	－	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済	済	済
旧24	緊23	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）			【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	済	済	済	済	中	中	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
		2. ソフト対策の主な取組　②迅速かつ確実な避難行動のための取組																														
		■情報伝達、避難計画等に関する事項																														
旧25	緊2 緊7	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）			・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	済	済	済	済	済	中	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
旧26	緊3	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善			・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
旧27	緊4	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善			・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済

1期の目標年（令和2年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　4河川一覧（常願寺川、神通川、庄川、小矢部川）

第7回　総会　取組状況調査時点（令和3年6月）

参考資料2

青字：緊急行動計画を踏まえた追加の取組状況項目
赤字：幹事会（第7回）において追加された取組
オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

凡例　済 ①実施済、　中 ②実施中、　未 ③未実施

1期項目No	緊急行動計画No	1期減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	1期 カテゴリ	1期 内容	常願寺川 北陸地整	常願寺川 富山県	常願寺川 気象台	常願寺川 富山市	常願寺川 立山町	常願寺川 舟橋村	神通川 北陸地整	神通川 富山県	神通川 気象台	神通川 富山市	神通川 射水市	庄川 北陸地整	庄川 富山県	庄川 気象台	庄川 富山市	庄川 高岡市	庄川 射水市	庄川 砺波市	庄川 小矢部市	庄川 南砺市	小矢部川 北陸地整	小矢部川 富山県	小矢部川 気象台	小矢部川 高岡市	小矢部川 射水市	小矢部川 砺波市	小矢部川 小矢部市	小矢部川 南砺市
旧28	緊12 緊15 緊16 緊52			想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）、適切な土地利用の促進（緊52）	・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表	済	未	－	－	済	済	済	済	－	－	済	済	済	－	－	済	済	中	済	済	済	済	－	済	済	未	済	済
旧29	ｵﾘｼﾞﾅﾙ			立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供	済	－	－	済	中	－	済	済	－	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済
旧30	緊13			参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	済	済	－	中	中	中	済	済	－	中	中	済	済	－	中	中	中	中	中	中	済	済	－	中	中	中	中	中
旧31	緊18			広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
旧32	緊55			水位予測の検討及び精度の向上	・水位予測の精度向上の検討・システム改良	済	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－
旧33	ｵﾘｼﾞﾅﾙ			気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善→気象情報等の改善等（第7回以降修正）	・新しい防災気象情報を気象庁HPで提供	－	－	済	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－	済	－	－	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	－
旧34	緊5			水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	－	未	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	中	－	－	－	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	－	－	－
旧35	緊6			住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	【国・都道府県管理河川共通】 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	済	済	済	－	－	－	済	済	済	－	－	済	済	済	－	－	－	－	－	－	－	済	済	済	－	－	－	－	－	－
旧36	緊8			洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	中	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	中	－	－	－	－	－	－	－	－	中	－	－	－	－	－	－	－
旧37	緊9			防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。	－	済	未	－	－	－	－	済	未	－	－	－	済	未	－	－	－	－	－	－	済	未	－	－	－	－	－	－
旧38	緊10			ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	－	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	済	未	－	－	－	－	－	－	済	未	－	－	－	－	－	－
旧39	緊17			浸水実績等の周知（緊17）	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	－	済	－	済	中	中	－	済	－	済	済	－	済	－	済	中	済	未	済	済	－	済	－	中	済	未	済	済
旧40	緊34			市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	済	済	－	済	中	中	済	済	－	済	中	済	済	－	－	中	中	済	済	－	済	済	－	中	中	済	済	－

1期の目標年（令和2年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　4河川一覧（常願寺川、神通川、庄川、小矢部川）

第7回　総会　取組状況調査時点（令和3年6月）

参考資料2

青字：緊急行動計画を踏まえた追加の取組状況項目
赤字：幹事会（第7回）において追加された取組
オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

凡例　済 ①実施済、　中 ②実施中、　未 ③未実施

1期項目No	緊急行動計画No	1期減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	1期 カテゴリ	1期 内容	常願寺川 北陸地整	常願寺川 富山県	常願寺川 気象台	常願寺川 富山市	常願寺川 立山町	常願寺川 舟橋村	神通川 北陸地整	神通川 富山県	神通川 気象台	神通川 富山市	神通川 射水市	庄川 北陸地整	庄川 富山県	庄川 気象台	庄川 富山市	庄川 高岡市	庄川 射水市	庄川 砺波市	庄川 小矢部市	庄川 南砺市	小矢部川 北陸地整	小矢部川 富山県	小矢部川 気象台	小矢部川 高岡市	小矢部川 射水市	小矢部川 砺波市	小矢部川 小矢部市	小矢部川 南砺市
		2. ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																														
			■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																														
旧41	緊22			水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	未	済	済	済	済	済	済	済	未
旧42	緊30			自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	未	済	済	済	済	済	済	済	未
旧43	緊32			毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	中	済	未	済	済	済	済	済	中	済	未
旧44	緊31			水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	・水防団員の募集促進	－	－	－	済	済	済	－	－	－	済	済	－	－	－	済	済	済	済	済	未	－	－	－	済	済	済	済	未
旧45	緊22			国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	済	済	－	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	－	－	済	済	済	済	未	済	済	－	済	済	済	済	未
旧46	ｵﾘｼﾞﾅﾙ			大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画の検討	済	済	－	－	－	－	済	済	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－
旧47	緊37			大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）	・排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	済	済	－	済	中	中	済	済	－	済	済	済	済	－	済	済	済	未	済	中	済	済	－	済	済	中	済	中
旧48	緊37			排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有	済	済	－	済	済	済	済	済	－	済	済	済	済	－	済	済	済	済	済	済	済	済	－	済	済	未	済	済
旧49	緊37			関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	済	済	－	済	中	済	済	済	－	済	済	済	済	－	済	済	済	未	未	済	済	済	－	済	済	未	中	済
旧50	緊46			ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	済	済	済	－	－	－	済	済	済	－	－	済	済	済	－	－	－	－	－	－	済	済	済	－	－	－	－	－	－
旧51	緊49			河川管理の高度化（緊49）	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	済	済	－	－	－	－	済	済	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－	－	済	済	－	－	－	－	－	－

1期の目標年（令和2年度）における取組状況の機関別進捗評価一覧　4河川一覧（常願寺川、神通川、庄川、小矢部川）

第7回　総会　取組状況調査時点（令和3年6月）

参考資料2

青字：緊急行動計画を踏まえた追加の取組状況項目
赤字：幹事会（第7回）において追加された取組
オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

凡例　済 ①実施済、　中 ②実施中、　未 ③未実施

1期項目No	緊急行動計画No	項目	事項	1期 カテゴリ	1期 内容	常願寺川 北陸地整	常願寺川 富山県	常願寺川 気象台	常願寺川 富山市	常願寺川 立山町	常願寺川 舟橋村	神通川 北陸地整	神通川 富山県	神通川 気象台	神通川 富山市	神通川 射水市	庄川 北陸地整	庄川 富山県	庄川 気象台	庄川 富山市	庄川 高岡市	庄川 射水市	庄川 砺波市	庄川 小矢部市	庄川 南砺市	小矢部川 北陸地整	小矢部川 富山県	小矢部川 気象台	小矢部川 高岡市	小矢部川 射水市	小矢部川 砺波市	小矢部川 小矢部市	小矢部川 南砺市
		■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																														
旧52	緊14		要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）		・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言	済	済	済	済	中	中	済	済	済	済	済	済	済	済	済	中	済	済	済	済	済	済	済	中	中	済	済	済
旧53	緊36		大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動		・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言	済	済	－	済	中	中	済	済	－	済	－	済	済	－	済	済	中	－	－	済	済	－	済	－	中	－	－
旧54	緊36		早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）		【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を慨成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	済	済	－	未	中	中	済	中	－	未	中	済	済	－	未	済	中	中	中	－	済	中	－	済	中	中	中	－
		2. ソフト対策の主な取組　④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																														
		■救援・救助活動の効率化に関する取組																														
旧55	緊40		大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施		・広域支援拠点等の検討支援	－	－	－	－	－	－	済	済	－	中	済	済	済	－	－	済	中	未	中	中	－	－	－	－	－	－	－	－
		■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施																														
旧47	重複		氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成		・排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	本項目は第7回減対協において「1期項目No旧47」に統合した（カテゴリと内容が概ね重複しているため）																										
旧47	重複		大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）		・排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	本項目は第7回減対協において「1期項目No旧47」に統合した（カテゴリと内容が概ね重複しているため）																										
旧56	緊37		地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施		・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討支援 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	済	－	－	－	未	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
旧48	重複		排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備		・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有	本項目は第7回減対協において「1期項目No旧48」に統合した（カテゴリと内容が概ね重複しているため）																										
旧49	重複		関係機関が連携した排水実働訓練の実施		・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	本項目は第7回減対協において「1期項目No旧49」に統合した（カテゴリと内容が概ね重複しているため）																										

参考資料３

２期項目 NO に含まれる１期項目 No の内容

２期　項目 No	新１
２期　カテゴリ	洪水予測や水位情報の情報強化
２期　内容	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理 435 ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム 435 のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施

2期項目 No	緊急行動計画 No	1期項目 No	1期　カテゴリ	1期　内容
新1	緊25	旧11 ﾊｰﾄﾞ	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	【国管理河川】 ・ 水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・ 洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置）
新1	緊9	旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。

2期　項目No	新2
2期　カテゴリ	水防活動の啓発
2期　内容	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新2	緊22	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施
新2	緊30	旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	・重要水防箇所等の合同巡視を実施
新2	緊32	旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援
新2	緊31	旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	・水防団員の募集促進
新2	緊22	旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加

2期　項目No	新3
2期　カテゴリ	水害リスク共有
2期　内容	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新3	緊30	旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検
新3	緊19	旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備 →災害リスクの現地表示（緊19）	・まるごとまちごとハザードマップへの情報提供
新3	緊2 緊7	旧25	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信
新3	緊12 緊15 緊16 緊52	旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）、適切な土地利用の促進（緊52）	・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表
新3	緊5	旧34	水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。
新3	緊6	旧35	住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	【国・都道府県管理河川共通】 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。
新3	緊8	旧36	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
新3	緊17	旧39	浸水実績等の周知（緊17）	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。

2期　項目No	新4
2期　カテゴリ	排水体制の促進
2期　内容	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新4	緊47	旧14 ﾊｰﾄﾞ	重要インフラの機能確保（緊47）	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。
新4	緊37	旧47	大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施（緊37）	・排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討
新4	緊37	旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有
新4	緊37	旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加
新4	緊37	旧56	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討支援 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討

2期　項目No	新5
2期　カテゴリ	ダム等の洪水調節機能の向上・確保
2期　内容	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5 治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3 治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新5	緊10	旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。
新5	緊46	旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

2期　項目No	新6
2期　カテゴリ	避難対策
2期　内容	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新6	緊28	旧12 ﾊｰﾄﾞ	応急的な退避場所の確保（緊28）	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。
新6	緊21	旧23	避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。
新6	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供

2期　項目No	新7
2期　カテゴリ	水防災教育の啓発
2期　内容	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新7	緊20 緊24	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	・出前講座等の活用
新7	緊24	旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等の活用
新7	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布

2期　項目No	新８
2期　カテゴリ	要配慮者支援
2期　内容	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新8	緊22	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援
新8	緊14	旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言

2期　項目No	新９
2期　カテゴリ	タイムラインの活用促進
2期　内容	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新9	緊23	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。
新9	緊3	旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供
新9	緊4	旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供

2期　項目No	新１０
2期　カテゴリ	広域避難計画の策定及び支援
2期　内容	・広域避難計画の策定及び支援

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新10	緊13	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援
新10	緊18	旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進

2期　項目No	新１１
2期　カテゴリ	洪水を安全に流すためのハード対策の推進
2期　内容	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ		1期　内容
新11	緊36	旧1 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進
新11	緊42	旧3 ﾊｰﾄﾞ	本川と支川の合流部等の対策（緊42）		【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。
新11	緊43	旧4 ﾊｰﾄﾞ	多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）		【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。 ・国土強靱化5カ年加速化対策（2021～2025年度）に基づき引き続き樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性がある箇所の解消を図る。
新11	緊26	旧7 ﾊｰﾄﾞ	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）		・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進
新11	緊48	旧15 ﾊｰﾄﾞ	樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）		＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。

2期　項目No	新１２
2期　カテゴリ	水防資機材の検討及び配置
2期　内容	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ		1期　内容
新12	緊30	旧8 ﾊｰﾄﾞ	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	水防資材の確認・整備	・水防資材の確認・整備
新12	緊30	旧9 ﾊｰﾄﾞ		新技術を活用した資機材等の整備	・新技術を活用した資機材等の整備
新12	緊25	旧10 ﾊｰﾄﾞ	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		・簡易水位計、CCTVカメラの設置
新12	緊49	旧51	河川管理の高度化（緊49）		【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。

2期　項目No	新１３
2期　カテゴリ	流木や土砂の影響への対策
2期　内容	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018 年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新13	緊44	旧5 ﾊｰﾄﾞ	流木や土砂の影響への対策（緊44）	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。
新13	緊45	旧6 ﾊｰﾄﾞ	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。

2期　項目No	新１４
2期　カテゴリ	災害時の拠点施設に対する対策
2期　内容	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ		1期　内容
新14	緊29	旧2 ﾊｰﾄﾞ	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備	防災拠点等の整備の検討	・防災拠点等の整備の検討
新14	緊35 緊40	旧13 ﾊｰﾄﾞ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)（緊35、緊40）		【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。 【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。
新14	緊34	旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）		【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
新14	ｵﾘｼﾞﾅﾙ	旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施		・復旧活動の拠点等配置計画の検討
新14	緊40	旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施		・広域支援拠点等の検討支援

2期　項目No	新１５
2期　カテゴリ	民間企業の水害対策
2期　内容	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
新15	緊36	旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言
新15	緊36	旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等

削除項目

内容	・　対象機関は、富山河川国道事務所のみ（進捗は４河川とも「①実施済」） ・　富山河川国道事務所内部の水位予測向上に関する項目 ・　２期においては、削除する予定です

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
	緊55	旧32	水位予測の検討及び精度の向上	・水位予測の精度向上の検討・システム改良

内容	・　対象機関は、富山地方気象台のみ（進捗は４河川とも「①実施済」） ・　富山地方気象台独自の取組ではなく、気象庁の業務の一環として改善が既に進んでいる項目 ・　２期においては、削除する予定です

2期項目No	緊急行動計画No	1期項目No	1期　カテゴリ	1期　内容
		旧33	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 →気象情報等の改善等（第7回以降修正）	・新しい防災気象情報を気象庁HPで提供

以上